

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件

○こども家庭庁告示第 号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項及び第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示五百二十八号）の一部を次の表のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	改 正 前
<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>姿勢保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から<u>第六項</u>までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>4 <u>別表の1の(4)の装具（レディメイド）の購入に係る費用の額の基準は、前項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百に相当する額とする。</u></p> <p>5 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前二項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>上限価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u> 二 <u>別表の1の(8)のその他の表に掲げる歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u> 	<p>1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十五項に規定する主務大臣が定める補装具の種目は、義肢、装具、<u>座位保持装置</u>、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ及び重度障害者用意思伝達装置とし、次項から<u>第五項</u>までに定める基準以外の基準については、別表のとおりとする。ただし、障害の現症、生活環境等を特に考慮して市町村が費用を支給する補装具については、別表の規定にかかわらず、法第七十六条第三項の規定による身体障害者更生相談所その他主務省令で定める機関の意見に基づき当該市町村が定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十六条第二項の規定に基づき主務大臣が定める補装具の購入等に係る費用の額の基準は、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百六に相当する額とする。ただし、第一項ただし書の補装具については、市町村が定める額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、別表の規定による<u>価格</u>の百分の百十に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 <u>別表の1の(5)の眼鏡（遮光用及び弱視用を除く。）の購入</u> 二 <u>別表の1の(5)の歩行補助つえ（プラットホーム杖に限る。）の購入</u>

三 別表の3の(1)のエの表に掲げる断端袋の交換
四 別表の3の(2)のエの表に掲げる断端袋の交換

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五 別表の3の(6)の車椅子の表の付属品の項に掲げる付属品交換
(別表の1の(6)のエの(ウ)の表に掲げるクッション(カバー付き)、背クッション、枕(レディメイド)、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポーツカバー及びリフレクタの交換に限る。ただし、オーダーメイドで製作されたものを除く。)

六 別表の3の(7)の電動車椅子のアの表のスイッチの項に掲げる延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換(リチウムイオン電池)、充電器の項に掲げる外部充電器交換及び付属品の項に掲げる付属品交換(別表の1の(7)のエの(ウ)の表に掲げるジョイスティックノブの交換に限る。)並びにイの表のスイッチの項に掲げるスイッチゴム交換及び延長スイッチ交換、バッテリの項に掲げるバッテリ交換(リチウムイオン電池)

(新設)

(新設)

三 別表の3の(5)の視覚障害者安全つえの項中マグネット付き石突交換

四 別表の3の(5)の眼鏡の項中枠交換(遮光用及び弱視用に係るものを除く。)

五 別表の3の(5)の眼鏡の項中レンズ交換(遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。)

六 別表の3の(5)の補聴器の項中重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換

七 別表の3の(5)の車椅子の項中クッション交換、クッション(ポリエステル繊維、ウレタンフォーム等の多層構造のもの及び立体編物構造のもの)交換、クッション(ゲルとウレタンフォームの組合せのもの)交換、クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)交換、クッション(特殊な空気室構造のもの)交換、フローテーションパッド交換、背クッション交換、特殊形状クッション(骨盤・大腿部サポート)交換、クッションカバー(防水加工を施したもの)交換、枕(オーダー)交換、リフレクタ(反射器一夜光反射板)交換、テーブル交換、スポーツカバー交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換及び日よけ(雨よけ)部品交換

八 別表の3の(5)の電動車椅子の項中枕(オーダー)交換、バッテリー交換(マイコン内蔵型に係るものを含む。)、外部充電器交換、オイル又はグリス交換、ステッキホルダー(杖たて)交換、栄養パック取り付け用ガートル架交換、点滴ポール交換、延長式スイッチ交換、レバーノブ各種形状(小ノブ、球ノブ、こけしノブ)交換、レバーノブ各種形状(Uノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ)交換、日よけ(

	<u>及びバッテリ交換（ニッケル水素電池）並びに充電器の項に掲げる外部充電器交換</u>	<u>雨よけ）部品交換、リフレクタ（反射器—夜光反射板）交換及びテーブル交換</u>
七	<u>別表の3の(8)のその他の表の視覚障害者安全つえの項に掲げるマグネット付き石突交換</u>	(新設)
八	<u>別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げる枠交換（遮光用及び弱視用に係るものを除く。）</u>	(新設)
九	<u>別表の3の(8)のその他の表の眼鏡の項に掲げるレンズ交換（遮光用レンズ及び遮光矯正用レンズに係るものを除く。）</u>	(新設)
十	<u>別表の3の(8)のその他の表の補聴器の項に掲げる重度難聴用イヤホン交換、眼鏡型平面レンズ交換、骨導式ポケット型レシーバー交換、骨導式ポケット型ヘッドバンド交換、ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換及びイヤホン交換</u>	(新設)
十一	<u>別表の3の(8)のその他の表の歩行補助つえの項に掲げる凍結路面用滑り止め（非ゴム系）交換</u>	
十二	<u>別表の3の(8)のその他の表の重度障害者用意思伝達装置の項に掲げる本体修理、固定台（アーム式又はテーブル置き式）交換、固定台（自立スタンド式）交換、入力装置固定具交換、呼び鈴交換、呼び鈴分岐装置交換、接点式入力装置（スイッチ）交換、帶電式入力装置（スイッチ）交換、光電式入力装置（スイッチ）交換、呼気式（吸気式）入力装置（スイッチ）交換、圧電素子式入力装置（スイッチ）交換、空気圧式入力装置（スイッチ）交換、視線検出式入力装置（スイッチ）交換及び遠隔制御装置交換</u>	
十三	<u>別表の3の(8)のその他の表の人工内耳の項に掲げる人工内耳用音声信号処理装置修理</u>	
6	国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、 <u>第三項及び前項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。</u>	5 国、地方公共団体、日本赤十字社、社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する補装具製作施設が製作した補装具を購入又は修理する場合の第三項又は前項の費用の額の基準は、 <u>前二項の規定にかかわらず、それぞれ第三項又は前項に掲げる額の百分の九十五に相当する額とする。</u>
	別表	別表

1 購入基準

(1) 義肢—殻構造義肢

義肢とは、欠失した上肢若しくは下肢の全部若しくは一部の形態又は機能を代償するために装着及び使用する人工の手足をいう。

そのうち、殻構造義肢とは、義肢に働く外力を殻で負担し、同時に、この殻の外形が手足の外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	採型 区 分	定 義	備 考
肩 義 手	A—1	<p><u>肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断及び上腕骨頸部切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>

1 購入基準

(1) 義肢—殻構造義肢

(新設)

名 称	型 式	使用材料・部品及び工作法	価 格	備 考
上腕義手	装 飾 用	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに安定性の確保に留意し、残存運動力を有効に伝えなければならぬこと。</u></p> <p><u>肩吊りバンドは、使用中容易に変形しない織物を用い、腋窩部に不快感、疼痛、皮膚の損傷を生じないよう留</u></p>	<p><u>イの採型区分によるウの基本価格を合算した額とし、</u></p> <p><u>こと。</u></p>	

		<p>はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもののものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。）</p>	<p>意すること。</p> <p>作業用 ソケット及び支持部の工作に際しては、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃に耐えられるよう留意し、信頼性を高めること。 その他は装飾用と同じ。</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性、運動の伝達性を確保するとともに、トータルコンタクト（全面接触型）を原則とすること。 コントロールケーブル（伝導索）は、可携性の大きい滑らかな鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジング（ケーブル鞘）とともに用い、摩擦によるケーブルの損耗と力の伝達効率の低下を防ぐ</p>
上腕義手	A-2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(電動式)</p> <p>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネ</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>

		<p>ルギーを用いるもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他を用いるハイブリッド式の場合は、電動式として算定する。</p> <p>(その他)</p> <p><u>能動式・電動式以外のもの</u>。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</p>			<p>こと。</p> <p>肩吊りバンドは、肘継手、手部の作動力源で、その適合はコントロールケーブルのアライメントとともに義手の機能を左右することから適合と取付けに細心の注意を払い、また、腋窩部を過度に圧迫しないこと。</p> <p>肘継手及び手部は、繰返し使用に対し機能の低下を来たさず信頼性の高いものであること。</p>	
肘義手	A-3	<p><u>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	フック型	<p>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</p> <p>その他はハンド型手部付と同じ。</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端との適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p>

		<p><u>(電動式)</u> <u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u> <u>(その他)</u> <u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>		<p><u>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具や継手を制御するものであること。</u></p>	
前腕義手	A—4	<p><u>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u> <u>上肢帯、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの。なお、電動式に加え、能動式又はその他のを用いるハイブリッド</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	<p><u>肩義手 装飾用</u> <u>肩継手は、可動で外転式、屈曲一伸展式又は複合運動式とし、衣服の損耗を防ぐために突起部のないよう留意すること。</u> <u>ハーネス（胸郭帶）</u> <u>は、義手を肩部によく落ち着かせるようその取付位置を注意して選び、着脱に便利な構造とすること。</u> <u>その他は上腕義手装飾用と同じ。</u></p> <p><u>作業用</u> <u>肩継手は、必要に応じ固定できること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u></p> <p><u>能動式 ハンド型手部付</u> <u>肩継手は、装飾用と同じ。</u> <u>コントロールケーブルの取付けにはその位置に留意し、コントロールケーブルに引張力が働くとき肩継手が動かぬようにするこ</u></p>	

		<p><u>式の場合は、電動式として算定する。</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。なお、幹部を使用する作業用義手は骨格構造とする。</u></p>		<p><u>と。</u></p> <p><u>外観を良くするために、肩幅の復元に留意すること。</u></p> <p><u>その他は上腕義手能動式と同じ。</u></p>	
手義手	A-5	<p><u>手義手とは、手関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	<p><u>普通</u></p> <p><u>手部付型</u></p> <p><u>能動式肩甲鎖骨切除用</u></p>	<p><u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u></p> <p><u>その他はハンド型手部付と同じ。</u></p> <p><u>ソケットの支持性を増すため、反対側の肩部までソケット後壁部を延長する等特別の配慮が必要であるとともに、疼痛、不快感のないよう適合に留意すること。</u></p> <p><u>肩吊りバンドの工作に際しては、反対側の肩運動を有効に利用するため運動量増幅機構等を用い、コントロールケーブルのアライメントに際しては、機能の向上に特に留意すること。</u></p> <p><u>その他は能動式普通</u></p>

		<p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったものの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</u></p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2"><u>手部 ツク 型</u></td><td><u>用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>電動式</u></td><td><u>上腕義手電動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>肘義手</u></td><td><u>装飾用</u></td></tr> <tr> <td><u>上腕義手装飾用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2"></td><td><u>作業用</u></td></tr> <tr> <td><u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>能動式</u></td><td><u>上腕義手能動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td><u>電動式</u></td><td><u>上腕義手電動式と同じ。</u></td></tr> <tr> <td rowspan="2"><u>前腕義手</u></td><td><u>装飾用</u></td></tr> <tr> <td><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u></td></tr> </table>	<u>手部 ツク 型</u>	<u>用と同じ。</u>	<u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u>	<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>	<u>肘義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>上腕義手装飾用と同じ。</u>		<u>作業用</u>	<u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u>	<u>能動式</u>	<u>上腕義手能動式と同じ。</u>	<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>	<u>前腕義手</u>	<u>装飾用</u>	<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u>
<u>手部 ツク 型</u>	<u>用と同じ。</u>																				
	<u>手部は、使用中変形を来たさず信頼性の高いものであること。</u> <u>その他はハンド型手部付と同じ。</u>																				
<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>																				
<u>肘義手</u>	<u>装飾用</u>																				
	<u>上腕義手装飾用と同じ。</u>																				
	<u>作業用</u>																				
	<u>幹部は、作業種目を考慮したものとすること。</u> <u>その他は上腕義手作業用と同じ。</u>																				
<u>能動式</u>	<u>上腕義手能動式と同じ。</u>																				
<u>電動式</u>	<u>上腕義手電動式と同じ。</u>																				
<u>前腕義手</u>	<u>装飾用</u>																				
	<u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、断端との適合に注意し、装着感を良くするとともに残存運動力を有効に伝えるよう注意すること。</u> <u>切断面に回旋能力が</u>																				
<u>手部義手</u>	<u>A—6</u>	<p><u>手部義手とは、手根中手切斷に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブルやリンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(電動式)</u></p> <p><u>継手及び手先具の操作を</u></p>																			

		<p><u>行うための力源に電気エネルギーを用いるもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式・電動式以外のもの</u></p> <p>の。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）及び作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したものであって、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>		<p><u>残っていない場合には、手継手部で回旋できることが必要であること。</u></p>
		<p><u>A—6</u> <u>(多指切断)</u></p> <p><u>A—7</u> <u>(1指切断)</u></p> <p><u>手指義手とは、手指切断に用いるものであって、次に掲げるものをいい、キャップ式又は手袋型のいずれかによることとする。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、リンク機構等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）のもの</u></p>	<p><u>作業用</u></p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>必要に応じて上腕カフ（締革）にハーネスを付けること。</p> <p>ソケット、支持部及び肘継手は、作業中の繰返し荷重、振動荷重、衝撃荷重に耐えられるよう材質及び工作法を十分吟味すること。</p>	
<u>手指義手</u>			<p><u>能動式</u></p> <p><u>長断端用ハンド型</u></p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の運動を忠実に伝えるため及び装着感を良くするため、採型に細心の注意を払うこと。また、断端長の許す限り二重ソケットを原則と</p> <p><u>長断端用ブック型</u></p>	

		を含む。				
股 義 足	B—1	股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いるものをいう。				すること。 ・ 長断端用には、前腕の回内外運動をできるだけ良く伝えるようにソケット先端部の適合に留意すること。
大腿義足	B—2	大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 <u>(差込式)</u> 断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装置によって懸垂するもの。 ソケット底を開放した型式（オープソエンドソケット）のものを含む。 <u>(ライナー式)</u> ソケットとのインサイフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。 <u>(吸着式)</u> ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能を持たせたもの。ライナーを使用するものは含まない。	中 断 端 用 ハ ン ド 型	中 断 端 用 フ ツ ク 型	短 断 端 用 ハ ン ド 型	・ 中断端用には、肘の屈曲一伸展運動を忠実に伝えるとともに、135°の屈曲を妨げることないように留意すること。 ・ 短断端用には、ソケット及び前腕部が別個に動く構造、いわゆるスプリットソケット構造とし、屈曲時に断端の脱落を防止するため、ソケットは肘頭まで包含する構造とすること。 コントロールケーブルは、可撓性の大きい平滑な鋼製ケーブル又はナイロン単纖維をハウジングとともに用
膝 義 足	B—3	膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次				

		<p><u>に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p>(ライナー式)</p> <p><u>ソケットとのインターフェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p>(吸着式)</p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ、もって自己懸垂機能をもたせたもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>		
下腿義足	B—4	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。ライナーの有無は問わない。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p>	<p>短断端用 フック型</p> <p>い、ケーブルの摩擦を少なくするとともに、摩耗によるケーブルの損傷を極力少なくすること。 肩吊りバンドの適合及びアライメントは、コントロールケーブルのアライメントとともに能動義手の機能を左右することから、適合と取付けには特に留意し、腋輪は、腋窩部の疼痛、不快感、皮膚の損傷を生じないよう適切な保護用被覆を行うこと。</p> <p>電動式</p> <p>上腕義手電動式と同じ。</p>	<p>手義手</p> <p><u>装飾用</u> 前腕義手装飾用と同じ。</p> <p><u>作業用</u> 前腕義手作業用と同じ。</p> <p><u>能動式</u> 前腕義手能動式長断端用と同じ。</p> <p>電動式</p> <p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、断端と</p>

		<p><u>(P T B式)</u> 膝蓋腱（靭帶）を主とし、脛骨内側脛部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持し、P T Bカーブルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</p> <p><u>(P T S式)</u> 膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</p> <p><u>(K B M式)</u> 膝蓋骨を露出させている義足で、かつ、大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたらしたもの。体重支持方式は問わない。</p> <p><u>(T S B式)</u> 断端表面全体を体重支持面とする全面接觸式ソケットを用いるもの。ただし、P T S式及びK B M式を除く。</p>		<p>の適合に留意し、装着感の良さ、安定性及び運動の伝達性を確保すること。</p> <p>操作は、筋電電極又はスイッチを用い、モーターにより手先具を制御するものであること。</p>
サイム義足	B—5	<p>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>(差込式)</u> 断端とソケットとの間に</p>	手部義手	<p>装 飾 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手袋型とすること。</p> <p>作 業 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 手部又は前腕部に固定できるようにすること。 手部には、作業に必要な装置を付けること。</p>
			電 動 式	手義手電動式と同じ。
			手指義手	<p>装 飾 用 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品</p>

		<p><u>余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u> <u>(有窓式)</u> <u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>		<p><u>を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>キャップ式又は手袋型のいずれかによること。</u></p>	
足根中足 義足	B—6	<p><u>足根中足義足とは、足根中足切断（足根部から中足部までの切断で、ボイド切断及びピロゴフ切断を含む）に用いるものであつて、次に掲げるものをいう。</u> <u>(足袋式)</u> <u>足袋式ソケットに足先（完成用部品含む）等を接合したもので、後方開きで紐やベルトで固定するもの</u> <u>(下腿部支持式)</u> <u>下腿部に及ぶ構造を有するもので、断端部が不良等の理由により体重支持が困難な場合に使用されるもの</u></p>		<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>指部は、作業に適するよう形成すること。</u></p>	<p><u>大腿短断端を含む。</u></p>
足趾義足	B—7	<p><u>足趾義足とは、足趾切断に用い、踵部にベルト等を引き掛け、又は足袋型にして装着するものをいう。</u></p>		<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u> <u>ソケットは、装着感を良くするとともに完全に適合し、かつ、腸骨稜まで収納することにより、義足を懸垂するようにすること。革ソケットの場合は、ソケットの内側を牛クロム革で内張りすること。</u> <u>回転台付の場合、皮革絞りのソケットは、変形防止のため帶鋼で補強枠を組み、取り付</u></p>	

ること。
大腿部及び下腿部
は、木製内部の水分を
一定に保つための配慮
を必要とすること。
アルミニウム合金の
場合には、防蝕処理を
施すこと。
運動部分の継手につい
ては、防音と減摩に十
分留意すること。

アの基本工作法によ
り、エ及びオよりそれ
ぞれ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせ
て製作すること。
ソケットは、義足の
懸垂、体重支持及び運
動性を確保すること。
歩容に重要な影響を
及ぼすので、アライメ
ントは特に精密に決定
すること。
アライメントカップ
リング（軸位調整装
置）を用いて必ず試歩
行を行うこと。
両脚の歩長をそろえ
るため、股屈曲角制限
装置を取り付けるこ
と。

		<p><u>作業用</u></p> <p>耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用普通と同じ。</p>	
大腿義足	<u>常用</u>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、装着感、体重支持及び運動性を良くするため、適合に留意し四辺型ソケットとすること。</p> <p>ソフトインサートは、皮革、軟性発泡樹脂等のいずれでもよいこと。ただし、状況に応じてソフトインサートを省いてもよいこと。</p> <p>アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。</p>	
	<u>吸着式常用</u>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>ソケットは、断端の解剖、生理学的特性に</p>	<p>差込吸着式を含む。</p>

適合した最適形状と軽度の圧迫によって、体重支持、懸垂力を生じるので、適合には特に留意し、装着感、断端の変色、肉の盛り上がり、坐骨結節の位置等を、十分吟味すること。

義足の組立てに際しては、試歩行により装着感、安定性及び運動性を確保するための歩行分析を行い、ソケット適合の場合の修正、アライメントの調整を行い、正常歩行に近づけるよう努めること。

膝継手の運動を制御するためのブレーキ装置は、その機能が確実で信頼性のあるものを用い、使用中の緩み、かじりつきのないものを用いること。

断端の状況に応じて、懸垂補助、歩容の改善のため、シレジアバンド（懸垂帶）を用いてもよいこと。

S A C H足部は、体

			<p>重、健肢の足の寸法、常用する履物、装着者の活動性を考慮して、適切な寸法、性状で、かつ、信頼性の高いものを使用すること。</p> <p><u>断端の状況の許す限り、トータルコンタクトを原則とし、やむを得ない場合には断端末部に空気室を設けてもよいこと。</u></p>	
		<u>作業用</u>	<p><u>耐水性及び防蝕性を</u>与えるよう留意するとともに、十分な強度をもたせること。</p> <p><u>その他は常用と同じ。</u></p>	
膝義足	常用		<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれ</u>ぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p><u>ソケットの適合には</u>綿密な注意を払い、装着感を良くするとともに運動性を確保すること。</p> <p><u>ソフトインサート</u>は、必ずしも必要としないが、断端末支持に</p>	

				は断端末受を入れること。
				下腿部に強化プラスチックを用いる場合は、変形を防止するよう十分留意すること。
				膝継手が遊動式の場合には、膝関節の運動をコントロールする構造又は装置を必要とするほか、防音、運動部の減摩に留意すること。
				膝継手は、衣服の損耗を防止するため皮革で包むこと。
		作業用		耐水性及び防蝕性に留意すること。 その他は足部を除き、常用に同じ。
下腿義足	常用	普通 (軽便式を含む)		アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。 ソケットは、体重支持と義足の運動性のため、採型に特に留意すること。 膝継手軸の取付位置は、椅子時の快さ、歩

行時のピストン運動及び遊脚時の義足の動きに重大な影響を与えるので、入念にその位置を決定すること。

アルミニウム合金を使用する場合は、防蝕処理を施すこと。

大腿もも締めの筋金は、歩容、義足の懸垂及び安定性に影響があるので、筋金のくせとり、長さの決定並びにもも締革の製作及び取付けには十分な配慮が必要であること。

P アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

T ソケットは、体重支
B 持、安定性及び運動性を良くするため、適合に留意し、アライメントカップリングを用いて試歩行を行った上で組み立てること。

式 精密な適合によってソケットのみを用い、ソフトインサートを省

サイム切
断を含
む。

いてもよいこと。その場合、断端末部はクッション材で支持すること。

外装は、強化プラスチック仕上げとすること。

膝カフを皮革で作る場合には、使用中に懸垂バンドが伸びるのを防止するため、表革と裏打との間に伸びのないベルト等をはさむこと。

膝継手金具及び大腿もも締革は、用いないことを原則とするが、断端の状況によりやむを得ない場合は、膝継手金具又は大腿もも締革を用いてもよいこと。

適合判定は、試歩行の段階及び義足完成時を行うこと。

P
T
S
式

ソケット上部の適合には、細心の注意を払い、特に膝関節付近の解剖学的構造によく合わせることによって義足を懸垂させること。

				<p><u>採型後ギプスソケット</u> トによって適合をよく 吟味、修正すること。 <u>その他はP T B式と</u> <u>同じ。</u></p>
K	B	M	式	<p><u>義足の懸垂は、内顆部の解剖学的構造によく適合したくさび又はF A J A Lの方法によって行われ、膝蓋骨部は露出するため、特に採型時及び仮合わせ時の適合は、綿密に吟味すること。</u> <u>膝蓋韌帶より上部のソケットは、左右方向に変形しやすいものとなる傾向があるので、ソケット形成に際しては、補強材の種類、量、樹脂の強度を十分吟味して、強度、剛性を減少させぬよう留意すること。</u> <u>その他はP T S式と同じ。</u></p>
T	S	B	式	<p><u>ソケットは、精密な適合を行い全面が接触する形状になるよう製作すること。</u> <u>その他はP T B式と</u></p>

			同じ。
	作業用		<p>耐水性及び防蝕性に留意すること。</p> <p>その他は常用普通と同じ。</p>
果義足			<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</p> <p>足部は、遊動足部又はS A C H足部の構造特性を利用したものとすること。</p> <p>特にソケットと足部との結合部の強度を保つように留意すること。</p>
足根中足 義足	鋼板入り		<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>断端の骨突出部を損傷しないようソケット</p>

の適合とソケット構造
に特に留意すること。

足底は、鋼板、ゴム
ベルト等を挿入して彈
性と強度をもたせること。

足の形態の復元のため、スポンジで形成
し、足底は牛なめし革
を張り付けること。

足袋式 アの基本工作法によ
り、エ及びオよりそれ
ぞ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせ
て製作すること。

足底は、ゴムベルト
を入れ足部の変形を防
止し、かつ、耐久性を
増加するようにすること。

断端から踵までを包
み足袋型とすること。

締付けは、前後いずれ
でもよいこと。

足部は、牛なめし革
を張り付けること。

下腿部支持式 アの基本工作法によ
り、エ及びオよりそれ
ぞ必要な材料・部品
を選択し、組み合わせ
て製作すること。

		<p><u>義足の懸垂は、断端の形状を利用し、ソケットを断端に固定することによって行われるので、適合に十分留意すること。</u></p>	
	<u>足指義足</u>	<p><u>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</u></p> <p><u>踵部にゴムバンドで引き掛け、又は足袋型にし、足部を包んで装着できるようにすること。</u></p>	
<u>(注)</u>			
<ol style="list-style-type: none"> <u>1 義手の作業用に付ける手先用具は、3個を範囲として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u> <u>2 手先用具の取付部は、ピン固定法又は溝固定法により、太さは9mmとすること。</u> <u>3 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</u> <u>4 障害者の殻構造義肢の耐用年数は、力の耐用年数によるものとすること。</u> <u>5 障害児の殻構造義肢の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。</u> 			
<u>ア 基本工作法</u>			
<u>工 程</u>	<u>作 業 の 内 容</u>		

(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）	(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況、肢位の観察及び特徴の把握並びに筋肉の走路及び筋電位出力の確認（電動式）
(イ)・(ウ) (略)	(略)	(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定	(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)	(オ) (略)	(略)
(カ) ソケット製作	積層材の被覆、強化材の付加、PVAバッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）	(カ) ソケット製作	ストッキネットの被覆、強化材の付加、PVAバックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング並びに電極ダミーの設定（電動式）
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォーム、ギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリ及びコントローラ収納場所の確保（電動式） 義足：（略）	(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、プラスチックフォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合並びにバッテリー及びコントローラー収納場所の確保（電動式） 義足：（略）
(ク) (略)	(略)	(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの調整、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導	(ケ) 仮合わせ	義手：（略） 義足：アライメントの修正、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、積層材の被覆及び樹脂注型並びに感度調整用窓加工（電動式） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装	(コ) 外装及び仕上げ	義手：外形の研削、ストッキネットの被覆及びラミネーション並びに感度調整用窓加工（電動義手） 義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の

				<u>除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検</u>				
(#) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認							
イ (略)								
ウ 基本価格								
名 称	採型区分	型 式	上限価格 円	備 考				
義手用	A—1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲				
		(削る)	(削る)	胸郭間切断用は、 <u>15,000円</u>				
		能動式	<u>50,900</u>	増しとすること。				
		電動式	<u>90,800</u>					
		その他	<u>38,200</u>					
	A—2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着				
		(削る)	(削る)	式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。				
		能動式	<u>47,800</u>					
		電動式	<u>84,000</u>					
		その他	<u>40,700</u>					
	A—3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着				
		(削る)	(削る)	式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。				
		能動式	<u>43,000</u>					
		電動式	<u>75,900</u>					
		その他	<u>37,100</u>					
	A—4	(削る)	(削る)	全ての型式において、 [※] 顆上				
		(削る)	(削る)	懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。				
		能動式	<u>37,800</u>					
		電動式	<u>66,900</u>	スプリットソケットは、				
		その他	<u>36,000</u>	<u>22,200円</u> 増しとすること。				
	A—5	(削る)	(削る)					
		(削る)	(削る)					
		能動式	<u>37,200</u>					
除 除、外装並びにソケットの適 合及び機能の最終点検								
(#) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導							
イ (略)								
ウ 基本価格								
名 称	採型区分	型 式	価 格 円	備 考				
義手用	A—1	装飾用	<u>36,200</u>	肩甲胸郭間切断用は、				
		作業用	<u>36,200</u>	<u>14,200円</u> 増しとすること。				
		能動式	<u>48,200</u>					
		電動式	<u>85,900</u>					
		(新設)						
	A—2	装飾用	<u>38,500</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しと				
		作業用	<u>38,500</u>	すること。				
		能動式	<u>45,200</u>					
		電動式	<u>79,400</u>					
		(新設)						
	A—3	装飾用	<u>35,100</u>	吸着式は、 <u>28,000円</u> 増しと				
		作業用	<u>35,100</u>	すること。				
		能動式	<u>40,700</u>					
		電動式	<u>71,800</u>					
		(新設)						
	A—4	装飾用	<u>34,100</u>	顆上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増				
		作業用	<u>34,100</u>	しとすること。				
		能動式	<u>35,800</u>	スプリットソケットは、				
		電動式	<u>63,300</u>	<u>21,000円</u> 増しとすること。				
		(新設)						
	A—5	装飾用	<u>30,900</u>					
		作業用	<u>30,900</u>					
		能動式	<u>35,200</u>					

	電動式	<u>65,400</u>	
	その他	<u>32,600</u>	
A—6	(削る)	(削る)	
	(削る)	(削る)	
	能動式	<u>18,900</u>	
	電動式	<u>33,400</u>	
	その他	<u>12,400</u>	
A—7	<u>能動式</u>	<u>14,600</u>	
	その他	<u>9,950</u>	
義足用	B—1	(削る) (削る)	<u>236,700</u> 片側骨盤切断用は、 <u>20,100</u> <u>円増しとすること。</u>
	B—2	差込式	<u>76,300</u> 短断端切断用キップシャフ トは、 <u>56,800円増しとすること。</u>
		ライナー式	<u>126,500</u>
		吸着式	<u>175,600</u> <u>坐骨収納型ソケットは、</u> <u>53,200円増しとし、チエッ</u> <u>クソケット加算ができるこ</u> <u>と。</u>
	B—3	差込式	<u>74,400</u> 大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u>
		ライナー式	<u>97,500</u> <u>増しとすること。</u>
		吸着式	<u>146,600</u>
	B—4	差込式	<u>60,800</u> 大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u>
		P T B式	<u>86,500</u> <u>増しとすること。</u>
		P T S式	<u>103,700</u>
		K B M式	<u>106,700</u>
		T S B式	<u>86,500</u>
B—5	差込式	<u>49,400</u>	
	有窓式	<u>74,400</u>	
B—6	足袋式	<u>25,900</u>	
	下腿部	<u>74,400</u>	
	支持式		

	電動式 (新設)	<u>61,900</u>	
A—6	装飾用	<u>11,800</u>	
	作業用	<u>11,800</u>	
	能動式	<u>17,900</u>	
	電動式	<u>31,600</u>	
	(新設)		
A—7	装飾用	<u>9,450</u>	
	作業用	<u>13,800</u>	
義足用	B—1	受皿式 カナダ式	<u>110,500</u> 片側骨盤切断用は、 <u>19,000</u> <u>円増しとすること。</u>
	B—2	差込式 ライナー式 吸着式	<u>72,200</u> 短断端切断用キップシャフ トは、 <u>53,700円増しとすること。</u> <u>坐骨収納型ソケットは、</u> <u>58,700円増しとすること。</u>
B—3	差込式	<u>70,400</u> 大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u>	
	ライナー式	<u>92,200</u> <u>増しとすること。</u>	
	吸着式	<u>138,600</u>	
B—4	差込式	<u>57,500</u> 大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u>	
	P T B式	<u>81,800</u> <u>増しとすること。</u>	
	P T S式	<u>98,100</u>	
	K B M式	<u>100,900</u>	
	T S B式	<u>81,800</u>	
B—5	差込式	<u>46,700</u>	
	有窓式	<u>70,400</u>	
B—6	足袋式	<u>24,500</u>	
	下腿部	<u>70,400</u>	
	支持式		

B-7

19,800

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。
- 3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	10,100	
		熱 硬 化 性 樹 脂	22,600	
		(削る)		
		熱 可 塑 性 樹 脂	5,750	
	A—2	(削る)	(削る)	電動式は、520円増しとすること。
		皮 革	13,300	
		熱 硬 化 性 樹 脂	15,500	

B-7

18,800

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	アルミニウム、 セルロイド	11,700	(新設)
		皮 革	9,550	
		熱 硬 化 性 樹 脂	21,400	
		熱 硬 化 性 樹 脂	21,900	
		(電動式)		
	A—2	熱 可 塑 性 樹 脂	5,450	
		熱 可 塑 性 樹 脂	6,000	
		(電動式)		
	A—2	アルミニウム、 セルロイド	10,300	(新設)
		皮 革	12,600	
		熱 硬 化 性 樹 脂	14,700	

	(削る)	(削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	7,500 (削る)	
A—3	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。
	皮 革	14,300	
	熱硬化性樹脂	15,500	
	(削る)	(削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	5,300 (削る)	
A—4	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。
	皮 革	13,100	
	熱硬化性樹脂	15,200	
	(削る)	(削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	5,200 (削る)	
A—5	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。
	皮 革	9,900	
	熱硬化性樹脂	14,400	
	(削る)	(削る)	
	熱可塑性樹脂 (削る)	7,500 (削る)	

	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
	熱可塑性樹脂	7,100	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550	
A—3	アルミニウム、 セルロイド	10,300	(新設)
	皮 革	13,600	
	熱硬化性樹脂	14,700	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
	熱可塑性樹脂	5,050	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	5,550	
A—4	アルミニウム、 セルロイド	9,100	(新設)
	皮 革	12,400	
	熱硬化性樹脂	14,400	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	14,800	
	熱可塑性樹脂	4,950	
	熱可塑性樹脂 (電動式)	5,450	
A—5	アルミニウム、 セルロイド	10,900	(新設)
	皮 革	9,400	
	熱硬化性樹脂	13,700	
	熱硬化性樹脂 (電動式)	14,100	
	熱可塑性樹脂	7,100	
	熱可塑性樹脂	7,600	

義足用	A—6	(削る)	(削る)	電動式は、520円 増しとすること。
		皮	革	9,650
		熱硬化性樹脂		11,700
		(削る)	(削る)	
	A—7	熱可塑性樹脂		7,350
		(削る)	(削る)	
		皮	革	4,300
		熱硬化性樹脂		4,350
B—1	熱可塑性樹脂		3,750	
	(削る)	(削る)		
	熱硬化性樹脂		40,000	
	熱可塑性樹脂		16,800	
B—2	木	製	54,500	エアクッションソ ケットは、17,200 円増しとすること。
		(削る)	(削る)	
		皮	革	21,300
		熱硬化性樹脂		31,100
	熱可塑性樹脂		18,300	
	(削る)	(削る)		
	木	製	54,500	
	熱可塑性樹脂		18,900	

B-3	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>17,200円</u> 増しとすること。 と。 二重式ソケットは、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>18,600円</u> 増し とすること。
	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	27,500 <u>46,000</u> 20,800	
B-4	(削る)	(削る)	エアクッションソケットは、 <u>15,600円</u> 増しとすること。 と。 二重式ソケットは、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>7,350円</u> 増し とすること。
	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	19,300 <u>28,100</u> 14,700	
B-5	(削る)	(削る)	エアクッションソ

B-3	アルミニウム、 セルロイド	<u>15,700</u>	エアクッションソケットは、 <u>16,300円</u> 増しとすること。 と。 二重式ソケットは、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>17,600円</u> 増し とすること。
	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	26,000 <u>43,500</u> 19,700	
B-4	アルミニウム、 セルロイド	<u>12,300</u>	エアクッションソケットは、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 と。 二重式ソケットは、内ソケットの 使用材料の価格を 加算することができること。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,950円</u> 増し とすること。
	皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	18,300 <u>26,600</u> 13,900	
B-5	アルミニウム、	<u>12,800</u>	エアクッションソ

		皮 革 熱硬性樹脂 熱可塑性樹脂	ケットは、 <u>14,300</u> <u>19,600</u> 円増しとするこ と。 <u>26,700</u> <u>11,600</u> 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>10,200</u> 円増し とすること。		セルロイド 皮 革 熱硬性樹脂 熱可塑性樹脂	ケットは、 <u>13,600</u> <u>18,600</u> 円増しとするこ と。 <u>25,300</u> <u>11,000</u> 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>9,700</u> 円増し とすること。
	B-6	(削る) 皮 革 熱硬性樹脂 (削る) 熱可塑性樹脂	(削る) エアクッションソ ケットは、 <u>13,500</u> <u>11,500</u> 円増しとするこ と。 <u>24,600</u> (削る) 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,250</u> 円増し とすること。 下腿部支持式につ いては、 <u>2,100</u> 円 増しとすること。 <u>11,400</u>	B-6	セルロイド 皮 革 熱硬性樹脂 熱硬性樹脂 (下腿部支持式) 熱可塑性樹脂	エアクッションソ ケットは、 <u>12,800</u> <u>12,700</u> <u>10,900</u> 円増しとするこ と。 <u>23,300</u> <u>25,300</u> <u>10,800</u> 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>5,950</u> 円増し とすること。 (新設)
	B-7	皮 革 熱硬性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>10,100</u> <u>22,400</u> <u>10,800</u>	B-7	皮 革 熱硬性樹脂 熱可塑性樹脂	<u>9,550</u> <u>21,200</u> <u>10,300</u>
(注)						
アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。						
(イ) ソフトインサート						
名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考	名称	採型区分
義手用	A-1	皮 革	<u>4,950</u>		義手用	A-1
名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考	名称	採型区分
義手用	A-1	皮 革	<u>4,700</u>			

	軟性発泡樹脂	5,050	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,550	
A—2	皮 革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A—3	皮 革	4,350	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
A—4	皮 革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
A—5	皮 革	4,250	
	軟性発泡樹脂	4,900	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,900	
義足用	B—1 皮 革	7,400	
	軟性発泡樹脂	5,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	11,200	
	B—2 皮 革	5,700	
	軟性発泡樹脂	5,200	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,400	
	皮革・フェルト	10,200	
	シリコーン	46,500	
B—3	皮 革	6,400	
	軟性発泡樹脂	5,350	
	皮革・軟性発泡樹脂	10,200	
	皮革・フェルト	11,300	
	シリコーン	50,100	
B—4	皮 革	4,700	
	軟性発泡樹脂	5,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,600	
	皮革・フェルト	8,800	

	軟性発泡樹脂	4,800	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
A—2	皮 革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A—3	皮 革	4,150	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
A—4	皮 革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
A—5	皮 革	4,050	
	軟性発泡樹脂	4,650	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,500	
義足用	B—1 皮 革	7,000	
	軟性発泡樹脂	5,300	
	皮革・軟性発泡樹脂	10,600	
	B—2 皮 革	5,400	
	軟性発泡樹脂	4,950	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,000	
	皮革・フェルト	9,700	
	シリコーン	44,000	
B—3	皮 革	6,050	
	軟性発泡樹脂	5,100	
	皮革・軟性発泡樹脂	9,650	
	皮革・フェルト	10,700	
	シリコーン	47,400	
B—4	皮 革	4,450	
	軟性発泡樹脂	4,750	
	皮革・軟性発泡樹脂	7,200	
	皮革・フェルト	8,350	

	シリコーン	40,000	
B-5	皮 革	4,950	
	軟性発泡樹脂	8,000	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,700	
B-6	皮 革 (削る)	3,150	下腿部支持式につ いては、4,450円 増しとすること。
	軟性発泡樹脂 (削る)	3,550	(削る)
	皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	6,300	
B-7	皮 革	2,400	
	軟性発泡樹脂	2,850	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,900	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	(削る)	肩 部		9,500	肩義手で、ソ
	能動式	上腕部	(削る)	(削る)	ケットに続く 部分の形状を
	(削る)		熱硬化性樹脂	26,400	健側のように
			熱可塑性樹脂	8,500	整えるため又
		前腕部	(削る)	21,700	は上腕部との 接続のために

	シリコーン	37,900	
B-5	皮 革	4,700	
	軟性発泡樹脂	7,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	8,250	
B-6	皮 革 (下腿部支持式)	3,000	(新設)
	皮 革	4,700	
	軟性発泡樹脂	3,400	
	軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	7,600	
	皮革・軟性発泡樹脂	6,000	
	皮革・軟性発泡樹脂 (下腿部支持式)	8,250	
B-7	皮 革	2,300	
	軟性発泡樹脂	2,700	
	皮革・軟性発泡樹脂	4,650	

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	型 式	部 位	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	装飾用	肩 部		9,000	(新設)
	能動式	上腕部	アルミニウム、 セルロイド	8,050	
	作業用		熱硬化性樹脂 (新設)	25,000	(新設)
		前腕部	アルミニウム、 セルロイド	10,200	

		(削る)	(削る)	修正を行う場			熱硬化性樹脂	20,600	
(削る)	(削る)		(削る)	合は、9,900 円増しとする こと。		作業用 (幹部 使用)	上腕部		8,050 肩義手用及び 上腕義手用に 幹部を使用す る場合に限る こと。
	(削る)		(削る)				前腕部		10,200 前腕義手用に 幹部を使用す る場合に限る こと。
電動式	肩 部	(削る)		11,500		電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900
	上腕部	(削る)		32,500			上腕部	熱硬化性樹脂	30,800
	前腕部	(削る)		26,700			前腕部	熱硬化性樹脂	25,300
	手 部	(削る)		26,700			手 部	熱硬化性樹脂	25,300
その他	肩 部			9,500		(新設)	(新設)	(新設)	
	上腕部	熱硬化性樹脂		26,400			(新設)	(新設)	(新設)
		熱可塑性樹脂		8,500			(新設)	(新設)	(新設)
	前腕部	熱硬化性樹脂		21,700		(新設)	(新設)	(新設)	
		熱可塑性樹脂		10,700			(新設)	(新設)	
義足用	(削る) (削る)	股 部		11,600 股義足で、ソ ケットに続く 部分の形状を 健側のように 整えるため又 は股継手の土 台を積層する ために大幅な 修正を行う場 合は、11,700 円増しとする		義足用 常 用 作業用	股 部		11,000 (新設)

				こと。			
大腿部	木 (削る)	製	34,500	膝義足の場合 を含む。 股義足用及び 大腿義足用に 鐵脚を使用す る場合は、 66,300円とす ること。			
下腿部	木 (削る)	製	30,100	サイム義足及 び足根中足義 足（下腿部支 持式）の場合 を含む。 下腿義足用に 鐵脚を使用す る場合は、 31,500円とす ること。			
足 部	軟性発泡樹脂		16,100	サイム義足、 足根中足義足 及び足趾義足 の場合に限り 加えることが できること。			
(削る)	(削る)		(削る)	(削る)			
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部				62,900	股義足用及び 大腿義足用に 鐵脚を使用す る場合に限る こと。	
大腿部	木 アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	製	32,700 33,000 34,200	(新設)			
下腿部	木 アルミニウム、 セルロイド 熱硬化性樹脂	製	28,500 29,900 33,600	(新設)			
足 部	軟性発泡樹脂		15,300	(新設)			

	(削る)		(削る)	(削る)
(注)				
1	(略)			
2	アルミニウム、セルロイドについては、木製に準ずること。			
	(削る)			
	(削る)			
	(削る)			

(エ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区分	名称	使用部品	上限価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	23,500	
		肩たすき一式	11,900	
		8字ハーネス一式	10,800	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	20,200	
	手部義手用	8字ハーネス一式	8,750	
		9字ハーネス一式	5,650	
		たわみ式肘継手 (一組)	2,750	

	下腿部		29,900	下腿義足用に 鉄脚を使用す る場合に限る こと。
(注)				
1	(略)			
2	果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限 り、足部を加えることができること。			
3	肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整 えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、 9,400円増しとすること。			
4	股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整 えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を 行う場合は、11,100円増しとすること。			
5	熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。			

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区分	名称	使用部品	価格 円	備考
義 手 用 ハ ー ネ ス	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	
	上腕義手用	胸郭バンド式上腕ハーネス一式	22,300	
	(新設)	肩たすき一式	11,300	
		8字ハーネス一式	10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕ハーネス一式	19,100	
	(新設)	8字ハーネス一式	8,300	
	(新設)	9字ハーネス一式	5,350	
		たわみ式肘継手 (一組)	2,600	

		Yストラップ	2,750	
		上腕カフ（三頭筋 パッド）	5,700	
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帶一式	17,000	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,250	
	膝義足用	肩吊り帶	7,100	
		腰バンド	9,800	
		横吊帶	1,850	
		義足用股吊帶一式	4,700	(削る)
	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、
	サイム義足用	横吊帶	2,500	P T B カフベルト
		大腿コルセット一式	12,800	に準ずること。
		P T B カフベルト一 式	9,750	
断 端 袋	上腕用		3,350	年間の上限額であ
	前腕用		3,550	るため、特性、数
	大腿用		5,600	量にかかわらず、
	下腿用		5,900	当該額の範囲で一 括支給するこ とが できること。
(削る)				

(オ) 外装

		前方支持バンド	2,600	
		上腕カフ（三頭筋 パッド）	5,400	
義 足 懸 垂 用 部 品	股義足用	懸垂帶一式	16,100	
	大腿義足用	シレジアバンド一式	7,800	
	(新設)	肩吊り帶	6,750	
		腰バンド	9,300	
		横吊帶	1,750	
		義足用股吊帶	2,250	価格は、1本当た りのものであるこ と。
	下腿義足用	腰バンド	9,300	(新設)
	(新設)	横吊帶	2,400	
		大腿もも締め一式	12,100	
		P T B カフベルト一 式	9,250	
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	(新設)		(新設)	
	(新設)		(新設)	
	(新設)		(新設)	
(注)				
1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。				
2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。				
3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。				
4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。				
5 下腿義足常用軽便式の懸垂用膝カフは、P T B カフベル トに準ずること。				

(オ) 外装

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料 等	上 限 価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	6,200	(略)
		プラスチック	17,100	
		塗 装	2,200	
	上腕部	皮 革	6,400	
		プラスチック	16,600	
		塗 装	1,950	
	前腕部	皮 革	6,200	
		プラスチック	13,000	
		塗 装	2,050	
義足用	股 部	皮 革	11,400	(略)
		プラスチック	18,800	
		塗 装	3,650	
	大腿部	皮 革	9,350	
		プラスチック	16,800	
		塗 装	3,250	
	下腿部	皮 革	8,500	
		プラスチック	14,600	
		塗 装	2,900	
	足 部	表 革	5,700	
		裏 革	3,900	
		塗 装	3,750	
		リアルソックス	1,150	

才 完成用部品

完成用部品とは、殻構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料 等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 革	5,900	(略)
		プラスチック	16,200	
		塗 装	2,100	
	上腕部	皮 革	6,050	
		プラスチック	15,700	
		塗 装	1,850	
	前腕部	皮 革	5,900	
		プラスチック	12,300	
		塗 装	1,950	
義足用	股 部	皮 革	10,800	(略)
		プラスチック	17,800	
		塗 装	3,450	
	大腿部	皮 革	8,850	
		プラスチック	15,900	
		塗 装	3,100	
	下腿部	皮 革	8,050	
		プラスチック	13,800	
		塗 装	2,750	
	足 部	表 革	5,400	
		裏 革	3,700	
		塗 装	3,550	
		リアルソックス	1,100	

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 義肢本体

区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考	区分	名 称	型 式	耐用年数 年	備 考
義手	肩 義 手	(削る)	(削る)	耐用年数以内の	上腕 義 手	装 飾 用	4	耐用年数以内	
		(削る)	(削る)	破損及び故障に		作 業 用	3	の破損及び故障	
		能 動 式	3	際しては、原則		能 動 式	3	に際しては、原	
		電 動 式	3	として修理又は		電 動 式	3	則として修理又	
		その他 (装飾用以外)	3	調整を行うこ		(新設)	(新設)	は調整を行うこ	
		その他 (装飾用)	4	と。		(新設)	(新設)	と。	
		(削る)	(削る)	耐用年数とは、		装 飾 用	4	(新設)	
		(削る)	(削る)	通常の使用状態		作 業 用	3		
	上腕 義 手	能 動 式	3	において当該補		能 動 式	3		
		電 動 式	3	装具が修理不能		電 動 式	3		
		その他 (装飾用以外)	3	となるまでの予		(新設)	(新設)		
		その他 (装飾用)	4	想年数を示して		(新設)	(新設)		
				いるものである		肘 義 手	3		
				ため、耐用年数		前腕 義 手	3		
				を一律に適用し		手 義 手	3		
				ないこと。		手部 義 手	1		
手 義 手	肘 義 手	(削る)	(削る)	作 業 用	手指 義 手	装 飾 用	1		
		(削る)	(削る)	(新設)		作 業 用	2		
		能 動 式	3	電 動 式		(新設)	(新設)		
		電 動 式	3	(新設)		(新設)	(新設)		
		その他 (装飾用以外)	2	(新設)		装 飾 用	1		
	前腕 義 手	その他 (装飾用)	1	(新設)		作 業 用	2		
		(削る)	(削る)	(新設)		(新設)	(新設)		
		(削る)	(削る)	(新設)		(新設)	(新設)		
		能 動 式	2	(新設)		(新設)	(新設)		
		その他 (装飾用以外)	2	(新設)		(新設)	(新設)		
義足	股 義 足	(削る)	(削る)	常 用	義足	股 義 足	4		
		差 込 式	3	(新設)		大 腿 義 足	3		
				(新設)					

	膝 義 足	ライナー式	3	
		吸 着 式	5	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		(削る)	(削る)	
		差 込 式	3	
		ライナー式	3	
		吸 着 式	5	
			2	
			2	
	下腿義足 サイム義足 足根中足義足 足趾義足	(削る)	(削る)	
		足袋式	1	
		下腿部支持式	2	
			1	

(イ) 完成用部品

	膝 義 足	(新設)	(新設)
		吸 着 式	5
		作 業 用	3
		常 用	3
		作 業 用	2
		(新設)	
	下腿義足 果義足 足根中足義足 足指義足		
		鋼板入り	2
		足袋式	2
		下腿部支持式	1
			2
			1

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	3 (削る)	(略)
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
6~14歳	1年	

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 リストメタル	3 3	(略)
手 部	1	
手 袋	1	
足 部	1	
その他の小部品(消耗品)	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備 考
0歳	4月	
1~2歳	6月	
3~5歳	10月	
6~14歳	1年	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので

15~17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「手部義手」及び「手指義手」の「その他（装飾用）」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足趾義足」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。
15~17歳	1年6月	(略) 1 義肢本体のうち「手部義手」の「装飾用」、「手指義手」の「装飾用」、「足根中足義足」の「足袋式」及び「足指義足」 2・3 (略)	あるが、使用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)

(削る)

(2) 義肢一骨格構造義肢

骨格構造義肢とは、義肢に働く外力を義肢の中心軸にあるパイプ、支柱等の骨格部で負担し、プラスチックフォームなどの軟材料の成型品をかぶせて外観を整える構造のものをいい、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名称	採型区分	定義	備考
肩義手	A-1	肩義手とは、肩甲胸郭間切断、肩関節離断、及び上腕骨頸部切断に用いるもの	作業用の手先具は3個を

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

(新設)

名称	型式	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
肩義手	装飾用	アの基本工作法により、エ及びオよりそれ	イの採型区分によ	

		<p>であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>主として、上肢帶及び体幹の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p> <p>(その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるように、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>	<p>限度として必要な数だけ完成用部品を加えること。</p>		<p>ぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>るウの基を選び、組み合わせて製作すること。</p> <p>エ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額とすること。</p>
上腕義手	A—2	<p>上腕義手とは、上腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切斷側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけ完成用部品を加えること。</p>	<p>上腕義手 装飾用</p> <p>前腕義手 装飾用</p>	<p>肩義手と同じ。</p> <p>肩義手と同じ。</p>	
				<p>股義足 カナダ式</p>	<p>アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、一体的又は膝下下分離式及び軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>	<p>片側骨盤切断用を含むものであること。</p>
				<p>大腿義足 差込式</p>	<p>股義足と同じ。</p>	
				<p>吸着式</p>	<p>股義足と同じ。</p>	<p>キップシャフト（短断端切断用）を含むものであること。</p>
						<p>吸着式には、</p>

		<p><u>(その他)</u></p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるよう、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なものの）のものを含む。</p>				差込吸着式を含むものであること。
肘 義 手	A—3	<p>肘義手とは、肘関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。 (能動式)</p> <p>上肢帶、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの (その他)</p> <p>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるよう、特定の機能を優先して製作したもので、作業</p>	<p>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</p>	<p>膝義足 常用</p> <p>アの基本工作法により、工及びオよりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。</p> <p>外形カバーは、断端の状態、職業等を考慮して、軟性又は硬性の選択を行い、容易に着脱できるように製作すること。</p>		
			<p>下腿義足</p> <p>P T B式</p> <p>P T S式</p> <p>K B M式</p> <p>T S B式</p> <p>長断端用</p>	<p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p> <p>膝義足と同じ。</p>		
						サイム義足を含むものであること。ただし、この場合外形カバーは加算できないこと。
			(注)			
				<p>1 二重ソケットは、断端の表面を均等に受けるようにするものとし、支持部に取り付け、変形を防止するためにプラスチック等硬質の材料を使用すること。なお、皮膚接触面には、軟性の材料を付加することがあること。</p> <p>2 障害者の骨格構造義肢の材料・部品の耐用年数は、力の</p>		

		<p><u>に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの</u>のものを含む。</p>		<p><u>耐用年数によるものとすること。</u></p> <p><u>3 障害児の骨格構造義肢の材料・部品の使用年数は、キの使用年数によるものとすること。</u></p> <p><u>4 肩義手、上腕義手及び前腕義手については、6歳以上を対象とするものに限ること。</u></p>
前腕義手	A—4	<p><u>前腕義手とは、前腕切断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(能動式)</u></p> <p><u>上肢帯、体幹及び切断側上肢の運動を義手の制御のための力源に利用し、コントロールケーブル等を介して、継手及び手先具を操作する構造のもの</u></p> <p><u>(その他)</u></p> <p><u>能動式以外のもの。装飾用（外観の復元を第一義に考え、軽量化及び見かけの良さを図ったもの）、作業用（就労又は教育上必要となる特定の目的に使用できるよう、特定の機能を優先して製作したもので、作業に応じて専用の手先具を交換して使用することが可能なもの）のものを含む。</u></p>	<p><u>作業用の手先具は、3個を限度として必要な数だけオの完成用部品を加えること。</u></p>	
股 義 足	B—1	<p><u>股義足とは、片側骨盤切断、股関節離断及び大腿切断極短断端に用いる義足とする。</u></p>		
大腿義足	B—2	<p><u>大腿義足とは、大腿切断に用いるものであって、次</u></p>		

		<p><u>に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、懸垂装</u> <u>置によって懸垂するもの。</u></p> <p><u>ソケット底を開放した型式</u> <u>(オープンエンドソケット)</u> のものを含む。</p> <p>(ライナー式)</p> <p><u>ソケットとのインター</u> <u>フェイスにライナーを用いるもの。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわ</u> <u>らずライナー式に含める。</u></p> <p>(吸着式)</p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を</u> <u>生じさせ、もって自己懸垂</u> <u>機能を持たせたもの。ライ</u> <u>ナーを使用するものは含ま</u> <u>ない。</u></p>	
膝義足	B-3	<p><u>膝義足とは、膝関節離断に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p>(ライナー式)</p> <p><u>ソケットとのインターフ</u></p>	

		<p><u>エイスにライナーを用いる義足。ライナーを用いるものは全て、機能にかかわらずライナー式に含める。</u></p> <p>(吸着式)</p> <p><u>ソケットと断端表面との間に陰圧による吸着作用を生じさせ懸垂するもの。ライナーを使用するものは含まない。</u></p>	
下腿義足	B—4	<p><u>下腿義足とは、下腿切断に用いる以下の義足とし、ライナーの有無は問わない。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを用いて、大腿コルセット等の懸垂装置によって懸垂するもの。ソケット底を開放した型式(オープンエンドソケット)のものを含む。</u></p> <p>(PTB式)</p> <p><u>膝蓋腱(靭帯)を主とし、脛骨内側顆部、腓骨骨幹部、軟部組織等により体重を支持するもので、PTBカフベルト等の懸垂装置を用いて懸垂するもの</u></p> <p>(PTS式)</p>	

		<p><u>膝蓋骨及び大腿骨頸部を収納し、自己懸垂機能のあるもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(K B M式)</p> <p><u>膝蓋骨を露出させているもので、かつ大腿骨頸部の内外側を収納することにより、自己懸垂機能をもたせたもの。体重支持方式は問わない。</u></p> <p>(T S B式)</p> <p><u>断端表面全体を体重支持面とする全面接觸式ソケットを用いるもの。ただし、P T S式及びK B M式を除く。</u></p>	
サイム義足	B—5	<p><u>サイム義足とは、足関節離断（サイム切断）に用いるものであって、次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(差込式)</p> <p><u>断端とソケットとの間に余裕をもたせて適合させたソケットを有するもの</u></p> <p>(有窓式)</p> <p><u>ソケットに窓状の開口部を設けたもので、断端の出し入れを容易にし、果部による懸垂を可能にするもの</u></p>	ア 基本工作法

ア 基本工作法

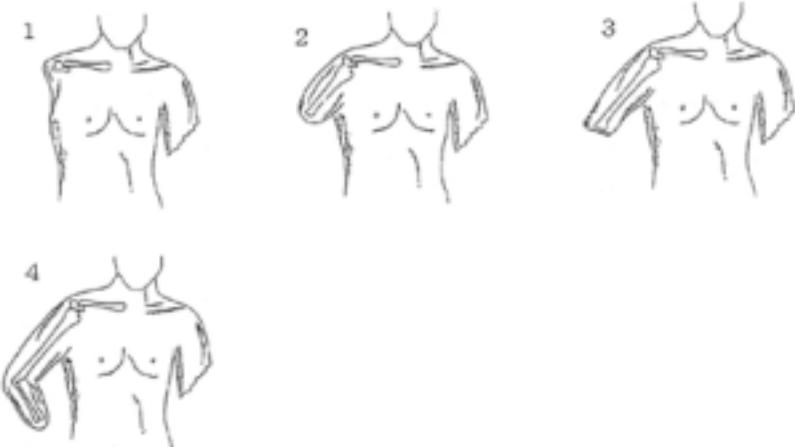
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	<u>積層材</u> の被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バッグの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォーム、 <u>ギプス</u> 等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの <u>調整</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームカバー</u> の穴掘り及び外形の研削、 <u>積層材</u> の被覆

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 断端の観察	断端の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び特徴の把握
(イ)・(ウ) (略)	(略)
(エ) 適合のチェック	チェックソケットの製作、チェックソケットによる適合のチェック及び修正並びに継手の中心位置の設定
(オ) (略)	(略)
(カ) ソケットの製作	<u>ストッキネット</u> の被覆、強化材の付加、 <u>PVA</u> バックの被覆、樹脂注型、取外し及びソケットトリミング
(キ) 支持部材の外形の形成及び要素の結合	義手：パラフィン、 <u>プラスチック</u> フォームギプス等による支持部芯材外形の形成及び要素の結合 義足：股継手、膝継手、足部等の機能部品の支持部材による結合及び足部の調整
(ク) (略)	(略)
(ケ) 仮合わせ	義手：ソケットトリミングの修正、ハーネスの調整及び機能の点検、義手操作の基本の指導並びに適合の修正 義足：アライメントの <u>修正</u> 、適合の点検及び修正、各部の機能の点検並びに起立及び歩行の基本動作の指導
(コ) 外装及び仕上げ	義手： <u>フォームラバー</u> の穴掘り及び外形の研削、 <u>ストッキネット</u> の被覆

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成及び外装
(#) 適合検査	適合、アライメント及び機能の最終点検並びに動作及び操作の確認

イ 採型区分

A 義 手



B (略)

ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る) <u>能動式</u> その他	(削る) 50,900 38,200	肩甲胸郭間切断用は、 15,000円増しとすること。
	A—2	(削る) <u>能動式</u>	(削る) 47,800	吸着式は、29,600円増しと すること。

	義足：アライメントカップリングの取外し、外形の形成、内部余肉の除去、外装並びにソケットの適合及び機能の最終点検
(#) 適合検査	適合及びアライメントの点検並びに操作の指導

イ 採型区分

A 義 手



B (略)

ウ 基本価格

名 称	採 型 区 分	型 式	価 格 円	備 考
義手用	A—1	装飾用 (新設) (新設)	36,200 (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、 14,200円増しとすること。
	A—2	装飾用 (新設)	38,500 (新設)	吸着式は、28,000円増しと すること。

	その他	40,700	
A—3	(削る) 能動式 その他	(削る) 43,000 37,100	吸着式は、 <u>29,600円</u> 増しとすること。
A—4	能動式 その他	37,800 36,000	顆上懸垂式は、 <u>14,800円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>22,200円</u> 増しとすること。
義足用	B—1	(削る)	<u>236,700</u> 片側骨盤切断用は、 <u>20,100円</u> 増しとすること。
	B—2	差込式 ライナー式 吸着式	<u>76,300</u> 短断端切断用キップシャフトは、 <u>56,800円</u> 増しとすること。 <u>126,500</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>53,200円</u> 増しとし、 <u>チエックソケット</u> 加算ができること。 <u>175,600</u>
	B—3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>74,400</u> <u>97,500</u> <u>146,600</u>
	B—4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>60,800</u> 大腿支柱付きは、 <u>27,200円</u> 増しとすること。 <u>86,500</u> <u>103,700</u> <u>106,700</u> <u>86,500</u>
	B—5	差込式 有窓式	<u>49,400</u> <u>74,400</u>

(注)

1 (略)

2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ

	(新設)	(新設)	
A—3	装飾用 (新設) (新設)	<u>34,100</u> 顆上懸垂式は、 <u>14,000円</u> 増しとすること。 スプリットソケットは、 <u>21,000円</u> 増しとすること。	
B—1	(新設) (新設)	(新設) (新設)	(新設)
B—2	差込式 ライナー式 吸着式	<u>72,200</u> 短断端切断用キップシャフトは、 <u>54,100円</u> 増しとすること。 <u>119,600</u> 坐骨収納型ソケットは、 <u>58,700円</u> 増しとすること。 <u>166,000</u>	
B—3	差込式 ライナー式 吸着式	<u>70,400</u> <u>92,200</u> <u>138,600</u>	
B—4	差込式 P T B式 P T S式 K B M式 T S B式	<u>57,500</u> 大腿支柱付きは、 <u>25,800円</u> 増しとすること。 <u>81,800</u> <u>98,100</u> <u>100,900</u> <u>81,800</u>	
B—5	差込式 有窓式	<u>46,700</u> <u>70,400</u>	

(注)

1 (略)

2 ソフトインサートのシリコーン又は、完成用部品のライ

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、50,600円加算できること。

3 吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケット及び坐骨収納型ソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,700円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使 用 材 料	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	
		皮 革	10,100	
		熱硬化性樹脂	22,600	
		熱可塑性樹脂	5,750	
	A—2	(削る)	(削る)	
		皮 革	13,300	
		熱硬化性樹脂	15,500	
		熱可塑性樹脂	7,500	
	A—3	(削る)	(削る)	
		皮 革	13,100	
		熱硬化性樹脂	15,200	
		熱可塑性樹脂	5,200	
	A—4	皮 革	13,100	
		熱硬化性樹脂	15,200	

ナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合に限り、47,900円加算できること。

3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。

4 (略)

エ 製作要素価格

(ア) ソケット

名称	採型区分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	アルミニウム、 セルロイド	11,700	
		皮 革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
	A—2	アルミニウム、 セルロイド	10,300	
		皮 革	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
	A—3	アルミニウム、 セルロイド	9,100	
		皮 革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
	(新設)	(新設)	(新設)	
		(新設)	(新設)	

		熱可塑性樹脂	5,200			(新設)	(新設)	
義足用	B-1	(削る)	(削る)			アルミニウム、 セルロイド	23,100	
		熱硬化性樹脂	40,000			熱硬化性樹脂	37,900	
	B-2	熱可塑性樹脂	16,800			熱可塑性樹脂	15,900	
		木 製 (削る)	54,500	エアクッションソ ケットは、17,200		木 製	51,600	エアクッションソ ケットは、16,300
		皮 革	21,300	円増しとするこ と。		アルミニウム、 セルロイド	15,400	円増しとするこ と。
		熱硬化性樹脂	31,100	(略)		皮 革	20,200	(略)
		熱可塑性樹脂	18,300	主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、18,900円増し とすること。		熱硬化性樹脂	29,400	主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、17,900円増し とすること。
		(削る)	(削る)	エアクッションソ ケットは、17,200		熱可塑性樹脂	17,300	
		皮 革	27,500	円増しとするこ と。		B-3	アルミニウム、 セルロイド	15,700
		熱硬化性樹脂	46,000	(略)		皮 革	26,000	エアクッションソ ケットは、16,300
		熱可塑性樹脂	20,800	主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、18,600円増し とすること。		熱硬化性樹脂	43,500	円増しとするこ と。
	B-4	(削る)	(削る)	エアクッションソ ケットは、15,600		熱可塑性樹脂	19,700	(略)
		皮 革	19,300	円増しとするこ と。		B-4	アルミニウム、 セルロイド	12,300
		熱硬化性樹脂	28,100			皮 革	18,300	エアクッションソ ケットは、14,800

	熱可塑性樹脂	14,700	(略) 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>7,350円</u> 増し とすること。
B—5	(削る) 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	(削る) <u>19,600円</u> 増しとすること。 <u>26,700</u> と。 <u>11,600</u> 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>10,200円</u> 増し とすること。	

(注)

アルミニウム、セルロイドについては、皮革に準ずること。

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A—1	皮 革	4,950	
		軟性発泡樹脂	5,050	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,550	
	A—2	皮 革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	
	A—3	皮 革	4,350	
		軟性発泡樹脂	4,900	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,150	

	熱可塑性樹脂	13,900	(略) 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>6,950円</u> 増し とすること。
B—5	アルミニウム、 セルロイド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 <u>18,600円</u> 増しとすること。 <u>25,300</u> と。 <u>11,000</u> 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂 注型を行う場合 は、 <u>9,700円</u> 増し とすること。	

(新設)

(イ) ソフトインサート

名称	採型区分	使用材料	価格 円	備考
義手用	A—1	皮 革	4,700	
		軟性発泡樹脂	4,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	
	A—2	皮 革	4,150	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	
	A—3	皮 革	4,050	
		軟性発泡樹脂	4,650	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,500	

	A-4	皮 革	4,250
		軟性発泡樹脂	4,900
		皮革・軟性発泡樹脂	7,900
義足用	B-1	皮 革	7,400
		軟性発泡樹脂	5,600
		皮革・軟性発泡樹脂	11,200
	B-2	皮 革	5,700
		軟性発泡樹脂	5,200
		皮革・軟性発泡樹脂	7,400
		皮革・フェルト	10,200
		シリコーン	46,500
	B-3	皮 革	6,400
		軟性発泡樹脂	5,350
		皮革・軟性発泡樹脂	10,200
		皮革・フェルト	11,300
		シリコーン	50,100
	B-4	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	5,000
		皮革・軟性発泡樹脂	7,600
		皮革・フェルト	8,800
		シリコーン	40,000
	B-5	皮 革	4,950
		軟性発泡樹脂	8,000
		皮革・軟性発泡樹脂	8,700

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮 革	7,000
		軟性発泡樹脂	5,300
		皮革・軟性発泡樹脂	10,600
	B-2	皮 革	5,400
		軟性発泡樹脂	4,950
		皮革・軟性発泡樹脂	7,000
		皮革・フェルト	9,700
		シリコーン	44,000
	B-3	皮 革	6,050
		軟性発泡樹脂	5,100
		皮革・軟性発泡樹脂	9,650
		皮革・フェルト	10,700
		シリコーン	47,400
	B-4	皮 革	4,450
		軟性発泡樹脂	4,750
		皮革・軟性発泡樹脂	7,200
		皮革・フェルト	8,350
		シリコーン	38,100
	B-5	皮 革	4,700
		軟性発泡樹脂	7,550
		皮革・軟性発泡樹脂	8,200

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであること。
- 2 (略)

(ウ) 支持部

名 称	上限価格 円	備 考
肩義手用	15,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,850円増しとすること。
上腕義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
肘義手用	12,100	幹部を使用する場合を含むこと。
前腕義手用	12,000	幹部を使用する場合を含むこと。
股義足用	18,300	ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,600円増しとすること。
大腿義足用	18,300	
膝 義 足 用	18,300	
下腿義足用	12,000	サイム義足を含む。
(削る)		

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋

区 分	名 称	使 用 部 品	上限価格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	23,800	
		肩たすき一式	11,900	

名 称	価 格 円	備 考
肩義手用	14,500	(新設)
上腕義手用	11,500	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
前腕義手用	11,400	(新設)
股義足用	17,300	(新設)
大腿義足用	17,300	
(新設)	(新設)	
下腿義足用	11,400	(新設)
(注)		

- 1 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,350円増しとすること。
- 2 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,000円増しとすること。

(イ) 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品

区 分	名 称	使 用 部 品	価 格 円	備 考
	肩義手用	胸郭バンド式肩ハーネス一式	22,500	
		肩たすき一式	11,300	

義手用 ハーネス	上腕義手用	胸郭バンド式上腕	23,500		義手用 ハーネス	上腕義手用 (新設)	胸郭バンド式上腕	22,300	
	肘義手用	ハーネス一式				ハーネス一式			
		肩たすき一式	11,900			肩たすき一式		11,300	
		8字ハーネス一式	10,800			8字ハーネス一式		10,300	
	前腕義手用	胸郭バンド式前腕	20,100			前腕義手用	胸郭バンド式前腕	19,000	
		ハーネス一式				ハーネス一式			
		8字ハーネス一式	8,750			8字ハーネス一式		8,300	
		9字ハーネス一式	5,650			9字ハーネス一式		5,350	
		上腕カフ (三頭筋 パッド)	5,700			上腕カフ (三頭筋 パッド)		5,400	
	股義足用	懸垂帶一式	16,900			股義足用	懸垂帶一式	16,000	
義足 懸垂用 部品	大腿義足用	シレジアバンド一式	8,150		義足 懸垂用 部品	大腿義足用 (新設)	シレジアバンド一式 肩吊り帶	7,750 6,750	
	膝義足用	肩吊り帶	7,100			腰バンド		9,250	
		腰バンド	9,750			横吊帶		1,750	
		横吊帶	1,850			義足用股吊帶		2,250	価格は1本当た りのものである こと。
		義足用股吊帶一式	4,700	(削る)					
	下腿義足用	腰バンド	9,800	懸垂用膝カフは、		下腿義足用 (新設)	腰バンド	9,300	(新設)
	サイム義足用	横吊帶	2,500	P T B カフベルト		横吊帶		2,400	
		大腿コルセット一式	12,800	に準ずること。		大腿もも締め一式		12,100	
		P T B カフベルト一 式	9,750			P T B カフベルト一 式		9,250	
断端袋	上腕用		3,350	年間の上限額であ	(新設)	(新設)		(新設)	(新設)
	前腕用		3,550	るため、特性、数		(新設)		(新設)	
	大腿用		5,600	量にかかわらず、		(新設)		(新設)	
	下腿用		5,900	当該額の範囲で一 括支給するこ とができるこ		(新設)		(新設)	

(削る)

(才) 外装

名 称	上限価格 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上 腕 義 手 用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前 腕 義 手 用	8,550	
股 義 足 用	30,400	
大 腿 義 足 用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下 腿 義 足 用	19,200	サイム義足の場合は加算できないこと。

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、才の完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

才 完成用部品

完成用部品とは、骨格構造義肢をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際して

(注)

- 1 肘義手用は、上腕義手用に準ずること。
- 2 手義手用及び手部義手用は、前腕義手用に準ずること。
- 3 膝義足用は、大腿義足用に準ずること。
- 4 サイム義足用は、下腿義足用に準ずること。
- 5 差込式下腿義足用軽便式の懸垂用膝カフは、PTBカフベルトに準ずること。

(才) 外装

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上 腕 義 手 用	9,100	
(新設)	(新設)	
前 腕 義 手 用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大 腿 義 足 用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下 腿 義 足 用	18,200	(新設)

(注)

リアルソックスを必要とする場合は、才の完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

才 完成用部品

義手用部品及び義足用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
パイプ (チューブアダプター)	5	耐用年数以内の故障に際して

継手類 (削る)	3 (削る)	は、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。	継手類 リストメタル	3 3	しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
手部	3	耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。	手部	3	
ターンテーブル	3		ターンテーブル	3	(新設)
手袋	1.5		手袋	1.5	
足部	1.5		足部	1.5	
フォームカバー（義手用）	1.5		フォームカバー（義手用）	1.5	
フォームカバー（義足用）	0.5		フォームカバー（義足用）	0.5	
その他小部品（消耗品）	1	こと。	その他小部品（消耗品）	1	

キ 使用年数

年齢	使用年数	備考	
0～14歳	1年	(略)	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略)	なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(削る)

キ 使用年数

年齢	使用年数	備考	
0～14歳	1年	(略)	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたものであるが、使用年数以内の故障に際しては、小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。
15～17歳	1年6月	1・2 (略)	(新設)

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(3) 装具（オーダーメイド）

装具とは、上肢、下肢又は体幹の機能障害の軽減を目的として体表に装着し、機能を補助する器具のことをいい、下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具に区分される。

そのうち、装具（オーダーメイド）とは、採型等により個別に製作される装具をいい、アの基本工作法により、エ及びオによりそれぞれ必要な材料・部品を選択し、組み合わせて製作すること。

価格は、イの採型区分によるウの基本価格にエ及びオのそれぞれ使用する材料・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

区分	名称	定義	備考
下肢装具	股装具	股関節の運動を制御する装具の総称で、原則として仙腸支持部から大腿部に及ぶもの	児童にあつては、発育性股関節形成不全（先天性股関節脱臼）及び天性股関節
	A 硬性	陽性モデルによって成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。	成不全（先天性股関節脱臼）及びペルテス病用の装具を含むこと。
	B フレーム	仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの	仙腸支持部が金属枠で作られており、大腿部は下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を結ぶ1つ以上の半月をもつもの
	C 軟性	軟性材料を主材料としたもので、仙腸支持部は板ば	

(3) 装具

(新設)

区分	名称	基本構造	使用材料・部品及び工作法	価格	備考
下肢 装具	股装具	骨盤から大腿下部に及ぶもの	アの基本工作法によるウの基	イの採型区分によ	
	A 金属枠	骨盤部が金属枠	及びオに	本価格に	
		で作られているも	よりそれ	エ及びオ	
		の。S型支柱のも	ぞれ必要	のそれぞ	
		のも含まれるこ	な材料・	れ使用す	
		と。	部品を選	る材料・	
	B 硬性	骨盤及び大腿部	択し、組	部品の価	
		が陽性モデルにて	み合わせ	格を合算	
		よってモールドさ	して製作す	した額と	
		れたもの。補強用	ること。	すること。	
		の支柱付きのもの			
		を基本とするこ			
		と。			
	1 不燃性セルロ				

	<p><u>ねで補強されているもの</u></p> <p>D <u>ツイスター</u> 仙腸支持部あるいは大腿部と足部を連結し、下肢の内外旋を制御するもの。</p>		<p><u>イド</u> 2 <u>皮 革</u> 3 <u>プラスチック</u></p> <p>C <u>軟 性</u> 布を主材料としたもの</p>	
長下肢装具	<p><u>大腿部から足底に及ぶ構造</u> を持つもので、膝関節及び足関節の運動を制御し、若しくは大腿部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。仙腸支持部が連結された骨盤帯長下肢装具を含む。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができること。</p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B <u>両側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>片側支柱付</u> <u>下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p>	<p>先天股脱に用いられる装具で、両側下肢に及ぶものを基本とすること。</p> <p>A <u>リーメンビューゲル型（パブリック帶）</u> 布又は皮革の帶によって股関節を屈曲位に保つもの</p> <p>B <u>フォンローゼン型</u> 三本の金属板の組合せで、股関節を開排位に保つもの</p> <p>C <u>バチェラー型</u> 両大腿及び下腿コルセットを金属支柱でつなぎ、股関節を外転、内旋、屈曲位に保つもの</p> <p>D <u>ローレンツ型</u> 股関節を開排位</p>	障害児に限る。	

膝装具	<p>大腿部から下腿部に及ぶ構造を持つもので、膝関節の運動を制御するもの</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B 両側支柱付 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</p> <p>C 片側支柱付 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p>D 軟性 軟性材料を主材料としたもの</p>			
短下肢装具	<p>下腿部から足底に及ぶ構造を持つもので、足関節の運動を制御し、若しくは下腿部あるいは足部への負荷を軽減あるいは免荷するもの。なお、カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合にのみ用いることができる。</p> <p>A 硬性</p>		<p>に固定保持するもの</p> <p>E ランゲ型 股関節を外展位、軽度屈曲位、強い内旋位に固定保持するもの</p> <p>内反足装具 A 短下肢装具型 下腿の上部から足底に及ぶもの。 詳細は、短下肢装具に準ずること。</p> <p>B 靴型装具型 詳細は、靴型装具に準ずること。</p> <p>C デニスブラウン副子 両側の足部を横棒によって結ぶもの</p> <p>1 足底板型 アルミニウムにフェルトの内張りをしたものを基本とすること。</p> <p>2 足部おおい型</p> <p>3 靴型装具型</p>	<p>障害児に限る。</p> <p>外反足装具もこれに準ずること。</p>

	<p><u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p><u>B 両側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、両支柱を連結する一つ以上の半月をもつもの</p> <p><u>C 片側支柱付</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</p> <p><u>D 後方支柱付</u> 下肢の長軸に沿って後方に支柱をもつもの</p> <p><u>E 軟性</u> 軟性材料を主材料としたもの</p>		<p><u>A 両側支柱</u> 下肢の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、大腿部と下腿部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>B 片側支柱</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>C 硬性</u> 陽性モデルを用いてモールドされたもの。内外の両側に金属の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月で補強しているものを基本とすること。</p> <p><u>1 不燃性セルロイド</u></p>
<u>足装具</u>	<p><u>足部に装着する装具であつて、靴型装具を除く以下のものとする。</u></p> <p><u>A 足底装具</u> 足アーチの支持、足部変形の防止及び矯正等を目的とするもの。内側楔及び外側楔に加え、除圧及び脚長差の補正のための補高も含まれること。</p> <p><u>B Denis-Browne (デニスブラン) 型</u></p>	<u>靴型装具の一部として算定できないこと。</u>	

		<p>両側の足部をバーによつて連結した装具で、内反足の児童に用いるもの</p>			
靴型装具		<p>変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた鞄。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの。既製品の靴型（ラスト）を補正して製作されたものを整形靴、陽性モデルを基に製作されたものを特殊靴とする。腰革（側革）の高さにより以下の種類を定める。</p> <p>A 長靴 腰革（側革）の高さがおむね下腿の2／3までかかるもの</p> <p>B 半長靴 腰革（側革）の高さが果部を完全に覆うもの</p> <p>C チャッカ靴 腰革（側革）の高さが果部に及ぶもの</p> <p>D 短靴 腰革（側革）の高さが果部より低いもの</p>		<p>2 皮革 3 プラスチック D X脚又はO脚（障害児に限る。）</p>	
体幹装具	頸椎装具	<p>頸椎の運動を制御し又は頸部への負荷を軽減する以下のものとする。</p> <p>A 硬性</p>		<p>膝装具</p> <p>大腿から下腿に及ぶもの</p> <p>A 両側支柱 内外側に金属支柱をもち、両支柱を結ぶ金属の半月を大腿部及び下腿部でそれぞれ一つ以上もつもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの。金属支柱付きのもの及び平ばねの入ったものも含まれること。</p> <p>1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック C スウェーデン式</p> <p>D 軟性 布を主材料としたもの</p>	
			短下肢装具	<p>下肢上部より足底に及ぶもの</p>	頸上部型プラスチック

	<p><u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。ただし、頸椎カラーを除く。</u></p> <p><u>B フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p><u>C カラー</u> 頸部のみを全周覆うもの</p> <p><u>D 斜頸矯正用枕</u> 斜頸の矯正に用いる枕で、児童に限ること。</p>		<p><u>A 両側支柱</u> 下腿の長軸に沿って内外の両側に金属の支柱をもち、両支柱を結ぶ一つ以上の金属の半月をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>B 片側支柱</u> 下肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に金属の支柱をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>C S型支柱</u> 下腿の周囲をらせん状に走る金属の支柱をもつもの</p> <p><u>1 高力アルミニウム合金</u></p> <p><u>2 鋼</u></p> <p><u>D 鋼線支柱</u> 下腿の長軸に沿って走る鋼線の支柱と両支柱を結ぶ金属の半月をもつもの。鋼線の支</p>	<p><u>短下肢装具</u> (N Y U型) 及びS型プラスチック短下肢装具は、硬性短下肢装具(支柱付き)に含まれること。</p>
胸腰仙椎装具	<p>骨盤から胸背部に及び、胸椎、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p><u>A 硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p><u>C 軟性</u> 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>			
腰仙椎装具	<p>骨盤から腰部に及び、腰椎、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p>			

	<p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>		<p>柱は、足関節の高さ付近で円形に曲げられて、コイルばねの機能をもたせてあること。</p> <p>E 板ばね 下腿の後方に長軸に沿って走る金属又はプラスチックのばねをもつものの。ばねの上端は、金属又はプラスチックの半月につながるものとすること。</p> <p>F 硬性 陽性モデルを用いてモールドされたもの（材料は不燃性セルロイド、プラスチック、皮革等）</p> <p>1 支柱付き 金属の支柱と半月によって補強されたもの</p> <p>2 支柱なし 金属支柱のないもの</p> <p>G 軟性 ゴムひもを用い</p>
仙腸装具	<p>骨盤を包み、仙腸関節の運動を制御する以下のものとする。</p> <p>A 硬性 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p>B フレーム 主に金属で作られているもの</p> <p>C 軟性 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p> <p>D 骨盤帶 骨盤を帯状に一周するもの</p>		
側弯症装具	<p>脊柱側弯症の矯正に用いるもの</p> <p>A 硬性</p>		

		<p><u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p><u>B フレーム</u> 主に金属で作られているもの</p> <p><u>C 軟性</u> 軟性材料を主材料にし、板ばねで補強したもの</p>		<p><u>て足関節を背屈位に保つもの</u></p> <p><u>ツイス</u> <u>タ一</u> 骨盤帯と足部を布ひも、ゴムひも又は鋼製ケーブルによつて結び、下肢の内外旋を制御するもの</p> <p><u>A 軟性</u> 布ひも又はゴムひもを用いたもの</p> <p><u>B 鋼製ケーブル</u> 鋼製ケーブルを用いたもの</p>	
上肢装具	肩 装 具	<p>肩関節の運動を制御し又は肩甲上腕関節の脱臼を防止するもので、以下のものとする。</p> <p><u>A 硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</p> <p><u>B フレーム</u> 体幹の部分が主に金属で作られているもの</p> <p><u>C 軟性</u> 軟性材料を主材料にしたものの</p>		<p><u>足底装具</u> 足部に対する装具であって、靴型装具以外のもの</p> <p><u>A アーチサポート</u> (ふまず支え) 足の縦アーチを支えるもので、中足支えを含むものを基本とすること。</p> <p><u>1 陽性モデルを用いてモールドされたもの</u></p> <p><u>2 採寸によって製作されたもの</u></p> <p><u>B メターサルサポート</u> (中足支え) 足の中足</p>	<p>踵骨棘用装 具は、補高 に含まれ ること。 スピッツイ 及びトムゼ ンライン (ふまず支 え) は、A ー2に含ま れること。 ランゲ (ふ まず支え) は、Aー2 に含まれ ること。</p>
	肘 装 具	<p>上腕部から前腕部に及び、前腕の回内肘関節の運動を制御する以下のものとする。なお、必要に応じて、手部を追加することができる。</p> <p><u>A 硬性</u></p>			

	<p><u>陽性モデルを用いて成形されたもの。補強用の支柱等が使用されているものも含まれること。</u></p> <p>B <u>両側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、上腕部と前腕部においてそれぞれ両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料としたもの</u></p>		<p><u>アーチを支えるもの</u></p> <p>C <u>補高</u> 1 <u>2cm未満</u> 2 <u>2cm以上</u></p> <p>D <u>内側及び外側楔</u></p>	
<u>手関節装具</u>	<p><u>前腕部から手部に及ぶ装具の総称で、長対立装具及び把持装具を含む以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B <u>両側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外の両側に支柱をもち、前腕部において両支柱を結ぶ一つ以上の半月をもつもの</u></p> <p>C <u>片側支柱付</u> <u>上肢の長軸に沿って内外のどちらか一方に支柱をもつもの</u></p> <p>D <u>掌側（背側）支柱付</u> <u>上肢の掌側又は背側の長</u></p>	<u>靴型装具</u>	<p><u>医師の処方にに基づき、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴。靴型を基に製作し、アッパーの付いたもの</u></p> <p>A <u>長靴</u> <u>下腿の上部に及ぶもの</u></p> <p>B <u>半長靴（編上靴）</u> <u>側革が果部より高いもの</u></p> <p>C <u>チャッカ靴</u> <u>側革が果部に及ぶもの</u></p> <p>D <u>短靴</u> <u>側革が果部より低いもの</u></p>	<p><u>靴型装具の要素</u></p> <p>・整形靴（陽性モデルから作成した特別製の木型を用いるもの）</p> <p>・矯正靴（内・外反足の矯正用）</p>
		<u>体幹装具</u>	<p><u>頸椎装具</u></p> <p><u>肩甲骨から頭蓋に及ぶものを基本とすること。</u></p> <p>A <u>金属枠</u></p>	<p><u>高さ調整は、カラーの場合には適用しない</u></p>

	<p><u>軸に沿った支柱をもつもの</u></p> <p>E <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u> (注)</p> <p><u>長対立装具</u> : 手関節の運動を制御し、母指を対立位に保持するもの</p> <p><u>把持装具</u> : 手関節の運動等により3点つまみを可能とするもので、フレクサーハンジ等を用いる「継手付き」とRIC型のような「継手なし」がある。</p>		<p>B <u>硬性 (スпонジラバーを含む。)</u> 陽性モデルを用いてモールドされたもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不燃性セルロイド 2 皮革 3 プラスチック <p>C <u>カラー</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>あご受けのあるもの</u> 2 <u>あご受けのないもの</u> <p>D <u>斜頸矯正用枕</u> (障害児に限る。)</p>	
<u>手 装 具</u>	<p><u>手部に装着する装具であって、短対立装具及びCM関節装具を含み、指装具を除く以下のこととする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> 陽性モデルを用いて成形されたもの</p> <p>B <u>フレーム</u> 金属を主材料にしたもの</p> <p>C <u>軟性</u> 軟性材料を主材料にしたもの</p>		<p><u>胸椎装具</u> 骨盤から胸背部に及ぶもの</p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬性 (頸椎装具に準ずる。)</u></p> <p>C <u>軟性</u></p>	ナイトブレ イスは、金属枠腰椎装具に含まれること。 ウイリアム プレイス、
<u>指 装 具</u>	I P関節を適切な肢位に保		<p><u>腰椎装具</u> 骨盤から腰部に及ぶもの</p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬性 (頸椎装具に準ずる。)</u></p> <p>C <u>軟性</u></p>	

	<p><u>持し、あるいは伸展・屈曲補助をする以下のものとする。</u></p> <p>A <u>硬性</u> <u>陽性モデルを用いて成形されたもの</u></p> <p>B <u>フレーム</u> <u>金属を主材料にしたもの</u></p> <p>C <u>軟性</u> <u>軟性材料を主材料にしたもの</u></p>			
B F O	<p><u>平衡をとった状態で前腕を支え、あるいは懸垂することで、わずかな力で水平面における上肢の運動を可能にしたもの</u></p>			
		<p><u>仙腸装具</u> <u>骨盤を含むもの</u></p> <p>A <u>金属枠</u></p> <p>B <u>硬 性 (頸椎装具に準ずる。)</u></p> <p>C <u>軟 性</u> <u>布を主材料にし、板ばねで補強したもの</u></p> <p>D <u>骨盤帶</u> <u>骨盤を帯状に一周するもの</u></p> <p>1 <u>芯のあるもの</u></p> <p>2 <u>芯のないもの</u></p>	<p><u>側弯症装具</u> <u>脊柱側弯症の矯正に用いるもの。原則として24時間の連續装着しうるものであること。</u></p> <p>A <u>ミルウォーキー型</u> <u>骨盤から頭部に及ぶもの</u></p> <p>B <u>頭部に及ばないもの</u></p> <p>1 <u>金属枠</u></p>	<p><u>前屈ブレイスは、金属枠腰椎装具・腰部継手付に含まれること。</u></p> <p><u>オスグッドブレイス、コールドウェイトブレスは、金属枠仙腸装具に含まれること。</u></p>

		<p>2 硬性 (仙腸 装具に準ず る。)</p> <p>3 軟性 (帶状 の물을含 む。)</p>		
上肢装具	肩装具	<p>肩関節を外転位に 保持するもので、骨 盤から前腕に及ぶも のを基本とするこ と。</p> <p>A 金属枠 体幹の部分が金 属枠のもの</p> <p>B 硬性 陽性モデルによ つてモールドされ たもの。金属支柱 により補強された ものも含まれるこ と。</p> <p>1 不燃性セルロ イド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p> <p>C 分娩麻痺用 (障 害児に限る。)</p>		
	肘装具	<p>上腕から前腕に及 ぶもの</p> <p>A 両側支柱 両側に金属支柱</p>		

をもち、金属の半
月をもつもの

B 硬 性

陽性モデルを用
いてモールドされ
たもの。金属支柱
により補強された
ものも含まれるこ
と。

1 不燃性セルロ
イド

2 皮 革

3 プラスチック

C 軟 性

手関節 前腕から手部に及
ぶもので、手関節を
背屈位に保持するも
の

A バネル型

前腕部と手部を
板ばねによって結
ぶもの

B トーマス型

ゴムによって手
関節を背屈位に、
母指を外転位に保
つもの

C オッペンハイ
マー型

鋼線を主材料と
して、手関節背

	<p>屈、M P 伸展、母指外転位をとらせるもの</p> <p>D 硬性</p> <p>1 不燃性セルロイド</p> <p>2 皮革</p> <p>3 プラスチック</p>	
長対立装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、手関節を背屈位に保持し、母指を対立位に保つものの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>	
短対立装具	<p>母指を対立位に保つものの。高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りした構造を基本とすること。</p>	
把持装具	<p>前腕から手部に及ぶもので、母指と示中指間におけるつまみを可能にするもの。通常は高力アルミニウム合金等にフェルトの内張りしたものを作成するが、プラスチックを</p>	

	主材料としたものも 含まれること。
A	<u>手関節駆動式</u> 手関節の運動に よってつまみを可 能にするもの
B	<u>ハーネス駆動式</u> ハーネスを力源 とするもの
MP屈	手部から示指より
曲補助	小指の基節に及ぶも
装具	ので、MP関節を屈
(ナックルベンド)	曲又は伸展させるも
ン	A <u>バネル型</u>
ダーダー)	ゴムを用いるも
及びM	の
P伸展	B <u>プラスチック</u>
補助装	C <u>軟性</u>
具(逆 ナックルベンド)	
指装具	P I P 及びD I P
(指用	関節を伸展位又は屈
ナックル	曲位、あるいは内外
ルベンド	反位に保持するもの
ダーダー及 び指用	
逆ナックル	
クルベル	

ン ダー)			
B F O	前腕を平衡をとつ		付属品とし
(食事	た状態で支え、ボ一		て車いすを
動作補	ルベアリングを利用		加えること
助器)	してわずかな力で運		ができるこ
	動を可能にしたもの		と。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈曲、伸展、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び <u>特徴</u> の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法及び <u>印象材</u> による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<p>陽性モデルへの<u>装具形状</u>（アライメント）の記入</p> <p>フレーム： (略)</p> <p><u>硬性</u>：プラスチック板切断、加熱成形加工（<u>熱可塑性樹脂</u>）、<u>注型</u>（<u>熱硬化性樹脂</u>）、トリミング及び調整</p> <p>支柱、支持部、継手、付属品等の仮止め及び各部の結合</p>
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	支柱、支持部、継手、付属品等の調整及び試用
(キ) 仕上げ	支柱、支持部、継手、付属品等の取付け及び仕上げ

ア 基本工作法

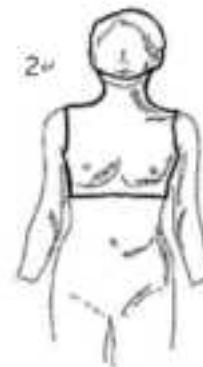
工 程	作 業 の 内 容
(ア) 患肢及び患部の観察	患部の表面の状況、関節の運動機能（屈伸、内転、外転等）の状況並びに肢位の観察及び <u>特長</u> の把握
(イ) (略)	(略)
(ウ) 採型	ギプス包帯法による陰性モデルの採型
(エ) (略)	(略)
(オ) 組立て	<p>陽性モデルに<u>デザイン</u>の記入（アライメント）</p> <p>フレーム： (略)</p> <p><u>モールド</u>：プラスチック板切断、加熱成形加工、トリミング及び調整</p> <p><u>筋金</u>、<u>締め革</u>、足部覆い、足底板、<u>ネックリング</u>、パッド、ベルト等の仮止め及び各部の結合</p>
(カ) 仮合わせ（中間適合検査）	<u>筋金</u> 、 <u>締め革</u> 、足部覆い、足底板、 <u>ネックリング</u> 、パッド、ベルト等の調整、試し使用及び仕上げ
(キ) 仕上げ	<u>筋金</u> 、 <u>締め革</u> 、足部覆い、足底板、 <u>ネックリング</u> 、パッド、ベルト等の付属品の取付け及び仕上げ

(ク) (略)	(略)
---------	-----

イ 採型区分

A・B (略)

C 体幹装具



D (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	上限価格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A—1	27,900	8,550	
	A—2	43,000	16,800	

(ク) (略)	(略)
---------	-----

イ 採型区分

A・B (略)

C 体幹装具



D (略)

ウ 基本価格

名 称	採型区分	価 格		備 考
		採 型	採 寸	
下肢装具用	A—1	26,300	8,050	
	A—2	40,500	15,800	

	A—3	31,700	16,100			A—3	29,800	15,200	
	A—4	20,400	8,150			A—4	19,200	7,700	
	A—5	18,700	7,900			A—5	17,600	7,450	
	A—6	17,000	7,750			A—6	16,000	7,300	
	A—7 a	12,300	6,700	採型について は、ギプス採型 に限る。		A—7	11,600	6,300	(新設)
	A—7 b	8,200	—	印象材を用いた 採型に限る。		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	A—8	23,700	8,450			A—8	22,300	7,950	
	A—9	25,500	8,550			A—9	24,000	8,050	
	A—10	54,000	15,700			A—10	50,800	14,800	
靴型装具用	B—1	17,000	7,750	長靴、半長靴、 チャッカ靴に限 る。		靴型装具用	16,000	7,300	(新設)
	B—2	12,300	6,700	短靴に限る。		B—2	11,600	6,300	(新設)
体幹装具用	C—1	32,800	8,950			体幹装具用	30,900	8,450	
	C—2	25,600	8,250			C—2	24,100	7,800	
	C—3	12,800	4,100			(新設)	(新設)	(新設)	
	C—4					C—3			
(硬性、フ		25,100	7,750			(金属枠、	23,600	7,300	
レーム)						硬性)			
(軟性)		7,750	7,750			(軟性)	7,300	7,300	
C—5						C—4			
(硬性、フ		21,400	7,600			(金属枠、	20,200	7,150	
レーム)						硬性)			
(軟性)		7,650	7,600			(軟性)	7,200	7,150	
C—6						C—5			
(硬性、フ		18,900	7,350			(金属枠、	17,800	6,950	
レーム)						硬性)			
(軟性、骨		7,350	7,350			(軟性、骨	6,950	6,950	

	盤帶)		
上肢装具用	D—1	34,200	9,050
	D—2	18,600	7,900
	D—3	16,900	7,650
	D—4	15,000	7,400
	D—5	12,000	6,800
	D—6	9,000	4,800

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。ただし、両長下肢装具に体幹装具（骨盤帯を除く。）を組み合わせる場合は、それぞれの基本価格を算定することができる。
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、35,800円増しとし、完成用部品を用いる場合は、その価格を加算できること。エの(イ)のbの付属品等の加算要素である補高は補高足部とは異なるため、その価格を加算することができないこと。補高足部は、健肢と大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。

(削る)

(削る)

- 3 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。

- (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 18,100円
- (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 16,900円
- (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,900円

エ 製作要素価格

	盤帶)		
上肢装具用	D—1	32,200	8,550
	D—2	17,500	7,450
	D—3	15,900	7,200
	D—4	14,100	7,000
	D—5	11,300	6,400
	D—6	8,500	4,550

(注)

- 1 2種類以上の装具を組み合わせた装具の場合は、個々の価格のうち、最も高い価格とすること。
- 2 補高足部（脚長差を補正するために使用する義足用足部をいう。以下同じ。）を使用する場合は、33,700円増しとすること。
- 3 補高足部は、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができる。
- 4 補高足部の場合は、エの(イ)のbの付属品等の加算要素として補高の価格を加算することができないこと。
- 5 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、用いたチェック用装具の形状に応じ、次に掲げる額（複数に該当する場合、それらの合計額）を加算できること。
 - (1) チェック用装具が「大腿部」を含む場合 17,100円
 - (2) チェック用装具が「下腿部」を含む場合 15,900円
 - (3) チェック用装具が「足部」を含む場合 9,350円

エ 製作要素価格

(ア) 下肢装具
a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
股 継 手	固定式 遊動式	6,550 7,800	固定式継手とは、継手の ない支柱を使用する場合 にのみ用いることができ ること。 遊動式継手とは、継手の ある支柱を使用する場合 にのみ用いることができ き、固定・遊動切替式の ものも含まれること。
膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,400 7,000 14,800	固定式継手とは、継手の ない支柱を使用する場合 にのみ用いることができ ること。 遊動式継手とは、継手の ある支柱を使用する場合 にのみ用いることができ き、固定・遊動切替式の ものも含まれること。 可撓性のプラスチック継 手（完成用部品に指定さ れているものを除く。） の場合は、片側プラス チック継手として算定す ること。ただし、ヒンジ 継手の場合は、片側を1 単位とすること。 プラスチック継手は、オ

(ア) 下肢装具
a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
股 継 手	固定式 遊動式	6,200 7,350	(新設)
膝 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	6,050 6,600 14,000	(新設)

			の完成用部品を加えること とができないこと。			
足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,400 6,350 <u>11,000</u>	固定式継手とは、継手の ない支柱を使用する場合 にのみ用いることができ ること。 遊動式継手とは、継手の ある支柱を使用する場合 にのみ用いることができ き、固定・遊動切替式の ものも含まれること。 鋼線支柱及び完成用部品 に指定されているプラス チック製の継手は遊動式 とし、片側を 1 単位とす ること。 後方支柱付の場合は、片 側遊動式として算定する こと。 可撓性のプラスチック継 手（完成用部品に指定さ れているものを除く。） の場合は、片側プラス チック継手として算定す ること。ただし、ヒンジ 継手の場合は、片側を 1 単位とすること。 プラスチック継手は、オ の完成用部品を加えるこ とができないこと。			
				足 継 手 (片 側)	固定式 遊動式 プラスチック継手	5,100 6,000 <u>10,400</u>
						(新設)

(削る)

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 鋼線支柱は、遊動式の価格とし、片側を1単位とすること。
- 4 短下肢装具用の板バネ支柱は、足継手の遊動式の価格とすること。
- 5 可撓性のプラスチック継手（継手部分として独立した形状を有するものに限る。）の場合は、プラスチック継手の価格とすること。ただし、ヒンジ継手の場合は、片側を1単位とすること。

b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
大腿支持部	A 半月 <u>(1か所)</u>	4,800	カフベルトは、半月を使用する場合
	B 皮革等		
	1 カフベルト <u>(1 か所)</u>	8,400	のみ算定できることとし、硬性との併用加算はできないこと。
	2 大腿コルセット	16,700	
C 硬性	1 熱硬化性樹脂	27,300	大腿支持部の坐骨
	2 熱可塑性樹脂	11,200	支持式は、22,500円増しとすること。 カーボンを使用した場合は、大腿支持部の総額を57,400円とすること。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
大腿支持部	A 半月	4,550	(新設)
	B 皮革等		
	1 カフバンド	7,900	
	2 大腿コルセット	15,700	
C モールド	1 熱硬化性樹脂	25,700	
	2 熱可塑性樹脂	10,600	

下腿支持部	A 半月 <u>(1か所)</u>	4,600	カフベルトは、硬性と併用できないこと。	下腿支持部 A 半月 B 皮革等 1 カフバンド 2 下腿コルセット C モールド 1 熱硬化性樹脂 2 熱可塑性樹脂	4,350 (新設)
	B 皮革等	7,100	下腿支持部の P T		
	1 カフベルト <u>(1か所)</u>	12,900	B式、P T S式及びK B M式は、		
	2 下腿コルセット	25,400	15,400円増しとする		
	C 硬性	9,550	こと。		
	1 熱硬化性樹脂		カーボンを使用し		
	2 熱可塑性樹脂		た場合は、下腿支持部の総額を		
足部	A あぶみ	2,600	57,500円とすること。		
	B 足部				
	1 足部覆い	14,400	歩行用あぶみは、あぶみに準ずること。		
	2 標準靴	22,300	足板の補強を行った場合は、10,200円増しとするこ		
	3 硬性 (熱硬化性樹脂)	15,000	と。		
	4 硬性 (熱可塑性樹脂)	8,250	足部には、足底裏革 (すべり止め用) を加えること		
	C 足底装具		ができること。		
	1 M P関節遠位	8,250	補高、ヒールの補		
	2 M P関節近位	7,550	正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。		
			カーボンを使用した場合は、足部の		

総額を41,800円とすること。
除圧のためにMP
関節部を含むものはMP関節遠位で算定すること。

(注)

- 1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。ただし、短下肢装具（硬性）において3本を超えるベルトを使用する場合は、1本当たり1,550円を加算することができる。
- 2 支持部（「足部Aあぶみ」を除く。）について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

c その他の加算要素

名称	種類	上限価格 円	備考
膝サポーター	支柱付き	17,100	膝サポーターは
	支柱なし	7,850	オーダーメイドに限ること。
キャリパー ツイスター	硬性	19,700	キャリパー及びツイスターを使用す
		3,450	

(注)

- 1 半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものである。
- 2 補高、ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
- 3 大腿支持部の坐骨支持式は、21,200円増しとする。
- 4 下腿支持部のPTB式、PTS式及びKBM式は、14,500円増しとする。
- 5 足板の補強を行った場合は、9,600円増しとする。
- 6 カーボンは、筋力が著しく低下した方に必要であると判断された場合に用いることができる」とし、カーボンを使用した場合は、それぞれ以下の額とすること。
 - (1) 大腿支持部 54,000円
 - (2) 下腿支持部 54,100円
 - (3) 足部のモールド 39,300円

c その他の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
膝サポーター	軟性（支柱付き）	16,100	(新設)
	軟性（支柱なし）	7,400	
キャリパー ツイスター	軟性	18,600	(新設)
		5,350	

	軟性	5,650 る場合は、才の完 成用部品を加える ことができないこ と。 鋼製ケーブル及び エラストマーを使 用する場合は硬性 とすること。	鋼製ケーブル	3,250	
Denis-Browne (デ ニスブラウン) 型 膝当て T・Yストラップ	2,700 4,650 5,350 硬性の装具に使用 する場合は1,500 円減じた額とする こと。	デニスブラウン 膝当て T・Yストラップ	2,550 4,400 5,050	(新設)	
スタビライザー ターンバックル ダイヤルロック	18,300 6,050 8,750 (削る)	スタビライザー ターンバックル ダイヤルロック	17,200 5,700 8,250	ファンロックは、 ダイヤルロックに 含まれること。	
アウトリガー (1 か所) 伸展・屈曲補助装 置 補高足部	2,750 4,700 (略) 51,800 完成用部品を加算 することができる こと。	(新設) 伸展・屈曲補助装 置 補高足部	4,450 48,700	(略) (新設)	
足底裏革 (すべり 止め用) 高さ調整 (1か 所)	1,950 3,800	足底裏革 (すべり 止め用) 高さ調整	1,850 3,600		

内張り	大腿部	2,150	内張りは、足底装具を除き、硬性の場合に限ること。
	下腿部	1,750	
	足部	1,300	
	<u>足底装具</u>	1,300	
<u>足底装具屋内用ベルト</u>		2,300	足底装具を皮革で覆い、皮革ベルトを取り付けた場合は、上限価格の2倍の範囲内の額とすること。

(注)

(削る)

(削る)

- 1 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
2 懸垂帯を使用する場合は、(イ)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

d 発育性股関節形成不全用装具の加算要素

名 称	種 類	上 限 価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,600	
フォンローゼン型		15,100	
バチェラー型		31,700	

内張り	大腿部	2,050	(新設)
	下腿部	1,650	
	足部	1,250	

(新設)

(新設)

- 1 キャリパー及びツイスターを使用する場合は、才の完成用部品を加えることができないこと。
2 ヒールの補正及び足底の補正を必要とする場合は、(イ)の靴型装具に準ずること。
3 骨盤帯を使用する場合は、(ウ)の体幹装具に準ずること。
4 懸垂帯を使用する場合は、(イ)のエの(エ)の義足懸垂用部品に準ずること。
5 補高足部とは、健肢とに大幅な脚長差が生じる場合にのみ加えることができること。
6 補高足部は、完成用部品を加算することができる。
7 高さ調整の価格は、1か所当たりのものである。
8 内張りは、モールドの場合に限ること。
9 デニスブラウンは、6歳未満を対象とするものに限りと。

d 先天股脱装具用の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
リーメンビューゲル		10,000	
フォンローゼン型		14,200	
バチェラー型		29,800	

ローレンツ型	硬性	<u>支柱なし</u>	<u>17,100</u>	
		<u>支柱付き（固定式）</u>	<u>26,000</u>	
		<u>支柱付き（調節式）</u>	<u>27,900</u>	
		<u>38,600</u>		
ランゲ型				

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の上限価格の範囲内で加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	<u>上限価格 円</u>	備 考
短 靴	整形靴	<u>44,100</u>	
	特殊靴	<u>54,600</u>	
チャッカ靴	整形靴	<u>45,600</u>	
	特殊靴	<u>56,900</u>	
半 長 靴	整形靴	<u>47,000</u>	
	特殊靴	<u>59,000</u>	
長 靴	整形靴	<u>50,000</u>	
	特殊靴	<u>65,200</u>	

(注)

1 (略)

(削る)

(削る)

2 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

ローレンツ型	A	<u>モールド</u>	<u>16,100</u>	
		<u>モールドフレーム</u>		
		<u>1 固定式</u>	<u>24,500</u>	
		<u>2 調節式</u>	<u>26,300</u>	
ランゲ型				<u>36,300</u>

(注)

継手を使用した場合は、aの継手及びオの完成用部品の価格を加算できること。

(イ) 靴型装具

a 製作要素

(a) 患足

名 称	種 類	<u>価 格 円</u>	備 考
短 靴	整形靴	<u>41,500</u>	
	特殊靴	<u>51,400</u>	
チャッカ靴	整形靴	<u>42,900</u>	
	特殊靴	<u>53,500</u>	
半 長 靴	整形靴	<u>44,200</u>	
	特殊靴	<u>55,500</u>	
長 靴	整形靴	<u>47,000</u>	
	特殊靴	<u>61,300</u>	

(注)

1 (略)

2 整形靴は、標準木型に皮革、フェルト等を張って、補正して作られるものとすること。

3 特殊靴は、陽性モデルから作成した特殊木型を用いて作られるものとすること。

4 グッドイヤー式及びマッケイ式の価格は、2割増しとすること。

(削る)

(b) 健足

名称	上限価格 円	備考
短靴	27,300	
チャッカ靴	28,300	
半長靴	29,300	
長靴	31,300	

(注)

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名称	種類	上限価格 円	備考
月型の延長		4,500	価格は、1個当たりのものであること。
スチールバネ入り		5,650	(略)
トウボックス補強		2,750	
鉛板の挿入		2,850	
足背ベルト		2,300	尖足等がある足部を靴型装具に収納する必要がある場合に限ること。 下肢装具の支持部(硬性)には算定できないこと。
ベルト(裏付き) の追加		1,550	(略)
補高	敷き革式	8,000	補高が2cmを超える

5 靴型装具に支柱を必要とする場合は、(ア)の下肢装具の製作要素とオの完成用部品を加えることができる。

(b) 健足

名称	価格 円	備考
短靴	25,700	
チャッカ靴	26,600	
半長靴	27,600	
長靴	29,500	

(注)

1～3 (略)

b 付属品等の加算要素

名称	種類	価格 円	備考
月型の延長		4,250	
スチールバネ入り		5,350	(略)
トウボックス補強		2,600	
鉛板の挿入		2,700	
足背バンド		2,200	(新設)
マジックバンド (裏付き)		1,500	(略)
補高	敷き革式	7,550	補高が2cmを超える

		る場合は、超える部分につき 2 cm 単位で <u>1,700円</u> を加算すること。			る場合は、超える部分につき 2 cm 単位で <u>1,600円</u> を加算すること。
	靴の補高	3,700 補高が 2 cm を超える場合は、超える部分につき 2 cm 単位で <u>1,100円</u> を加算すること。 補高足部を使用する場合は加算できないこと。		靴の補高	3,500 補高が 2 cm を超える場合は、超える部分につき 2 cm 単位で <u>1,050円</u> を加算すること。 (新設)
ヒールの補正	トルクヒール	6,300		ヒールの補正	トルクヒール <u>5,950</u>
	ヒールウェッジ	3,700			ウェッジヒール <u>3,500</u>
	カットオフヒール				カットオフヒール
	キールヒール				キールヒール
	サッチヒール				サッチヒール
	トーマスヒール				トーマスヒール
	逆トーマスヒール				逆トーマスヒール
	フレアヒール				フレアヒール
	階段状ヒール				階段状ヒール
足底の補正	内側ソール・ ウェッジ	4,800		足底の補正	内側ソール・ <u>4,550</u>
	外側ソール・ ウェッジ				ウェッジ
	デンバーバー	3,700			外側ソール・ ウェッジ
	トーマスバー				デンバーバー <u>3,500</u>
	メイヨー半月バー				トーマスバー
	メタターサルバー				メイトー半月バー
	ハウザーバー				メタターサルバー
	ロッカーバー				ハウザーバー
					ロッカーバー

蝶型踏み返し

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考	
頸椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>19,600円</u> 増しとすること。	
	1 支柱付き	<u>42,300</u>		
	2 支柱なし	<u>32,600</u>		
	B フレーム	<u>31,600</u>		
	C カラー	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>15,900円</u> 増しとすること。		
	1 あご受けあり		<u>15,200</u>	
	2 あご受けなし		<u>12,200</u>	
	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>12,000円</u> 増しとすること。	
	1 支柱付き	<u>42,700</u>		
	2 支柱なし	<u>31,100</u>		
	B フレーム	<u>44,300</u>		
	C 軟性	<u>26,000</u>		
腰仙椎支持部	A 硬性		硬性のサンドイッチ構造は、 <u>10,300円</u> 増しとすること。	
	1 支柱付き	<u>28,600</u>		
	2 支柱なし	<u>21,100</u>		
	B フレーム	<u>35,800</u>		
	C 軟性	<u>20,300</u>	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>9,750円</u> 増しとすること。	
	A 硬性			
	1 支柱付き	<u>23,000</u>		
仙腸支持部	2 支柱なし	<u>16,900</u>		
	B フレーム	<u>31,200</u>	硬性のサンドイッチ構造は、 <u>8,700円</u> 増しとすること。	
	C 軟性	<u>18,100</u>		

蝶型踏み返し

(ウ) 体幹装具

a 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考	
頸椎支持部	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>18,500円</u> 増しとすること。	
	1 支柱付き	<u>39,800</u>		
	2 支柱なし	<u>30,700</u>		
	B フレーム	<u>29,700</u>		
	C カラー	<u>14,300</u>	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>15,000円</u> 増しとすること。	
	1 あご受けあり			
	2 あご受けなし			
	胸椎支持部			
	A モールド(熱可塑性樹脂)			
腰椎支持部	1 支柱付き	<u>40,200</u>		
	2 支柱なし	<u>29,300</u>		
	B フレーム	<u>41,700</u>		
	C 軟性	<u>24,500</u>		
	A モールド(熱可塑性樹脂)		モールドのサンドイッチ構造は、 <u>11,300円</u> 増しとすること。	
	1 支柱付き	<u>26,900</u>		
	2 支柱なし	<u>19,900</u>		
	B フレーム	<u>33,700</u>		
仙腸支持部	C 軟性	<u>19,100</u>	モールドのサンドイッチ構造は、 <u>9,750円</u> 増しとすること。	
	A モールド(熱可塑性樹脂)			
	1 支柱付き	<u>21,700</u>		
	2 支柱なし	<u>15,900</u>		
	B フレーム	<u>29,400</u>		
	C 軟性	<u>17,100</u>		

	D 骨盤帶 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	<u>17,600</u> <u>11,500</u>	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。） B 硬性 ペルビックガードル	<u>45,900</u> <u>32,900</u> 硬性のサンドイッチ構造は、 <u>22,700円</u> 増しとすること。	(略)
(注) 1 支持部にはベルトの価格が含まれていること。 2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。			

b その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整（1か所） ターンバックル 腰部継手（片側） バタフライ 肩ベルト 会陰ひも 腹部エプロン 斜頸枕	<u>3,800</u> <u>6,000</u> <u>6,500</u> <u>10,300</u> <u>3,250</u> <u>2,350</u> <u>3,250</u> <u>25,000</u>	高さ調整 は、頸椎装具についてのみ加算すること。 カラーの場合には適用しないこと。
側弯症装具付属品	ミルウォーキー型付属品一式 胸椎パッド 腰椎パッド ショルダーリング	<u>66,400</u> <u>5,900</u> <u>5,350</u> <u>16,300</u>	ミルウォーキー型付属品一式は胸椎パッド、腰椎パッド、ショルダーリング

	D 骨盤帶 1 芯のあるもの 2 芯のないもの	<u>16,600</u> <u>10,900</u>	
骨盤支持部	A 皮革（補強材を含む。） B モールド（熱可塑性樹脂） ペルビックガードル	<u>43,200</u> <u>31,000</u> モールドのサンドイッヂ構造は、 <u>21,400円</u> 増しとすること。	(略)
(新設)			

b その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
体幹装具付属品	高さ調整 ターンバックル式 腰部継手 バタフライ 肩バンド 会陰ひも 腹圧強化バンド	<u>3,600</u> <u>5,650</u> <u>6,150</u> <u>9,750</u> <u>3,100</u> <u>2,250</u> <u>3,100</u>	(新設)
側弯症装具付属品	(新設)	(新設)	(新設)
	胸椎パッド 腰椎パッド ショルダーリング	<u>5,550</u> <u>5,050</u> <u>15,400</u>	

	<u>腋窓パッド</u>	4,300	ド、腋窓		<u>腋窓パッド</u>	4,050	
	<u>ネックリング</u>	2,350	パッド、		<u>アウトリガー</u>	3,000	
	<u>胸郭バンド(プラスチック製)</u>	19,000	ネックリン		<u>前方支柱</u>	12,300	
	<u>アウトリガー</u>	3,150	グ、アウト		<u>後方支柱</u>	13,800	
	<u>前方支柱</u>	13,000	リガー(2個)、前方		<u>側方支柱</u>	5,500	
	<u>後方支柱</u>	14,600	支柱及び後		<u>ネックリング</u>	2,250	
	<u>側方支柱</u>	5,850	方支柱(2個)を含むものであること。なお、ショルダーリングを用いた場合には、12,000円を加算できること。		<u>胸郭バンド(プラスチック製)</u>	17,900	
内張り	<u>頸椎支持部</u>	3,500		内張り	<u>頸椎支持部</u>	3,300	
	<u>胸腰仙椎支持部</u>	4,350			<u>胸椎支持部</u>	4,100	
	<u>腰仙椎支持部</u>	3,900			<u>腰椎支持部</u>	3,700	
	<u>仙腸支持部</u>	2,300			<u>仙腸支持部</u>	2,200	
(注) 1 体幹装具付属品については、腰部継手を除き、完成用部品を加算することができないこと。				(注) 1 高さ調整の価格は、1か所当たりのものであり、頸椎装具についてのみ加算することができる。			

2 バタフライについては、硬性又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,450	固定式継手
	B 遊動式 (片側)	10,100	は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
	C 肩回旋装置	22,800	遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,600	固定式継手
	B 遊動式	4,600	は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。
	C プラスチック継手	12,000	遊動式継手は、継手のあ

2 バタフライについては、モールド又はフレームの場合にのみ加えることができること。

(エ) 上肢装具

a 継手

名 称	種 類	価 格 円	備 考
肩 継 手	A 固定式 (片側)	6,100	(新設)
	B 遊動式 (片側)	9,550	
	C 肩回旋装置	21,500	
肘 継 手 (片側)	A 固定式	4,350	(新設)
	B 遊動式	4,350	
	C プラスチック継手	11,300	

		<p>る支柱を使用する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。</p> <p>プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることができないこと。</p> <p>鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。</p>					
手継手 (片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 (削る)	3,800 7,600 10,600	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができる。遊動式継手は、継手のある支柱を使用	手継手 (片側)	A 固定式 B 遊動式 C プラスチック継手 D 鋼線支柱	3,600 7,150 10,000 6,750	(新設)

			する場合にのみ用いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。 プラスチック継手は、才の完成用部品を加えることができないこと。 鋼線支柱及び完成用部品に指定されているプラスチック製の継手は遊動式とし、片側を1単位とすること。			
MP 継手	A 固定式 B 遊動式	4,650 5,150	固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用いることができること。 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用いること。	MP 継手	A 固定式 B 遊動式	4,400 4,850 (新設)

			み用いること ができ、固 定・遊動切替 式のものも含 まれること。 鋼線支柱は遊 動式とするこ と。			
I P 継手	A 固定式 1 <u>硬性</u> 2 <u>フレーム</u>	2,250 2,850	固定式継手 は、継手のな い支柱を使用 する場合にのみ用いること	I P 継手	A 固定式 1 <u>金属(アルミ ニウム)</u> 2 <u>モールド(熱 可塑性樹脂)</u>	(新設) 2,700 2,150
(削る)						

(注)

- 1 固定式継手は、継手のない支柱を使用する場合にのみ用
いることができること。
- 2 遊動式継手は、継手のある支柱を使用する場合にのみ用
いることができ、固定・遊動切替式のものも含まれること。
- 3 プラスチック継手は、オの完成用部品を加えることがで

b 支持部

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A 硬性	15,500	
	B フレーム	10,400	
骨盤支持部 (半 身)	A 硬性	17,100	
	B フレーム	16,900	
上腕支持部	A 半月 (1か所)	4,300	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等	6,050	
	1 カフベルト (1 か所)	9,900	
	C 硬性	9,350	
前腕支持部	A 半月	4,450	カフベルトは、硬性と併用できないこと。
	B 皮革等 (1か所)	6,150	
	1 カフベルト (1 か所)	7,950	
	C 硬性	8,900	
手 部 背 側	A 硬性	2,650	

きないこと。

b 支持部

名 称	種 類	価 格 円	備 考
胸郭支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑 性樹脂)	14,600	
	B フレーム	9,800	
骨盤支持部 (半 身)	A モールド (熱可塑 性樹脂)	16,100	
	B フレーム	15,900	
上腕支持部	A 半月	4,050	(新設)
	B 皮革等	5,700	
	1 カフバンド	9,350	
	C モールド (熱可塑 性樹脂)	8,800	
前腕支持部	A 半月	4,200	(新設)
	B 皮革等	5,800	
	1 カフバンド	7,500	
	C モールド (熱可塑 性樹脂)	8,400	
手 部 背 側	A モールド	2,500	

パッド	B フレーム	2,550	
手掌パッド	A 硬性	4,100	
	B フレーム	4,800	

(注)

1 硬性にはベルトの価格が含まれていること。

2 支持部について、才の完成用部品を使用する場合は、上限価格の40%の範囲内で算定すること。

c その他の加算要素

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
肘サポーター	支柱付き	16,850	オーダーメイドに
	支柱なし	10,300	限ること。
基節骨パッド	硬性	2,900	(略)
	フレーム	4,250	
中・末節骨パッド	硬性	2,500	(略)
	フレーム	1,950	
対立バー		5,650	
Cバー		4,350	
アウトリガー(1か所)		2,750	
伸展・屈曲補助バネ		2,800	価格は、1本当たりとすること。 輪ゴムを用いる場合は、本数にかかわらず、300円とすること。
肘当て		3,700	
ターンバックル		6,050	
ダイヤルロック		8,750	
フレクサーハインジ		50,400	

パッド	B フレーム	2,400	
手掌パッド	A モールド	3,900	
	B フレーム	4,550	

(注)

半月及び皮革の価格は、1か所当たりのものであること。

(新設)

c その他の加算要素

名 称	種 類	価 格 円	備 考
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	
基節骨パッド	モールド	2,750	(略)
	フレーム	4,000	
中・末節骨パッド	モールド	2,350	(略)
	フレーム	1,850	
対立バー		5,350	
Cバー		4,100	
アウトリガー		2,600	
伸展・屈曲補助バネ		2,650	価格は、1か所当たりとすること。 (新設)
肘当て		3,500	
ターンバックル		5,700	
ダイヤルロック		8,250	
(新設)		(新設)	

内張り	上腕部	1,300	硬性の場合に限る
	前腕部	1,150	こと。
	手部	1,000	

(注)

(削る)

- 1 懸垂帶を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 2 完成用部品を加算することができないこと。

才 完成用部品

完成用部品とは、装具をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	(削る)	(削る)	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬性	3	
		フレーム	3	
	長下肢装具	軟性	2	
		(削る)	3	
		硬性	3	
	膝装具	支柱付き	3	耐用年数と
		(削る)	(削る)	は、通常の
		軟性	2	使用状態に
短下肢装具	(削る)	(削る)	おいて当該	
	(削る)	(削る)	補装具が修	
	(削る)	(削る)	理不能とな	

内張り	上腕部	1,250	(新設)
	前腕部	1,100	
	手部	970	

(注)

- 1 肘伸展・屈曲補助バネ又は肘伸展・屈曲補助ゴムを使用する場合は、(ア)の下肢装具に準ずること。
- 2 懸垂帶を使用する場合は、(1)のエの(イ)の義手用ハーネス及び義足懸垂用部品に準ずること。
- 3 内張りは、モールドの場合に限ること。

才 完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

(ア) 装具本体

区分	名称	型式	耐用年数 年	備考
下肢装具	股装具	金属枠	3	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。
		硬性	3	
		(新設)	(新設)	
	長下肢装具	軟性	2	
		両側支柱	3	
		硬性	3	
	膝装具	(新設)	(新設)	
		スウェーデン式	2	
		軟性	2	
短下肢装具	両側支柱		3	
	片側支柱		3	
	S型支柱		3	

		(削る)	(削る)	るまでの予			鋼線支柱	3
		(削る)	(削る)	想年数を示			板ばね	3
		硬性 (支柱あり)		3			硬性 (支柱あり)	3
		硬性 (支柱なし)	1 . 5	しているも			硬性 (支柱なし)	1 . 5
		支柱付き		のであるた			(新設)	(新設)
		軟性	2	め、耐用年			軟性	2
		(削る)	(削る)	数を一律に			軟性	2
		(削る)	(削る)	適用しない			鋼索	3
				こと。			足底装具	1 . 5
	(削る)							
	足 装 具			1 . 5				
靴型装具				1 . 5			靴型装具	1 . 5
体幹装具	頸椎装具	(削る)	(削る)				体幹装具	3
		硬性		2			硬性	2
		フレーム		3			(新設)	(新設)
		カラー		2			カラー	2
	胸腰仙椎装具	(削る)	(削る)				胸椎装具	3
		硬性		2			硬性	2
		フレーム		3			(新設)	(新設)
		軟性	1 . 5				軟性	1 . 5
	腰仙椎装具	(削る)	(削る)				腰椎装具	3
		硬性		2			硬性	2
		フレーム		3			(新設)	(新設)
		軟性	1 . 5				軟性	1 . 5
	仙腸装具	(削る)	(削る)				仙腸装具	3
		硬性		2			硬性	2
		フレーム		3			(新設)	(新設)
		軟性	1 . 5				軟性	1 . 5
	側弯症装具	ミルウォーキー型		2			側弯症装具	2
		(削る)	(削る)				ミルウォーキー型	2
		硬性		1			金属枠	2
		フレーム		2			硬性	1
							(新設)	(新設)

		軟性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	(削る)	(削る)
		硬性	3
		支柱付き	<u>3</u>
		軟性	2
	手関節装具		3
	対立装具		3
		(削る)	(削る)
	把持装具		3
	手 装 具		3
	(削る)		(削る)
	指 装 具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類 (削る)	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	取替えにより修理又は調整
その他の小部品 (消耗品)	1	を行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) あるが、使用年

		軟性	1
上肢装具	肩 装 具		3
	肘 装 具	両側支柱	<u>3</u>
		硬性	3
		(新設)	(新設)
		軟性	2
	手関節背屈		3
	保持装具		
	長対立装具		3
	短対立装具		3
	把持装具		3
	MP屈曲補		3
	助装具		
	MP伸展補		3
	助装具		
	指 装 具		3
	B F O		3

(イ) 完成用部品

材料・部品名	耐用年数 年	備 考
継手類	1. 5	耐用年数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整
手部	1. 5	
足部	1	取替えにより修理又は調整
その他の小部品 (消耗品)	1	を行うこと。

キ 使用年数

年 齢	使用年数	備 考
0歳	4 月	使用年数は、年齢による児童の特殊性を考慮して定めたもので
1～2歳	6 月	
3～5歳	10 月	
6～14歳	1 年	
15～17歳	1年6月	(略) あるが、使用年

		1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 なお、使用年数については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。		1～3 (略)	数以内の故障に際しては、原則として小部品の取替えにより修理又は調整を行うこと。 (新設)
--	--	---------	---	--	---------	---

(削る)

(4) 装具（レディメイド）

装具（レディメイド）とは、装具として完成しており、調整を必須としないものをいう。加工の必要がない部品を組立てる等して完成させるものを含み、軟性装具におけるベルト調整後の固定のための縫製は加工に含まないこと。

価格は、基本価格に本体価格を合算した価格を上限額とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本価格

採寸及び適合にかかる全ての作業（使用方法の説明及び加工を含む。）についての技術料とする。

身体部位	上限価格 円	備考
共通	2,500	装具の種類にかかわらず一律の価格とすること。

備考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
 - 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該材料・部品が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。
- (新設)

イ 本体価格

装具（レディメイド）の本体価格は、装具（レディメイド）の製造又は輸入に要する原価に、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費を加えた額の範囲内の額とし、一般管理販売費等、営業利益及び流通経費については、別に定める係数を基に算出すること。ただし、本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%の範囲内の額とすること。

ウ 耐用年数及び使用年数

(3)の装具（オーダーメイド）に準ずること。

(5) 姿勢保持装置

姿勢保持装置とは、アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。

価格は、イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

定義	備考
機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、安定した座位、立位、臥位等の保持を可能にする機能を有するもの	

(4) 座位保持装置

(新設)

種目	使用要素・部品及び工作法	価格	耐用年数 年	備考
座位保持装置	座位保持装置として製作されるものについては、機能障害の状況により、座位に類似した姿勢を保持する機能を有する装置を含むものであること。 アの基本工作法により、エ及びオよりそれぞれ必要な要素・部品を組み合わせて製作すること。 成長、発達及び姿勢保持能力の状況に適合させること。	イの身体部位区分に従いウにより算定した基本価格に、エ及びオのそれぞれ使用する要素・部品の価格を合算した価格とすること。	3 年	耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。

過度の圧迫等による不快
感を生じさせないこと。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	<u>上限価格</u>		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,550	6,000	
上肢（片側）	1,750	4,200	
体幹部	15,400	28,500	
骨盤・大腿部	15,400	28,500	
下腿・足部（片側）	2,050		

(注)
(略)

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	<u>上限価格</u> 円	備 考
頭部	頭部支え	9,700	
上肢	上腕支え（片側）	3,750	
	前腕・手部支え（片側）	4,150	
体幹部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察と評価	身体変形の状況及び痙攣、緊張、不随意運動等の観察並びにこれらの特徴の把握並びに姿勢の決定及び使用目的の確認
(イ)～(ケ) (略)	(略)

イ (略)

ウ 基本価格

身 体 部 位	<u>価 格</u>		備 考
	採 寸	採 型	
頭・頸部	3,350	5,600	
上肢（片側）	1,650	3,950	
体幹部	14,400	26,600	
骨盤・大腿部	14,400	26,600	
下腿・足部（片側）	1,950		

(注)
(略)

エ 製作要素価格

(ア) 支持部

部 位	名 称	<u>価 格</u> 円	備 考
頭部	頭部支え	9,050	
上肢	上肢支え（片側）	3,500	
	前腕・手部支え（片側）	3,900	
体幹部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	

骨盤・大腿部	平面形状型	7,550	
	モールド型	53,400	(略)
	張り調整型	15,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,750	
足部	足台 (片側)	2,800	

(注)
フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,700円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
固定	頸部	3,550	
	腰部 (片側)	2,650	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,850	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	10,000	
	ガス圧式	11,400	
	電動式	77,300	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	上限価格 円	備 考
木材・金属	57,200	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、6,150円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

骨盤・大腿部	平面形状型	7,050	
	モールド型	49,900	(略)
	シート張り調節型	14,500	
下腿部	下腿支え (片側)	2,600	
足部	足台 (片側)	2,650	

(注)
フレックス構造を持たせる場合は、1か所につき6,250円加算できること。

(イ) 支持部の連結

名 称	種 類	価 格 円	備 考
固定	頸部	3,350	
	腰部 (片側)	2,500	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
遊動	腰部 (片側)	3,600	
	膝部 (片側)		
	足部 (片側)		
角度調整用部品	機械式	9,350	
	ガス圧式	10,700	
	電動式	72,200	

(注)

1～4 (略)

(ウ) 構造フレーム

使用材料	基本価格 円	備 考
木材・金属	53,400	

(注)

1 ティルト機構を付加する場合は、5,750円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。

- 2 昇降機構を付加する場合は、8,500円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を上限価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(6)及び(7)に定める価格を上限価格とすること。ただし、姿勢保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(6)及び(7)に定める各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、ティルト・リクライニングに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、姿勢保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(エ) 付属品

名 称	種 類	<u>上限価格</u> 円	備 考
カットアウト テーブル	テーブル	<u>21,000</u>	表面クッショ ン張りは <u>4,500</u> 円加算できる こと。
	テーブル取付部品 (片側)	<u>5,000</u>	
上肢保持部品	アームサポート (片側)	<u>4,500</u>	
	肘パッド (片側)	<u>2,850</u>	
	縦型グリップ (片側)	<u>3,500</u>	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	頭頸部パッド	<u>5,050</u>	
	肩パッド (片側)	<u>4,550</u>	
	胸パッド	<u>5,050</u>	
	胸受けロール	<u>6,950</u>	
	体幹パッド (片側)	<u>3,900</u>	

- 2 昇降機構を付加する場合は、7,950円加算し、必要数の角度調整用部品を加算できること。
- 3 完成用部品の構造フレームを使用する場合は、当該完成用部品の価格を基本価格とすること。
- 4 車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、1の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の価格を基本価格とすること。ただし、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分については、3の(5)に定める車椅子及び電動車椅子の各部位の交換価格の95%に相当する価格とみなし、これを控除すること。また、リクライニング、ティルト、リクライニング・ティルトに限り車椅子及び電動車椅子側の機構を優先することとし、座位保持装置側の機構の製作要素加算は行わないこと。

(イ) 付属品

名 称	種 類	<u>価 格</u> 円	備 考
カットアウト テーブル	(新設)	<u>14,000</u>	表面クッショ ン張りは <u>4,200</u> 円加算できる こと。
	(新設)	(新設)	
上肢保持部品	アームレスト (片側)	<u>4,200</u>	
	肘パッド (片側)	<u>2,700</u>	
	縦型グリップ (片側)	<u>3,300</u>	
	横型グリップ (片側)		
体幹保持部品	(新設)	(新設)	
	肩パッド (片側)	<u>4,250</u>	
	胸パッド	<u>4,750</u>	
	胸受けロール	<u>6,500</u>	
	体幹パッド (片側)	<u>3,650</u>	

	腰部パッド	4,600	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,800	
	殿部パッド	4,700	
下肢保持部品	内転防止パッド	5,050	
	外転防止パッド (片側)	2,850	
	膝パッド (片側)	4,300	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	3,250	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,500	
	腕ベルト (片側)	2,100	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	4,350	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	4,700	
	大腿ベルト (片側)	2,350	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
	足首ベルト (片側)		
支持部カバー	頭部	3,050	脱着式は3,500
	上肢 (片側)	1,650	円加算できる
	体幹部	平面形状型	3,450
		モールド型	10,300
		張り調整型	4,150
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,450
		モールド型	10,300
		張り調整型	4,150
	下腿部 (片側)		1,650
	足部 (片側)		1,650

	腰部パッド	4,300	
骨盤保持部品	骨盤パッド (片側)	2,650	
	臀部パッド	4,400	
下肢保持部品	内転防止パッド	4,750	
	外転防止パッド (片側)	2,700	
	膝パッド (片側)	4,050	
	下腿保持パッド (片側)		
	足部保持パッド (片側)	3,050	
ベルト部品	肩ベルト (片側)	2,350	
	腕ベルト (片側)	2,000	
	手首ベルト (片側)		
	胸ベルト	4,100	
	骨盤ベルト		
	股ベルト	4,400	
	大腿ベルト (片側)	2,200	
	膝ベルト (片側)		
	下腿ベルト (片側)		
	足首ベルト (片側)		
支持部カバー	頭部	2,850	脱着式は3,300
	上肢 (片側)	1,550	円加算できる
	体幹部	平面形状型	3,250
		モールド型	9,700
		シート張り調節型	3,900
	骨盤・大腿部	平面形状型	3,250
		モールド型	9,700
		シート張り調節型	3,900
	下腿部 (片側)		1,550
	足部 (片側)		1,550

内張り	アームサポート (片側)	1,850	
	テーブル	4,500	
体圧分散補助 素材	頭部	4,050	
	上肢 (片側)	2,000	
	体幹部	9,350	
	骨盤・大腿部	9,350	
	下腿部 (片側)	2,000	
	足部 (片側)		
キャスター		1,650	多機能キャス ターは990円加算 できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,250	
	ストッパー	4,750	
	高さ調整用台座	20,500	

(注)

- 1 (略)
- 2 取付けに当たって面ファスナーを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名称	種類	上限価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,450	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,150	
	アームサポート (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,500	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,100	

内張り	アームレスト (片側)	1,750	
	テーブル	4,200	
体圧分散補助 素材	頭部	3,800	
	上肢 (片側)	1,900	
	体幹部	8,750	
	骨盤・大腿部	8,750	
	下腿部 (片側)	1,900	
	足部 (片側)		
キャスター		1,550	多機能キャス ターは930円加算 できること。
その他	介助用グリップ (片側)	3,050	
	ストッパー	4,450	
	高さ調整用台座	19,200	

(注)

- 1 (略)
- 2 取付けに当たってマジックバンドを使用する場合は、その価格を含むものとする。

(才) 調節機構

名称	種類	価格 円	備考
高さ調節	頭部支持部	3,250	
	体幹支持部		
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,050	
	アームレスト (片側)		
前後調節	頭部支持部	3,300	
	骨盤・大腿支持部		
	足部支持部 (片側)	2,000	

角度調節	頭部支持部	<u>4,050</u>	
	テーブル	<u>8,600</u>	
脱着機構	体幹パッド（片側）	<u>2,700</u>	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームサポート（片側）		
	内転防止パッド	<u>7,600</u>	
開閉機構	アームサポート（片側）	<u>2,700</u>	
	足部支持部（片側）		

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみや面ファスナーなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

完成用部品とは、姿勢保持装置をオーダーメイドにより製作及び完成させるための部品をいい、部品の名称、使用部品、上限価格等については、別に定めるところによること。

カ 耐用年数

耐用年数 年	備考
<u>3</u>	<p>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</p> <p>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</p> <p>なお、児童については、成長速度や使用環境</p>

角度調節	頭部支持部	<u>3,800</u>	
	テーブル	<u>8,050</u>	
脱着機構	体幹パッド（片側）	<u>2,550</u>	
	骨盤パッド（片側）		
	膝パッド（片側）		
	アームレスト（片側）		
	内転防止パッド	<u>7,100</u>	
開閉機構	アームレスト（片側）	<u>2,550</u>	
	足部支持部（片側）		

(注)

- 1 (略)
- 2 脱着・開閉機構で、蝶番のみやマジックバンドなどの簡便な方法によるものは、加算できないこと。

オ 完成用部品

座位保持装置用部品の名称、使用部品、価格等については、別に定めるところによること。

(新設)

等も踏まえ、柔軟に対応すること。

(注)

構造フレームに車椅子及び電動車椅子としての機能を付加する場合は、耐用年数を6年とすること。

(削る)

(6) 車椅子

車椅子とは、使用者自身又は介助者が駆動する移動用の車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの(パワーアシスト式を除く。)をいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、(ウ)、(エ)及び(オ)を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

ア 基本工作法

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ(必要に応じて)	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の使用状態において、当該装置が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

(新設)

(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身体部位	上限価格 円	備考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	17,900	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができる こと。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名称	上限価格 円	備考
自走用	90,000	自らが駆動及び操作して使用することを主目的とした車椅子であること。
介助用	85,000	自らは駆動せず、介助者が操作することを主目的とした車椅子であること。

(注)

オーダーメイド式は上限価格の125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の75%の範囲内の額とすること。

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名称	上限価格 円	備考
リクライニング機構	30,500	

ティルト機構	<u>61,000</u>	
ティルト・リクライニング機構	<u>88,200</u>	
リフト機構	<u>152,400</u>	

(注)
リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に設けられているものはティルト・リクライニング機構に準ずること。

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
基本構造	後方大車輪（標準）	0	6輪構造とは、駆動輪が4輪構造に比して前方に位置するものとし、単に後方にキャスターを取り付けたものは後方大車輪とすること。 幅止めの構造を有する場合は1本当たり6,000円増しとすること。
	前方大車輪	8,800	
	6輪構造	37,700	
シート	スリング式（標準）	0	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。
	張り調整式	8,650	
	板張り式	6,800	板張り式の構を有する場合は、付属品の座板を

			加えることができないこと。
バックサポート	スリング式（標準） 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長（頭頸部まで）の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は13,100円、背座角度調整の構造を有する場合は17,600円、背折れの構造を有する場合は8,500円増しとすること。
フット・レッグサポート (片側)	固定式（標準） 拳上式 着脱式 開閉着脱式 拳上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで全面張りの場合は4,000円増しとすること。
フットサポート	セパレート式（標準） セパレート式（二重折込式） 中折式	0 4,300 5,000	前後調整、角度調整及び左右調整の各構造を有する場合は各1,600円増しとし、片側を1単位とすること。

アームサポート(片側)	フレーム一体型	固定式(標準) 跳ね上げ式 着脱式	0 6,750 6,550	高さ調整の構造を有する場合は3,600円、角度調整の構造を有する場合は7,650円、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
		固定式 跳ね上げ式 着脱式	5,000 6,750 6,550	
ブレーキ	駐車ブレーキ(標準)		0	介助用ブレーキを加える場合は17,400円、フットブレーキを加える場合は17,300円増しとすること。
駆動輪・主輪	固定式(標準) 着脱式		0 10,800	車軸位置調整の構造を有する場合は17,500円、キャンバー角度を変更する場合は11,000円増しとすること。 片手駆動の構を有する場合は37,200円、レバ一駆動の構造を

			有する場合は 60,000円増しと すること。
タイヤ	エア (標準) ノーパンク	0 9,100	
キャスター	ソリッド (標準) 衝撃吸収タイプ	0 15,000	
ハンドリム (片側)	プラスチック (標準) ステンレス アルミ	0 6,000 5,000	ピッチ30mmを超える場合は5,000円増しとし、片側を1単位とすること。片手駆動の構造を有する場合は3,300円増しとすること。

(注)

- 1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。
- 2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
クッション (カバー付き)	平面形状型 モールド型	14,500 56,500	姿勢保持装置の完成用 部品を使用する場合は算定することができないこと。 ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用

			する場合は 3,000 円増しとすること。滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円、防水加工を追加する場合は 8,100 円増しとすること。
座板		5,000	クッション一体型の場合は 3,000 円増しとし、クッション（バー付き）と併用加算できないこと。
背クッション		14,500	滑り止め加工を追加する場合は 2,050 円増しとすること。
ヘッドサポート	着脱式（枕含む） マルチタイプ（枕含む） 枕（オーダーメイド） 枕（レディメイド）	17,300 29,500 11,200 6,300	着脱式及びマルチタイプはヘッドサポートとして独立した構造をするものとし、枕をオーダーメイドで製作する場合には 4,900 円増しとすること（バックサポート一体型には加えることができないこと）。
フットサポート	ヒールループ アンクルスト ラップ ステップカバー	3,600 3,600 4,000	価格は、1 個当たりのものであること。
テーブル	テーブル テーブル取付部	11,800 5,000	

	<u>品(片側)</u>		
<u>転倒防止装置</u>	<u>パイプ</u> <u>キャスタ付き</u>	<u>4,050</u> <u>6,400</u>	<u>価格は、1個当たりのものであること。</u> <u>キャスタ付きのうち、折りたたみの構造を有する場合は3,000円増しとし、片側を1単位とすること。</u>
<u>搭載台</u>		<u>32,600</u>	<u>搭載台とは呼吸器搭載台、痰吸引機搭載台、携帯用会話補助装置搭載台を含むものであること。</u> <u>価格は、各搭載台1個当たりのものであること。</u>
<u>車載固定部品</u>		<u>3,250</u>	<u>価格は、1個当たりのものであること。</u>
<u>杖たて</u>	<u>一本杖</u> <u>多脚つえ</u>	<u>3,250</u> <u>6,000</u>	
<u>酸素ボンベ固定装置</u>		<u>14,100</u>	
<u>栄養パック取付用ガードル架</u>		<u>11,000</u>	
<u>点滴ポール</u>		<u>11,300</u>	
<u>日よけ</u>		<u>15,000</u>	
<u>雨よけ</u>		<u>15,000</u>	

<u>泥よけ</u>		6,550
<u>ス ポー ク</u>		<u>4,450</u>
<u>カバּ</u>		
<u>リ フレ ク</u>		720
<u>タּ</u>		
<u>高さ調整</u>		<u>4,250</u>
<u>式手押し</u>		
<u>ハンドル</u>		
<u>ブレーキ</u>	<u>延長レバー</u>	<u>1,750</u>
<u>ハンドリ</u>	<u>滑り止め</u>	<u>6,000</u>
<u>ム</u>	<u>ノブ付き</u>	<u>4,850</u>

価格は、1個当たりの
ものであること。
ノブ付きのうち、垂直
ノブの場合は3,000円
増しとし、片側を1単
位とすること。

(注)

- 1 クッションについて、姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。
- 2 カットアウトテーブル、姿勢保持部品及びベルトが必要な場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。

才 耐用年数

<u>耐用年数</u> <u>年</u>	<u>備</u> <u>考</u>
6	<u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行う</u> こと。 <u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているもの</u> であるため、耐用年数を一律に適用しないこと。 <u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏</u> まること。

まえ、柔軟に対応すること。

(7) 電動車椅子

電動車椅子とは、使用者自身が移動のために操作し、動力によって推進する車輪付機器であって、JIS T 9201-2016に定める構造を有するもの（パワーアシスト式に限る。）及びJIS T 9203-2016に定める構造を有するものをいい、アの基本工作法により、ウ及びエよりそれぞれ必要な要素・機構・部品を選択し、組み合わせて製作されたモジュラー式を基本とする。ただし、モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式とし、アの基本工作法のうち、（ウ）、（エ）及び（オ）を必要としないものについてはレディメイド式とすること。

価格は、イの基本価格にウの本体価格及び必要に応じてエの加算要素価格を合算した額を上限とし、医師の採型技術料を含まないものであること。

名 称	定 義	備 考
標準形	<p>JIS T 9203-2016 に定める以下の電動車椅子とする。</p> <p>（低速用）</p> <p>最高速度 4.5 km/h 以下の電動車椅子</p> <p>（中速用）</p> <p>最高速度 6.0 km/h 以下の電動車椅子</p>	
簡易形	<p>車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた簡便な電動車椅子で、使用者が操作して使用する以下のものとする。</p> <p>（切替式）</p> <p>電動力走行・手動力走行を切り替え可能なもの</p> <p>（アシスト式）</p> <p>駆動人力を電動力で補助することが可能なもの</p>	

ア 基本工作法

(新設)

工 程	作 業 の 内 容
(ア) 身体状況の観察等	身体状況の観察、座位姿勢の評価及び使用目的の確認
(イ) 採寸	製作に必要な採寸、車椅子の装備等についての選択及び記録
(ウ) 製作、加工及び組立て	フレーム及び付属品の製作、加工並びに組立て
(エ) 仮合わせ（必要に応じて）	身体への適合並びにフレーム及び付属品の検査及び修正
(オ) 仕上げ	各部品の取付け、仕上げ等
(カ) 適合検査	最終的な身体への適合及び車椅子の各機能の検査

イ 基本価格

身 体 部 位	上限価格 円	備 考
標準（上肢・体幹部・骨盤大腿部・下肢・足部）	20,400	
頭頸部	3,550	ヘッドサポートが必要な場合のみ加えることができること。

(注)

レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること。

ウ 本体価格

名 称	区 分	上限価格 円	備 考
標準形	低速用	486,300	駆動モーター、充電器及び
	中速用	502,300	転倒防止装置を含むものであること。

			<u>オーダーメイド式は上限価格の 125%の範囲内の額とし、レディメイド式は上限価格の 75%の範囲内の額とすること。</u>
簡易形	<u>切替式</u>	<u>393,900</u>	車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができる。 駆動モーター、充電器及び転倒防止装置（折りたたみの有無は問わない）を含むものであること。
	<u>アシスト式</u>	<u>412,600</u>	

エ 加算要素価格

(ア) 機構加算

名 称	上限価格 円	備 考
手動リクライニング機構	<u>32,500</u>	標準形にのみ
電動リクライニング機構	<u>134,000</u>	加えることができること。
電動ティルト機構	<u>281,000</u>	
電動ティルト・リクライニング機構	<u>732,400</u>	
電動リフト機構	<u>433,000</u>	

(イ) 構造部品加算

本体部位	名 称	上限価格 円	備 考
操作ボックス	標準操作ボックス (標準)	<u>0</u>	
操作レバー	感度調整ジョイス ティック (標準)	<u>0</u>	標準ばねのばね圧を変更した場合は7,950円増しとすること。

スイッチ		標準スイッチ (標準)	0	スイッチ延長の場合は1本当たり1,050円増しとすること。
バッテリ	標準形	シールドバッテリ (標準) リチウムイオンバッテリ	0 62,300	
	簡易形	リチウムイオンバッテリ (標準)	0	ニッケル水素バッテリの場合は37,000円減じた額とすること。
基本構造		後方大車輪 (標準)	0	
シート		板張り式 (標準) スリング式 張り調整式	0 4,200 12,900	奥行調整の構造を有する場合は18,500円増しとすること。 板張り式の構造を有する場合は、付属品の座板を加えることができないこと。
バックサポー ト	スリング式 (標準) 張り調整式	0 8,650	ワイドフレームの場合は14,000円、バックサポート延長 (頭頸部まで) の場合は10,000円、高さ調整の構造を有する場合は	

			13,100円、背座 角度調整の構造 を有する場合は 17,600円、背折 れの構造を有す る場合は8,500円 増しとすること 。	
フット・レッ グサポート (片側)	固定式 (標準) 拳上式 着脱式 開閉着脱式 拳上・開閉着脱式	0 8,550 6,250 7,350 11,100	レッグベルトで 全面張りの場合 は4,000円増しと すること。	
フットサポー ト	セパレート式 (標準) セパレート式 (二重折込式)	0 4,300	前後調整、角度 調整及び左右調 整の各構造を有 する場合は各 1,600円増しとし 、片側を1単位 とすること。 強度を高めるた めに、金属製の フットサポート を使用する場合 は15,000円増し とすること。	
アームサポー ト (片側)	フレーム 一 体 型	固定式 (標準) 跳ね上げ式 着脱式	0 6,750 6,550	高さ調整の構造 を有する場合は 3,600円、角度調 整の構造を有す る場合は7,650円

独立型	固定式	5,000	、アームサポート幅広、アームサポート延長の各構造を有する場合はそれぞれ3,900円増しとし、片側を1単位とすること。
	跳ね上げ式	6,750	
	着脱式	6,550	
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ (標準)	0	
タイヤ	エア (標準) ノーパンク	0 12,000	
キャスター	エア (標準) ノーパンク	0 12,000	
(注)			
1 名称に「(標準)」と記載のあるものは、本体価格に価格が含まれる標準構造部品であること。			
2 各構造部品はそれぞれの本体部位において他の構造部品と併用加算できないこと。			

(ウ) 付属品

名 称	種 類	上限価格 円	備 考
パワーステアリング		54,300	
クライマーセット		19,100	
手動スイングアーム		10,600	

電動チン	(内訳)		
コント	<u>パワースイン</u>	<u>72,700</u>	
ロールー	<u>グチニアーム</u>		
式	<u>チン操作ボックス</u>	<u>16,200</u>	
	<u>セレクタ</u>	<u>93,800</u>	
	<u>液晶モニタ</u>	<u>55,400</u>	
	<u>頭部スイッチ・取付金具</u>	<u>21,300</u>	
手動チン	(内訳)		
コント	<u>手動スイング</u>	<u>37,200</u>	
ロールー	<u>チニアーム</u>	<u>21,000</u>	
式	<u>チン操作ボックス</u>	<u>16,200</u>	
多様入力	非常停止スイッチ	<u>51,100</u>	
コント	チボックス		
ローラ	4方向スイッチ	<u>31,900</u>	
	ボード		
	8方向スイッチ	<u>53,300</u>	
	ボード		
	小型ジョイス	<u>42,600</u>	
	ティックボックス		
	フォースセンサ	<u>93,800</u>	
	足用ボックス	<u>42,600</u>	
簡易1入力		<u>95,900</u>	
ジョイス	レバーノブ各種	<u>7,500</u>	
ティック	形状(小ノブ、		
ノブ	球ノブ、こけしノブ)		

	<u>レバーノブ各種</u> <u>形状 (Uノブ、</u> <u>十字ノブ、ペン</u> <u>ノブ、太長ノ</u> <u>ブ、T字ノブ、</u> <u>極小ノブ)</u>	<u>10,500</u>				
フットサ	<u>ヒールループ</u>	<u>3,600</u>	<u>価格は、1個当たりの</u>			
ポート	<u>アンクルスト</u>	<u>3,600</u>	<u>ものであること。</u>			
	<u>ラップ</u>					
	<u>ステップカバー</u>	<u>4,000</u>				
(注)	<u>上記のほか、1の(6)のエの(イ)の付属品を加えることができること。</u>					
才 耐用年数						
耐用年数 年	備 考					
6	<u>耐用年数以内の破損及び故障に際しては、原則として修理又は調整を行うこと。</u> <u>耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。</u> <u>なお、児童については、成長速度や使用環境等も踏まえ、柔軟に対応すること。</u>					
(8) その他						
種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安	障害物を探知するために使用するもので、シャフトを白色又は黄色に塗装若しくは加工したもので、普通用、携帯用、身体支持併用に分類される。					
(5) その他						
種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	耐用 年数 年	備 考
視覚 障害 者安	(新設)					

全つ え	普通用	携帯用、身体 支持併用以外 のもの	夜光装 置 ベル	4,200	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付 とした場合 は <u>460円</u> 増 しとするこ と。 (2) 全面夜光 材付とした 場合は <u>1,400円</u> 増 しとするこ と。 (3) フラッ シュライト 付とした場 合は <u>860円</u> 増しとする こと。	全つ え	普通用	(新設)	夜光装 置 ベル	3,550	2	1 夜光装置 (1) 夜光材付 とした場合 は <u>410円</u> 増 しとするこ と。 (2) 全面夜光 材付とした 場合は <u>1,200円</u> 増 しとするこ と。 (3) フラッ シュライト 付とした場 合は <u>1,650</u> 円増しとす ること。
		(削る)											
		主体一木材 (削る)	上と同 じ。			2,700							
		主体一軽金属 (削る)	上と同 じ。			2,800							
携帯用		折りたたみ又 はスライド等 により鞄等に 収納して持ち 運びができる もの	上と同 じ。	5,200	2	3 主体木材 でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,650円</u> 増 しとするこ と。	携帯用	(新設)	上と同 じ。	4,400	2	でポリカーボネート樹脂被覆付と した場合は <u>1,450円</u> 増 しとするこ と。	

		主体—繊維複合材料 (削る)			と。 4 ゴムグ リップ付と した場合は <u>750円</u> 増し とするこ と。		主体—繊維複合材料 石突及び外装 —普通用 と同 じ。 形状—折たた み式若 しくは スライ ド式。		と。 4 ゴムグ リップ付と した場合は <u>660円</u> 増し とするこ と。
		主体—木材 (削る)	上と同じ。	3,400				3,700	
		主体—軽金属 (削る)	上と同じ。	3,300	4			3,550	4
	身体支 持併用	1本の脚部と 1つの握り部 からなり、前 腕支持部がな いもので、身 体の支持やバ ランス保持の 目的を含むも の	上と同じ。	4,600	4			3,800	4
義眼		欠失した眼球の一部又は全部の外観を整え、眼窩等の形態を 保持するために装着する人工の眼をいう。				主体—軽金属 石突—ゴム又 は普通 用と同 じ。 外装—普通用 と同 じ。 形状—直式又 は折りたたみ 式若しくはス ライド式。	(新設)		

	レディ メイド	虹彩や強膜の 色、サイズ等 が統一された 既製のもの		<u>17,900</u>	2			レディ メイド	主材料—プラ スチッ ク又は ガラス 既製品		<u>17,000</u>	2	
	オーダーメイド	採型等によ り、健常眼に 合わせて、形 状、色等を細 密に合わせて 製作されるも の		<u>86,900</u>				オーダーメイド	主材料—上と 同じ。 特殊加工を施 したもの。		<u>82,500</u>		
	矯正用	屈折 異常 を矯 正す る目 的 で、 眼球 に接 触せ ず に、 レン ズ等 を眼 の前 方に 掛け る構	6 D未 満	<u>16,900</u>	4 上限価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかるらず、4,350円増しとする。遮光用としての機能が必要な場合は、31,200円とすること。	4 矯正用 レンズ プラス チック はガラス 眼鏡	矯正用	レン ズ プラス チック はガラス 眼鏡	6 D未 満	<u>17,600</u>	4 価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかるらず、4,200円増しとする。遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とすること。		
眼鏡			6 D以 上10D 未満	<u>20,200</u>			6 D以 上10D 未満	<u>20,200</u>					
			10D以 上20D 未満	<u>24,000</u>			10D以 上20D 未満	<u>24,000</u>					
			20D以 上	<u>24,000</u>			20D以 上	<u>24,000</u>					

		造を 有す るも の											
遮光用	差明 を軽 減す る目 的 で、 可視 光の うち の一 部の 透過 を抑 制す るも ので あつ て、 分光 透過 率曲 線が 公表 され てい るも の	前掛け式		22,400	上限価格はレ ンズ2枚1組 のものとし、 枠を含むもの であること。	遮光用	主材 料は 上と 同 じ。	前掛け式		21,500	30,000	(新設)	
		差明 を軽 減す る目 的 で、 可視 光の うち の一 部の 透過 を抑 制す るも ので あつ て、 分光 透過 率曲 線が 公表 され てい るも の	掛けめ がね式	31,200									

コンタクトレンズ	屈折異常を矯正し、又は差明を軽減する目的で、角膜の表面に装着して使用するもの		13,000	2	上限価格はレンズ1枚のものであること。 多段階レンズについては、7,150円、虹彩付レンズについては、5,150円増しとすること。		コンタクトレンズ	主材料—プラスチック	15,400	(新設)	価格はレンズ1枚のものであること。(新設)
	弱視用対象物の眼への入射角を拡大（又は縮小）して見る器械で、通常、焦点非結像系の光学系を持つもの。眼鏡フレームに固定された「掛けめがね式」と手に持つて使用する「焦点調整式」の2種類がある。 A 掛けめがね式 B 焦点調整式			4	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、焦点調整式の上限価格の範囲内で必要な額を加算すること。			(新設)	高倍率（3倍率以上）の主鏡を必要とする場合は、21,800円増しとする。		
			A 38,200					掛けめがね式	36,700		
								焦点調整式	17,900		

補聴器	高度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの ① <u>JIS C 5512—2000</u> による。	電池 イヤモールド	<u>44,000</u>	5 上限価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。ただし、電池については補聴器購入時のみの付属品であり、修理による支給は認められないこと。 身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、 <u>250円</u> 増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズ	<u>41,600</u>	5 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障害の状況により、イヤモールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 ダンパー入りフックとした場合は、 <u>240円</u> 増しとすること。 平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズ
	高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル未満のもの。 90デシベル最大出力音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること。 ② <u>JIS C 5512—2015</u> による。 90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が130デシベル未満のもの。	電池 イヤモールド	<u>46,400</u>			

		90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。		合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡		90デシベル入力最大出力音圧レベルの最大値（ピーク）の公称値が120デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置をつけること。		を必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。
重度難聴用ポケット型	次のいずれかを満たすもの。 ① <u>JIS C 5512－2000</u> による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512－2015</u> による90デシベル入力最大出	電池 イヤモールド	59,000			重度難聴用ポケット型 ① <u>J I S C 5512—</u> による90デシベル最大出力音圧の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。	55,800	
重度難聴用耳かけ型	5512－2000による90デシベル最大出力音圧のピーク値の表示値が140デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の①に準ずる。 ② <u>JIS C 5512－2015</u> による90デシベル入力最大出	電池 イヤモールド	71,200	の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。 デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。		重度難聴用耳かけ型 ② <u>J I S C 5512—</u> による90デシベル入力	67,300	

		力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。		し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。		最大出力音圧レベルの最大値(ピーク)の公称値が130デシベル以上のもの。その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型の②に準ずる。	
耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池イヤモールド	92,000		耳あな型(レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと。	電池
耳あな型(オーダーメイド)		電池	144,900		耳あな型(オーダーメイド)		電池
骨導式ポケット型	IEC 60118-9 (1985)による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池骨導レンズ	74,100		骨導式ポケット型	IEC 60118-9 (1985)による。90デシベル最大フォースレベルの表示値が	電池
骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池平面レンズ	126,900		骨導式眼鏡型	110デシベル以上のもの。	電池平面レンズ

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	車椅子	普通型	原則として折りたたみ式で大車輪が後方にあるもの。JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	身体の障害の大車輪が後方にあるもの。より、クッショウによる。JIS T 9201-2006又はJIS T 9201-2016による。	100,000	6	価格は、オーダーメイドによる製品及びモジュラーフォーマットによる製品(モジュールを組み立てることにより製作でき、完成後の微調整機能を有するものの。)に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の75%の範囲内の額とすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	リクライニング式普通型		バックサポートの角度を変えることができる。その他は普通型と同じ。	上と同じ。	じょくそう褥瘡のある者、じょくそう発生の危険性のある者等がクッションを必要とする場合			
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	ティルト式普通型		座席とバックサポートが一定の角度を維持した状態で角度を変える	上と同じ。	は、修理基準の表に掲げるクッション等の額の範囲内で必要な額			

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)					
				ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。			を加算するこ と。 体幹筋力の低 下等により、 座位保持装置 の完成用部品 (支持4部 (骨盤・大腿 部)) をクッ ションとして 用いる必要が ある場合に は、別に定め るところによ るものも加算 すること。	
				リクラ イニン グ・ ティル ト式普 通型	バックサポー トの角度を変 えることがで き、座席と バックサポー トが一定の角 度を維持した 状態で角度を 変えることが できるもの。 その他は普通 型と同じ。	上と同 じ。	173,000	身体の障害の 状況により、 その他の付属 品を必要とす る場合は、修 理基準の表に 掲げる交換の 額の範囲内で 必要な額を加 算すること。
				手動リ フト式 普通型	座席の高さを 変えることが できるもの。 その他は普通 型と同じ。	上と同 じ。	232,000	
				前方大 車輪型	原則として折 りたたみ式で きるもの。 前方に大車輪 のあるもの。	上と同 じ。	100,000	
				リクラ イニン グ式前 方大車 輪型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は前方大 車輪型と同じ。	上と同 じ。	120,000	

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る) (削る) (削る) (削る)

片手駆動型	じ。 原則として折りたたみ式で上と同じ。 片側にハンドリムを二重に装着して、片側上肢障害者等が使用できるもの。	117,000
リクライング式片手駆動型	バックサポートの角度を変えることができる。その他の片手駆動型と同じ。	133,600
レバー駆動型	レバー1本で駆動操舵ができる。片側上肢障害者等が使用できるもの。	160,500
手押し型	原則として介助者が押して上と同じ。 駆動するもの。(折りたたみ式又は非折りたたみ式) A 大車輪のあるもの B 小車輪だ	A 82,700 B 81,000

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				

リクラ イニン グ式手 押し型	バックサポー トの角度を変 えることがで きるもの。そ の他は手押し 型Aと同じ。	けのもの 上と同 じ。	114,000
ティル ト式手 押し型	座席とバック サポートが一 定の角度を維 持した状態で 角度を変える ことができる もの。その他 は手押し型A と同じ。	上と同 じ。	128,000
リクラ イニン グ・ ティル ト式手 押し型	バックサポー トの角度を変 えることがで き、座席と バックサポー トが一定の角 度を維持した 状態で角度を 変えることが できるもの。 その他は手押 し型Aと同 じ。	上と同 じ。	153,000

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
	(削る)				(削る)					
(削る)										
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				

	普通型 (4. 5 km/ h) T 9203— 2010又はJIS T 9203— 2016による。	JIS T 9203 —2006、JIS T 9203— リ一 身体の 障害の	外部充 電器 バッテ リー	314,000	6	褥瘡のある 者、褥瘡の 発生の危険性 のある者等が クッションを 必要とする場 合は、車椅子 の修理基準の 表に掲げる クッション等 及びクッショ ンカバーの交 換の額の範囲 内で必要な額 を加算するこ と。 体幹筋力の低 下等により、 座位保持装置 の完成用部品 (支持部(骨 盤・大腿 部)) をクッ ションとして
	普通型 (6 km/ h)	状況に より、 クッ ショ ン、そ の他の 付属品 を必要 とする 場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。		329,000		
	電動 車椅 子					
	簡易型	車椅子に電動 駆動装置や制 御装置を取り 付けた簡便な もの。	電動装 置以外 の車椅 子部分 は購入 基準に 掲げる	A 157,500 B 212,500		用いる必要が ある場合に は、別に定め るところによ るものも加算 すること。 外部充電器を

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)				
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	電動リ フト式 普通型	電気で座席の 高さを変える ことができる もの。その他 は普通型と同 じ。	上と同 じ。	725, 100
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	電動 ティル ト式普 通型	電気で座席と バックサポー トが一定の角 度を維持した 状態で角度を 変えることが できるもの。 その他は普通 型と同じ。	上と同 じ	582, 600

その他の付属品を必要とする場合は、電動車椅子の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を計算すること。

座位保持椅子		<p><u>機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子で、車載用のものも含むこと。</u></p>	<u>26,100</u>	3	<p>児童に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は<u>6,000円</u>増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は<u>5,350円</u>増しとすること。 車載用のものは、オーダーメイド又はレディメイドにかかるわらず、<u>43,800円</u>増しとすること。</p>	座位保持椅子	<p><u>機能障害の状況に適合させること。</u> <u>主材料—木材</u> <u>アルミニウム</u> <u>管</u> <u>スパンジ又はウレタン</u> <u>人工皮革又は布製のカバー</u> <u>外装—ニス塗装</u></p>	<u>24,300</u>	3	<p>障害児に限る。 机上用の盤を取り付ける場合は<u>5,600円</u>増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合は<u>5,000円</u>増しとすること。 車載用のものは<u>40,700円</u>増しとすること。</p>				
起立保持具		<p><u>下肢及び上肢、体幹の発達を補助する目的で、立位姿勢を保持するもの</u></p>	<u>31,700</u>	3	<p>児童に限る。</p>	起立保持具	<p><u>機能障害の状況に適合させること。</u> <u>箱形とすること。</u> <u>主材料—木材</u> <u>外装—ニス塗装</u></p>	<u>27,400</u>	3	<p>障害児に限る。</p>				
		<p>JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。</p>				<p>(新設)</p>	<p>六輪型 前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、</p>	<u>70,000</u>	5	<u>63,100</u>	5			

		前輪を自在車輪とすること。				前輪を自在車輪とすること。			
歩行器	四輪型 (腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		43,900	腰掛けとは、休息用のシートが付いたもののをいう。	四輪型 (腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	39,600	(新設)
	四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。		43,900	サドル(歩行中に体重を支える座)・テーブル付きのもの又はスリング・胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは67,700円増しとすること。後方支持型のものは <u>23,300</u> 円増しとすること。	歩行器	四輪型 (腰掛けなし)	39,600	サドル・テブル付きのもの又は胸郭支持具若しくは骨盤支持具付きのものは61,000円増しとすること。後方支持型のものは <u>21,000</u> 円増しとすること。
	三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		37,700		三輪型	前一輪、後二輪の三輪車とし、前輪を自在車輪とすること。	34,000	
	二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。		29,900		二輪型	前二輪、後固定式の脚を有すること。	27,000	

	固定型 四脚を有し、 使用時に持ち 上げて <u>移動さ</u> せるもの		<u>24,400</u>			固定型 四脚を有し、 使用時に持ち 上げて <u>移動さ</u> せるもの。		<u>22,000</u>		
	交互型 四脚を有し、 両二脚を交互 に <u>移動させる</u> もの		<u>33,300</u>			交互型 四脚を有し、 両二脚を交互 に <u>移動させる</u> もの。		<u>30,000</u>		
頭部 保持 具	座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの		<u>7,550</u>	3	児童に限る。	頭部 保持 具	座位保持椅子 等に装着して 用いるもの で、頭部を固 定する機能を 有するもの。	<u>7,100</u>	3	障害児に限 る。
排便 補助 具	排便を補助す るものであつ て、パッド等 を装着するこ とにより、又 は背もたれ及 び腰掛を有す る椅子状のも のであること により、座位 を保持しつ つ、排便をす ることを可能 にする機能を 有するもの で、持ち運び が可能なもの		<u>10,000</u>	2	児童に限る。	排便 補助 具	普通便所で排 便が困難な場 合に用い、座 位排便が容易 となるよう機 能障害の状況 に適合させる こと。 主材料—木材 外装—ペンキ 塗装	<u>10,000</u>	2	障害児に限 る。

		に限ること。										
	松葉づ え	1本の脚部と 脇当て及び2 本の側弓の間 に一つの握り 部を有するも の 主体—木材 (十分 な強度 を有す るも の) (削る)	夜光材 A B	3,800 3,800	2 夜光材付とし た場合は、 470円 (全面 夜光材付とし た場合1,350 円) 増しとす ること。 価格は1本当 たりのもので あること。 外装に白色又 は黄色ラッ カを使用し た場合は300 円増しとする こと。		松葉づ え	(新設)	夜光材 A B	3,300 3,300	2 夜光材付とし た場合は、 410円 (全面 夜光材付とし た場合1,200 円) 増しとす ること。 価格は1本当 たりのもので あること。 外装に白色又 は黄色ラッ カを使用し た場合は260 円増しとする こと。	
歩行 補助 つえ		(削る)					歩行 補助 つえ	主体—木材 (十分 な強度 を有す るも の) 脇当—スポン ジ又は ウレタ ン製の 枕 皮革、 人工皮 革又は 布製の カバー 外装—ニス塗 装 A 普通型 B 伸縮型		A B	4,000 4,500	
		A 普通型 B 伸縮型	A B	4,600 5,150	4		(新設)		A B	4		
		1本の脚部と 脇当て及び2 本の側弓の間 に一つの握り										

		部を有するも の 主体一軽金属 (削る) (削る) (削る)				主体一軽金属 脇当一合成軟 質樹脂 握り部分一合 成軟質 樹脂 外装一塗装な し A 普通型 B 伸縮型				
カナ ディア ン・ク ラッチ	1 本の脚部と 一つの握り 部、上腕カフ 及び肘当てを 有するもの	夜光材	10,000	4		カナ ディア ン・ク ラッチ	主体一アルミ ニウ ム、鋼 管 上部 4 段間隔 以上、下部 9 段間隔以上の 調節装置を付 けるものとす る。 腕支持器 一アル ミニウ ム鑄物 及びス テンレ ス鋼板 握り部分 一アル	夜光材	8,700	4

ロフス トラン ド・ク ラッチ	1本の脚部と 一つの握り 部、前腕カフ を有するもの	夜光材	10,000	4	ミニウ ム鑄物 及びゴ ム 外装—塗装な し	
多脚つ え	3本以上の脚 と握りとを有 するもの JIS T 9267 —2020によ る。	夜光材	7,600	4	ロフス トラン ド・ク ラッチ	カナディア ン・クラッチ に準ずる。
プラッ トホー ム杖	1本の脚部と 一つの特殊な 形の握り部、 水平の前腕支 持部を有する もの	夜光材	27,600	4	多脚つ え	つえの下部に 三本以上の脚 を有するも の。 JIS T 9267 —2020によ る。
					プラッ トホー ム杖	カナディア ン・クラッチ に準ずる。

重度 障害 者用 意思 伝達 装置	文字等 走査入 力方式	意思伝達機能 を有するソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器である こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ る意思の表示 等の機能を有 する <u>簡易なも の</u> 簡易な環境 制御機能が 付加された もの	プリン タ (必 要に応 じて) 身体の 障害の 状況に より、 その他の 付属	152,700 203,900	5 プリントを必 要としない場 合は、15,000 円減じた額と すること。 (略)		文字等 走査入 力方式	意思伝達機能 を有するソフ トウェアが組 み込まれた専 用機器である こと。文字盤 又はシンボル 等の選択によ る意思の表示 等の機能を有 する <u>簡易なも の。</u> 簡易な環境 制御機能が 付加された もの	プリン タ (必 要に応 じて) 身体の 障害の 状況に より、 その他の 付属	143,000 191,000	5 プリントを必 要としない場 合は、15,000 円減じた <u>価格</u> とすること。 (略)
						重度 障害 者用 意思 伝達 装置					

		品を必要とする場合、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。					
高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置	480,600					
	高度な環境制御機能が付加されたもの		遠隔制御装置	450,000			

		付属品 とす る。 通信機能が 付加された もの			通信機能が 付加された もの		
生体現 象方式	生体信号の検 出装置及び解 析装置	身体の 障害の 状況に より、 付属品 を必要 とする	480,600		生体現 象方式	生体信号の検 出装置及び解 析装置	プリン タ及び 遠隔制 御装置 を除き 上と同 じ。

			場合 は、修 理基準 の表に 掲げる ものを 付属品 とす る。				
--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであるため、耐用年数を一律に適用しないこと。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び姿勢保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める上限価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名 称	定 義	付属品	上限価格 円	備 考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、座		1,050	児童に限る。 机上用の盤を取り付けた場合は、250円増しとすること。

--	--	--	--	--	--	--	--

備 考

- 1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。
- 2 耐用年数は、通常の装用状態において、当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示したものであること。

2 借受け基準

(1) 義肢、装具及び座位保持装置の完成用部品

義手用部品、義足用部品、装具用部品及び座位保持装置用部品の基準額については、当該完成用部品の耐用年数の3分の2を償却期間として設定し、別に定める価格を当該償却期間の月数で除した額を一月あたりの基準額とすること。

(2) その他

種目	名 称	基本構造	付属品	価 格 円	備 考
座位保持椅子		機能障害の状況に適合させること。 主材料—木材 アルミニウム管		1,010	障害児に限る。 机上用の盤を取り付けた場合は、170円増しとすること。

	<u>位を保持する</u> <u>ことを可能に</u> <u>する機能を有</u> <u>する椅子で、</u> <u>車載用のもの</u> <u>も含むこと。</u>		<u>座面に軟性</u> <u>の内張りを</u> <u>付した場合</u> <u>は、220円増</u> <u>しとすること。</u> <u>車載用のも</u> <u>のは、オーダーメイド</u> <u>又はレディメイドにか</u> <u>かわらず、</u> <u>1,800円増し</u> <u>とするこ</u> <u>と。</u>		<u>スpon</u> <u>ジ又は</u> <u>ウレタ</u> <u>ン人工</u> <u>皮革又</u> <u>は布製</u> <u>のカ</u> <u>バー</u> <u>外装ニス塗</u> <u>装</u>		<u>座面に軟性</u> <u>の内張りを</u> <u>付した場合</u> <u>は、120円増</u> <u>しとすること。</u> <u>車載用のも</u> <u>のは840円増</u> <u>しとすること。</u>
歩行器	<u>JIS T 9264-2012又はJIS T 9265-2019による。</u>						
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,750			
	四輪型 (腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。		1,050 腰掛けとは、休息用のシートが付いたものをいう。			
歩行器	四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。		1,050 サドル(歩行中に体重を支える座)・テー			
	(新設)						
	六輪型	前二輪、中二輪、後二輪の六輪車とし、前輪を自在車輪とすること。			1,570		
歩行器	四輪型 (腰掛け付)	前二輪、後二輪の四輪車とし、前輪を自在車輪とすること。			990	(新設)	
	四輪型 (腰掛けなし)	上と同じ。			990 サドル・テーブル付きのもの又は胸郭支持		

				<u>ブル付きの もの又はス リング・胸 郭支持具若 しくは骨盤 支持具付き のものは、 1,650円増し とすること。 後方支持型 のものは、 580円増しと すること。</u>					<u>且若しくは 骨盤支持具 付きのもの は、1,520円 増しとする こと。</u>
三輪型	前一輪、後二 輪の三輪車と し、前輪を自 在車輪とす ること。		940		三輪型	前一輪、後二 輪の三輪車と し、前輪を自 在車輪とす ること。		850	
二輪型	前二輪、後固 定式の脚を有 すること。		740		二輪型	前二輪、後固 定式の脚を有 すること。		670	
固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて <u>移動さ せるもの</u>		610		固定型	四脚を有し、 使用時に持ち 上げて <u>移動さ せるもの</u> 。		550	
交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に <u>移動させる もの</u>		830		交互型	四脚を有し、 両二脚を交互 に <u>移動させる もの</u> 。		750	
文字等	意思伝達機能	プリンタ	3,800	プリンタを	文字等	意思伝達機能	プリンタ	3,570	プリンタを

重度障害者用意思伝達装置	走查入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの	(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた	必要としない場合は、370円減じた額とすること。	重度障害者用意思伝達装置	走查入力方式	を有するソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。	(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた	必要としない場合は、370円減じた額とする
	簡易な環境制御機能が付加されたもの	プリンタ(必要に応じて)身体の障害の状況により、その他ひらがな等の文字綴り選択による文章の表示や発声、要求項目やシンボル等の選択による伝言の表示や発声等を行うソフトウェアが組み込まれた	5,050	専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する	簡易な環境制御機能が付加されたもの。	上と同じ。	4,770	専用機器及びプリンタ(必要に応じて)により構成されたものであること。簡易な環境制御機能が付加されたものとは、1つの機器操作に関する	

		高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置 プリンタ (必要に応じて) 身体の障害の状況により、その他の付属品を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるもののを付属品とする。	12,000	る要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自			高度な環境制御機能が付加されたもの	遠隔制御装置その他は上と同じ。	11,250	る要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自ら操作できるソフトウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 高度な環境制御機能が付加されたものとは、複数の機器操作に関する要求項目を、インターフェースを通して機器に送信することで、当該機器を自
		生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	12,000	ら操作することができるソフト			生体現象方式	生体信号の検出装置及び解析装置	11,250	ら操作することができるソフト

		<p><u>を必要とする場合は、修理基準の表に掲げるものを付属品とする。</u></p>	<p>ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフト ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体现象方</p>		<p><u>上と同じ。</u></p>	<p>ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 通信機能が付加されたものとは、文章表示欄が多く、定型句、各種設定等の機能が豊富な特徴を持ち、生成した伝言を、メール等を用いて、遠隔地の相手に対して伝達することができる専用ソフト ウェアをハードウェアに組み込んでいるものであること。 生体现象方</p>
--	--	--	---	--	---------------------	---

			式とは、生 体現象（脳 波や脳の血 液量等）を 利用して 「はい・い いえ」を判 定するもの であるこ と。				式とは、生 体現象（脳 波や脳の血 液量等）を 利用して 「はい・い いえ」を判 定するもの であるこ と。
--	--	--	---	--	--	--	---

備考

本表の上限価格は、医師の採型技術料を含まないものであるこ
と。

3 修理基準

(1) 義肢一殻構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1 の(1)の購入基準に準ずることとし、ソ ケットを複製する場合は、1の(1)のイの 採型区分ごとの複製価格にソケットの上 限価格を加算した額をもって修理価格の 上限額とすること。ソケットの交換に伴 い、ソフトインサート及び支持部の交換 が必要な場合は、それぞれの修理項目の 上限価格を加算することができるこ と。
イ ソフトインサート の交換	ソケットの交換に伴ってソフトイン サートを交換する場合は、1の(1)のエの (イ)のソフトインサートの上限価格をもつ て修理価格の上限額とし、ソフトイン サートを単独で交換する場合は、ソフト

備 考

1 本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであるこ
と。

3 修理基準

(1) 義肢一殻構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(1)のイの採型区分ごとの基本価格 又は複製価格にソケットの価格を加算し た額をもって修理価格とすること。
イ ソフトインサート の交換	1の(1)のイの採型区分ごとのソケット の交換により付随する価格又は単独の場 合の価格をもって修理価格とすること。

	インサートの交換の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
ウ 支持部の交換	交換した支持部ごとの1の(1)のエの(ウ)の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
オ 外装の更新	外装の更新の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる上限価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、外付けバッテリ、バッテリボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合は、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格の上限額とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもって修理価格の上限額とすること。
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(1)のウの基本価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(1)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(1)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

ウ 支持部の交換	交換した支持部の価格をもって修理価格とすること。
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもって修理価格とすること。
オ 外装の交換	交換した外装の価格をもって修理価格とすること。
カ 完成用部品の交換	3の(1)のカに掲げる基本価格に、1の(1)のオに掲げる額を加算した額をもって修理価格とすること。ただし、外付けバッテリー、バッテリーボックス、リストユニット又は充電器の交換の場合は、1の(1)のオに掲げる額をもって修理価格とすること。
キ ソケットの調整	断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもって修理価格とすること。
(注) 1・2 (略)	

ア ソケットの交換
(新設)

(ア) 複製価格

名称	採型区分	型式	上限価格 円	備考
義手用	A—1	(削る)	(削る)	全ての型式において、肩甲
		(削る)	(削る)	胸郭間切断用は、15,000円
		能動式	37,200	増しとすること。
		電動式	63,900	
		その他	27,400	
	A—2	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着
		(削る)	(削る)	式は、29,600円増しとすること。
		能動式	34,800	
		電動式	59,200	
		その他	31,100	
	A—3	(削る)	(削る)	全ての型式において、吸着
		(削る)	(削る)	式は、29,600円増しとすること。
		能動式	32,000	
		電動式	53,900	
		その他	28,200	
	A—4	(削る)	(削る)	全ての型式において、顆上
		(削る)	(削る)	懸垂式は、14,800円増しとすること。
		能動式	27,700	
		電動式	47,900	スプリットソケットは、
		その他	25,100	22,200円増しとすること。
	A—5	能動式	27,100	
		電動式	46,800	
		その他	22,700	
	A—6	能動式	13,800	
		電動式	25,700	
		その他	8,650	

(ア) 基本価格及び複製価格

名称	採型区分	型式	価格 円		備考
			基本価格	複製価格	
義手用	A—1	装飾用	41,400	25,900	肩甲胸郭間切断用
		作業用	41,400	25,900	は、14,200円増しと
		能動式	53,200	35,200	すること。
		電動式	91,100	60,400	
		(新設)		(新設)	
A—2		装飾用	44,000	29,400	吸着式は、28,000
		作業用	44,000	29,400	円増しとすること。
		能動式	50,700	32,900	
		電動式	84,600	56,000	
		(新設)		(新設)	
A—3		装飾用	41,600	26,700	吸着式は、28,000
		作業用	41,600	26,700	円増しとすること。
		能動式	46,900	30,300	
		電動式	77,100	51,000	
		(新設)		(新設)	
A—4		装飾用	42,800	23,800	顆上懸垂式は、
		作業用	42,800	23,800	14,000円増しとする
		能動式	44,400	26,200	こと。
		電動式	68,500	45,300	スプリットソケッ
		(新設)		(新設)	トは、21,000円増しとすること。
A—5		(新設)	(新設)	(新設)	
		電動式	67,100	44,300	
		(新設)		(新設)	
A—6		(新設)	(新設)	(新設)	
		電動式	36,800	24,300	
		(新設)		(新設)	

義足用	B—1	(削る)	<u>205,100</u>	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
		(削る)	<u> </u>	
			<u>48,000</u>	短断端切断用キップシャフトは、57,200円増しとすること。
		ライナー式	<u>76,500</u>	
	B—2	吸着式	<u>77,800</u>	坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとすること。
			<u> </u>	
			<u>46,700</u>	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		ライナー式	<u>69,100</u>	
		吸着式	<u>70,400</u>	
	B—4	差込式	<u>42,500</u>	大腿支柱付きは、27,200円増しとすること。
		P T B式	<u>46,200</u>	
		P T S式	<u>56,000</u>	
		K B M式	<u>56,000</u>	
		T S B式	<u>46,200</u>	

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできること。

(削る)

(削る)

義足用	B—1	受皿式	<u>113,100</u>	<u>65,300</u>	片側骨盤切断用
		カナダ式	<u>113,100</u>	<u>65,300</u>	は、19,000円増しとすること。
	B—2	差込式	<u>74,800</u>	<u>45,400</u>	短断端切断用キップシャフトは、
		ライナー式	<u>121,100</u>	<u>72,400</u>	54,100円増しとすること。
		吸着式	<u>167,500</u>	<u>73,600</u>	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
			<u> </u>	<u> </u>	
			<u> </u>	<u> </u>	
	B—3	差込式	<u>74,800</u>	<u>44,200</u>	
		ライナー式	<u>95,900</u>	<u>65,400</u>	
		吸着式	<u>142,300</u>	<u>66,600</u>	
	B—4	差込式	<u>60,700</u>	<u>40,200</u>	大腿支柱付きは、
		P T B式	<u>84,600</u>	<u>43,700</u>	25,800円増しとすること。
		P T S式	<u>100,900</u>	<u>53,000</u>	
		K B M式	<u>103,700</u>	<u>53,000</u>	
		T S B式	<u>84,600</u>	<u>43,700</u>	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

(イ) ソケットの価格

1の(1)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができる。

(削る)

ステムについては、基本価格に 40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できないこと。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

(新設)

名 称	採 型 区 分	使 用 材 料	価 格 円	備 考
義手用	A—1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮 草	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	21,900	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	6,000	
	A—2	アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮 草	12,600	
		熱硬化性樹脂	14,700	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	15,200	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	7,550	
	A—3	アルミニウム	10,300	

		ム、セルロイ ド 皮 草	<u>13,600</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>14,700</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>15,200</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>5,050</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>5,550</u>	
	A-4	アルミニウ ム、セルロイ ド 皮 草	<u>9,100</u>	
		熱硬化性樹脂	<u>12,400</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>14,400</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>14,800</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>4,950</u>	
		熱可塑性樹脂 (電動式)	<u>5,450</u>	
	A-5	熱硬化性樹脂	<u>13,700</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>14,100</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,600</u>	
	A-6	熱硬化性樹脂	<u>11,100</u>	
		熱硬化性樹脂 (電動式)	<u>11,500</u>	
		熱可塑性樹脂	<u>7,350</u>	
	(電動式)			
義足用	B-1	アルミニウ ム、セルロイ	<u>23,100</u>	

	ド 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	37,900 15,900	
B—2	木 製 アルミニウ ム、セルロイ ド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	51,600 15,400 20,200 29,400 17,300	エアクッションソ ケットは、16,300円 増しとすること。 二重式ソケット は、内ソケットの使 用材料の価格を加算 することができるこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂注 型を行う場合は、 17,900円増しとする こと。
B—3	アルミニウ ム、セルロイ ド 皮 革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	15,700 26,000 43,500 19,700	エアクッションソ ケットは、16,300円 増しとすること。 二重式ソケット は、内ソケットの使 用材料の価格を加算 することができるこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂注 型を行う場合は、 17,600円増しとする こと。

B—4	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,300 18,300 26,600 13,900	エアクッションソケットは、14,800円 増しとすること。 二重式ソケット は、内ソケットの使用材料の価格を加算 することができるこ と。 主たる積層材に カーボンストッキ ネットを用い樹脂注 型を行う場合は、 6,950円増しとす ること。
-----	--	--------------------------------------	--

(注)

電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換の
場合には、4,400円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	上限価格 円	備考
義手用	A—1	皮 草	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A—2	皮 草	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	

イ ソフトインサートの交換

名称	採型区分	使用材料	価 格 円		備考
			ソケット交換に付随する場合	単独の場合	
義手用	A—1	皮 草	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
	A—2	皮 草	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	

	A—3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,700</u> <u>16,500</u> <u>18,500</u>	
	A—4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,700</u> <u>15,400</u> <u>17,600</u>	
	A—5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,200</u> <u>16,600</u> <u>19,100</u>	
義足用	B—1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>15,600</u> <u>22,700</u> <u>26,500</u>	
	B—2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>14,100</u> <u>22,700</u> <u>26,100</u>	
		皮革・フェルト シリコーン	<u>17,700</u> <u>46,500</u>	
		皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>12,800</u> <u>22,000</u> <u>26,400</u>	
		皮革・フェルト シリコーン	<u>18,800</u> <u>50,100</u>	
	B—4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>11,700</u> <u>17,500</u> <u>19,100</u>	

	A—3	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,150</u> <u>4,650</u> <u>7,750</u>	<u>11,100</u> <u>15,600</u> <u>17,500</u>
	A—4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	<u>10,200</u> <u>14,600</u> <u>16,700</u>
	A—5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,050</u> <u>4,650</u> <u>7,500</u>	<u>10,600</u> <u>15,700</u> <u>18,100</u>
義足用	B—1	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,000</u> <u>5,300</u> <u>10,600</u>	<u>14,800</u> <u>21,500</u> <u>25,100</u>
	B—2	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>5,400</u> <u>4,950</u> <u>7,000</u>	<u>13,400</u> <u>21,500</u> <u>24,700</u>
		皮革・フェルト シリコーン	<u>9,700</u> <u>44,000</u>	<u>16,800</u> <u>44,000</u>
		皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>6,050</u> <u>5,100</u> <u>9,650</u>	<u>12,100</u> <u>20,800</u> <u>25,000</u>
		皮革・フェルト シリコーン	<u>10,700</u> <u>47,400</u>	<u>17,800</u> <u>47,400</u>
	B—4	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡	<u>4,450</u> <u>4,750</u> <u>7,200</u>	<u>11,100</u> <u>16,600</u> <u>18,100</u>

	皮革・フェルト シリコン	<u>16,200</u> <u>40,000</u>	
B-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>10,700</u> <u>17,900</u> <u>19,200</u>	
B-6	皮 草 (削る)	<u>9,050</u> (削る)	下腿部支持式につ いては、6,550円 増しとすること。
	軟性発泡樹脂 (削る)	<u>15,800</u> (削る)	
	皮革・軟性発泡樹脂 (削る)	<u>17,600</u> (削る)	
B-7	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>7,600</u> <u>14,300</u> <u>16,100</u>	

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト等のスponジ材であるこ
と。

2 (略)

ウ 支持部の交換

1の(1)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって
修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加え
ることがされること。

	樹脂 皮革・フェルト シリコン	<u>8,350</u> <u>37,900</u>	<u>15,400</u> <u>37,900</u>
B-5	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>4,700</u> <u>7,600</u> <u>8,250</u>	<u>10,200</u> <u>17,000</u> <u>18,200</u>
B-6	皮 草 (削る)	<u>3,000</u> <u>4,700</u> (下腿部支持式)	<u>8,600</u> <u>10,200</u>
	軟性発泡樹脂 (削る)	<u>3,400</u> <u>7,600</u> (下腿部支持式)	<u>15,000</u> <u>17,000</u>
	皮革・軟性発泡 樹脂 (削る)	<u>6,000</u> <u>8,250</u> (下腿部支持式)	<u>16,700</u> <u>18,200</u>
B-7	皮 草 軟性発泡樹脂 皮革・軟性発泡樹脂	<u>2,300</u> <u>2,700</u> <u>4,650</u>	<u>7,200</u> <u>13,600</u> <u>15,300</u>

(注)

1 軟性発泡樹脂とは、PEライト及びスponジであるこ
と。

2 (略)

ウ 支持部の交換

(新設)

(削る)

名称	型 式	部 位	使用材料	価 格 円	備 考	
義手用	装飾用	肩 部		9,000		
		能動式	上腕部	アルミニウム、 セルロイド	8,050	
				熱硬化性樹脂	24,900	
	作業用	前腕部	アルミニウム、 セルロイド	10,300		
			熱硬化性樹脂	20,600		
		上腕部		8,050	肩義手用及び上 腕義手用に幹部を 使用する場合に限 ること。	
	(幹部 使用)			10,300	前腕義手用に幹 部を使用する場合 に限ること。	
	電動式	肩 部	熱硬化性樹脂	10,900		
		上腕部	熱硬化性樹脂	30,800		
		前腕部	熱硬化性樹脂	25,300		
		手 部	熱硬化性樹脂	25,300		
義足用	常 用	股 部		10,800		
		作業用	木製	33,900		
	作業用		アルミニウム、 セルロイド	32,400		
			熱硬化性樹脂	33,900		
	下腿部	木製		33,300		
		アルミニウム、 セルロイド	29,900			
		熱硬化性樹脂	33,300			

	足 部	軟性発泡樹脂	15,200	
作業用 (鉄脚 使用)	大腿部		62,900	股義足用及び大 腿義足用に鉄脚を 使用する場合に限 ること。
	下腿部		29,900	下腿義足用に鉄 脚を使用する場合 に限ること。

(注)

- 1 果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限
り、足部を加えることができること。
- 2 義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合
は、支持部に外装を加えることができること。
- 3 肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整
えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、
9,400円増しとすること。
- 4 股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整
えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を
行う場合は、11,100円増しとすること。
- 5 熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。
- 6 支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理
部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただ
し、外装を行う場合は、外装交換の額を加算する能够
のこと。
- 7 ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額
をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合
は、外装交換の額を加算することができること。
- 8 ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の
額を加算することができること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	作業上限価格 円	備 考				
				区分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用ハーネス	一式交換	4,950	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加算したものを上限額	義手用ハーネス	一式交換	4,700	(新設)
	(削る)	(削る)	理価格は、交換部品		美錠締革交換	1,800	
	(削る)	(削る)	ごとに1の(1)のエの		美錠留革交換	1,900	
	(削る)	(削る)	(エ)に掲げる額を加		たわみ式肘継手交換	1,750	
	(削る)	(削る)	算したものと上限額		前方支持バンド交換	1,750	
	上腕カフ (三頭筋パッド)	3,500	とすること。ただし、1の(1)のエの		上腕カフ (三頭筋パッド)	3,350	
	交換	1,900	(エ)に掲げられていないものの修理は、		(新設)	(新設)	
	その他の交換		作業上限価格をもつて修理価格の上限額				
			とすること。				
義足懸垂用部品	一式交換	4,950	義足懸垂用部品の修理価格は、交換部品	義足懸垂用部品	一式交換	4,700	
	肩吊り帶交換	4,800	ごとに1の(1)のエの(エ)に掲げる額を加		肩吊り帶交換	4,550	
	(削る)	(削る)	算したものと上限額		義足用股吊帶交換	1,950	価格は、1本当たりのものであること。
	(削る)	(削る)	とすること。ただし、1の(1)のエの		位置革交換	3,200	
	腰バンド交換	3,850	(エ)に掲げられていないものの修理は、		腰バンド交換	3,650	
	横吊帶交換	4,050	作業上限価格をもつて修理価格とするこ		横吊帶交換	3,850	
	(削る)	(削る)	と。		美錠締革交換	2,600	
	(削る)	(削る)			美錠留革交換	2,300	
	(削る)	(削る)			金具部品交換	3,000	価格は、1か所当たりのものであること。
	義足用股吊帶交換 (1本)	2,050			(新設)	(新設)	
断端袋	その他の交換	2,900			(新設)	(新設)	
	上腕用	3,350	年間の上限額である	(新設)	(新設)	(新設)	
	前腕用	3,550	ため、特性、数量に		(新設)	(新設)	
	大腿用	5,600	かかわらず、当該額		(新設)	(新設)	
	下腿用	5,900	の範囲で一括支給することができるこ		(新設)	(新設)	

と。

(削る)

才 外装の更新

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料 等	上 限 価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 草	7,550	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	上腕部	皮 草	8,100	
		プラスチック	21,200	
		塗 装	4,400	
	前腕部	皮 草	8,100	
		プラスチック	17,100	
		塗 装	4,400	
義足用	股 部	皮 草	11,200	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	大腿部	皮 草	9,000	
		プラスチック	20,500	
		塗 装	5,000	
	下腿部	皮 草	9,800	
		プラスチック	18,300	
		塗 装	5,000	
	足 部	表 草	7,600	

(注)

- 1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基本価格に、使用部品ごとに1の(1)のエの(イ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(1)のエの(イ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。
- 2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

才 外装の交換

名 称	外 装 部 位	使 用 材 料 等	価 格 円	備 考
義手用	肩 部	皮 草	7,150	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	上腕部	皮 草	7,700	
		プラスチック	20,100	
		塗 装	4,200	
	前腕部	皮 草	7,700	
		プラスチック	16,200	
		塗 装	4,200	
義足用	股 部	皮 草	10,600	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	大腿部	皮 草	8,550	
		プラスチック	19,400	
		塗 装	4,750	
	下腿部	皮 草	9,300	
		プラスチック	17,300	
		塗 装	4,750	
	足 部	表 草	7,200	

裏 塗	革 装	6,150 6,250 2,400	リアルソックス
			は、完成用部品を 加えることができ ること。

カ 完成用部品の交換

ここに掲げる価格は作業にかかる価格であること。完成用部品を加えることができること。

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	作業上限価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	17,800	
	肘継手部品	10,600	
	手継手部品	4,050	
義足用	股継手部品	20,800	
	膝継手部品	18,000	
	足継手部品	4,050	
	(削る)	(削る)	
溶接		10,500	(略)

(注)

- 1 繼手のうち支柱の交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手を交換する場合で、アライメント調整が必要な場合は、ウの支持部の交換を加えることができるこ
と。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	作業上限価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	4,950	
	肘ブロック継手部品	6,650	

裏 塗	革 装	5,850 5,950 2,300	リアルソックス
			は、完成用部品を 加えることができ ること。

カ 完成用部品の交換

(新設)

(ア) アライメント調整を必要とするもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩継手部品	16,900	
	肘継手部品	10,100	
	手継手部品	3,850	
義足用	股継手部品	19,700	
	膝継手部品	17,100	
	足継手部品	3,850	
	前留金具部品	9,800	
溶接		10,000	(略)

(注)

- 1 筋金交換は、右又は左の一側を1単位とすること。
- 2 ブロック継手交換は、ウの支持部交換に定めるところに
よるものとすること。

(イ) アライメント調整を必要としないもの

名 称	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
義手用	肩義手部品	4,700	
	肘ブロック継手部品	6,300	

	肘ヒンジ継手部品	3,750			肘筋金部品	3,550
	手継手部品	3,650			手継手部品	3,450
	手先具部品	3,000			手先具部品	2,850
	コントロールケーブル 部品	3,150			コントロールケーブル 部品	3,000
	電極部品	1,250			電極部品	1,200
	接続ケーブル部品	1,250			接続ケーブル部品	1,200
義足用	股継手部品 (削る)	5,150			股継手部品 (削る)	4,900
	膝継手部品	3,000			膝プロック部品	6,500
	足部部品	3,250			膝筋金部品	2,850
	作業用スプリング	2,000			足部部品	3,100
	作業用足部裏ゴム	2,900			作業用スプリング	1,900
	吸着式バルブ (削る)	6,300			作業用足部裏ゴム	2,750
		(削る)			吸着式バルブ	6,000
溶接		2,150	(略)		前留金具部品	4,200

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の上限価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	上 限 価 格
ア ソケットの交換	ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)の購入基準に準ずることとし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格にソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ソケットの交換に伴い、ソフトインサート及び支持部の交換が必要な場合は、それぞれの修理項目の上限価格を加算することができること。

	肘筋金部品	3,550			肘筋金部品	3,550
	手継手部品	3,450			手継手部品	3,450
	手先具部品	2,850			手先具部品	2,850
	コントロールケーブル 部品	3,000			コントロールケーブル 部品	3,000
	電極部品	1,200			電極部品	1,200
	接続ケーブル部品	1,200			接続ケーブル部品	1,200
義足用	股継手部品 (削る)	5,150			股継手部品 (削る)	4,900
	膝プロック部品	6,500			膝プロック部品	6,500
	膝筋金部品	2,850			膝筋金部品	2,850
	足部部品	3,100			足部部品	3,100
	作業用スプリング	1,900			作業用スプリング	1,900
	作業用足部裏ゴム	2,750			作業用足部裏ゴム	2,750
	吸着式バルブ (削る)	6,000			吸着式バルブ	6,000
溶接		4,200	(略)		前留金具部品	4,200

(注)

- 1 (略)
- 2 部品交換の基本価格に、外装の額を加算することができないものとすること。

(2) 義肢一骨格構造義肢

修 理 項 目	価 格
ア ソケットの交換	1の(2)のイの採型区分ごとの基本価格又は複製価格にソケットの価格を加算した額をもって修理価格とすること。

イ ソフトインサートの交換	<p>ソケットの交換に伴ってソフトインサートを交換する場合は、1の(2)のエの(イ)のソフトインサートの上限価格をもつて修理価格の上限額とし、ソフトインサートを単独で交換する場合は、ソフトインサートの交換の上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	イ ソフトインサートの交換	<p>1の(2)のイの採型区分ごとのソケットの交換により付随する価格又は単独の場合の価格をもつて修理価格とすること。</p>
ウ 支持部の交換	<p>交換した支持部ごとの1の(2)のエの(ウ)の上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	ウ 支持部の交換	<p>交換した支持部の価格をもつて修理価格とすること。</p>
エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<p>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換	<p>交換した義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の価格をもつて修理価格とすること。</p>
オ 外装の交換	<p>外装の交換の上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	オ 外装の交換	<p>交換した外装の価格に、1の(2)のオに掲げる額を加算した額をもつて修理価格とすること。</p>
カ 完成用部品の交換	<p>使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,900円を加算した額をもつて修理価格の上限額とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、K B M ウェッジ、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	カ 完成用部品の交換	<p>使用部品ごとに1の(2)のオに掲げる額に、2,750円を加算した額をもつて修理価格とすること。ただし、ストッキネット、吸着バルブ、懸垂ベルト、K B M ウェッジ、断端袋、ライナーロックアダプタ、ライナー、ラミネーションポスト、エアコンタクトキット及びエアパイロンポンプの交換の場合には、1の(2)のオに掲げる額をもつて修理価格とすること。</p>
キ ソケットの調整	<p>断端の変化に対しソケットを調整した場合に8,000円をもつて修理価格の上限額とすること。</p>	キ ソケットの調整	<p>断端の変化に対しソケットを調整した場合に7,600円をもつて修理価格とすること。</p>
(注)	1～3 (略)	(注)	1～3 (略)

ア ソケットの交換

ソケットを新たに製作する場合は、1の(2)のウの基本価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とし、ソケットを複製する場合は、1の(2)のイの採型区分ごとの複製価格に1の(2)のエの(ア)のソケットの上限価格を加算した額をもって修理価格の上限額とすること。ただし、筋電電極が必要な電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として5,600円増しとすること。

(ア) 複製価格

名 称	採 型 区 分	型 式	上限価格 円	備 考
義手用	A—1	(削る) <u>能動式</u> その他	(削る) 37,200 27,400	全ての型式において、肩甲胸郭間切断用は、15,000円増しとすること。
		(削る) <u>能動式</u> その他	(削る) 34,800 31,100	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
		(削る) <u>能動式</u> その他	(削る) 32,000 28,200	全ての型式において、吸着式は、29,600円増しとすること。
	A—4	<u>能動式</u> その他	27,700 25,100	全ての型式において、顆上懸垂式は、14,800円増しとすること。 スプリットソケットは、22,200円増しとすること。
	B—1	(削る)	205,100	片側骨盤切断用は、20,100円増しとすること。
	B—2	差込式	48,000	短断端切断用キップシャフ

ア ソケットの交換
(新設)

(ア) 基本価格及び複製価格

名 称	採 型 区 分	型 式	価 格 円		備 考
			基 本 価 格	複 製 価 格	
義手用	A—1	装飾用 (新設) (新設)	41,400 (新設) (新設)	25,900 (新設) (新設)	肩甲胸郭間切断用は、14,200円増しとすること。
		装飾用 (新設) (新設)	44,000 (新設) (新設)	29,400 (新設) (新設)	吸着式は、28,000円増しとすること。
		装飾用 (新設) (新設)	42,800 (新設) (新設)	23,800 (新設) (新設)	顆上懸垂式は、14,000円増しとすること。 スプリットソケットは、21,000円増しとすること。
義足用	B—1	カナダ式	113,100	65,300	片側骨盤切断用は、19,000円増しとすること。
	B—2	差込式	74,800	45,400	短断端切断用

		ライナー式	<u>76,500</u>	トは、57,200円増しとすること。
		吸着式	<u>77,800</u>	坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとすること。
B—3	差込式		<u>46,700</u>	
	ライナー式		<u>69,100</u>	
	吸着式		<u>70,400</u>	
B—4	差込式	<u>42,500</u>	大腿支柱付きは、27,200円	
	P T B式	<u>46,200</u>	増しとすること。	
	P T S式	<u>56,000</u>		
	K B M式	<u>56,000</u>		
	T S B式	<u>46,200</u>		
B—5	差込式	<u>44,400</u>		
	有窓式	<u>48,200</u>		

(注)

- 1 (略)
- 2 チェックソケット加算はできないこと。

(削る)

(削る)

		ライナー式	<u>121,100</u>	キップシャフトは、54,100円増しとすること。
		吸着式	<u>167,500</u>	坐骨収納型ソケットは、58,700円増しとすること。
B—3	差込式	<u>74,800</u>	<u>44,200</u>	
	ライナー式	<u>95,900</u>	<u>65,400</u>	
	吸着式	<u>142,300</u>	<u>66,600</u>	
B—4	差込式	<u>60,700</u>	<u>40,200</u>	大腿支柱付き
	P T B式	<u>84,600</u>	<u>43,700</u>	は、25,800円増し
	P T S式	<u>100,900</u>	<u>53,000</u>	とすること。
	K B M式	<u>103,700</u>	<u>53,000</u>	
	T S B式	<u>84,600</u>	<u>43,700</u>	
B—5	差込式	<u>49,500</u>	<u>42,000</u>	
	有窓式	<u>73,000</u>	<u>45,600</u>	

(注)

- 1 (略)
- 2 ソフトインサートのシリコーン又は完成用部品のライナーを使用して仮合わせ専用のチェックソケットを用いる場合の基本価格に限り、47,900円加算できること。
- 3 坐骨収納型ソケットを除く吸着式、顆上懸垂式、スプリットソケットのチェックソケットの材料に透明プラスチックを使用した場合は、8,250円加算できること。その他については、製作工程にチェックソケットを用いた場合であって、透明プラスチックを材料とした場合に限り、同様に加算できること。なお、上記2との併用加算はできないこと。
- 4 陽性モデルの製作を必要としないダイレクトソケットシ

システムについては、基本価格に40%を乗じた価格を上限額とし、チェックソケットは使用できること。また、ソケットの製作要素価格においては、いかなる加算もできないこと。

(イ) ソケットの価格

1の(2)のエの(ア)のソケットに準じ、ソケットの上限価格をもつて修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができること。

(削る)

(イ) ソケットの価格

(新設)

名称	採型区分	使用材料	価格円	備考
義手用	A-1	アルミニウム、セルロイド	11,700	
		皮革	9,550	
		熱硬化性樹脂	21,400	
		熱可塑性樹脂	5,450	
		アルミニウム、セルロイド	10,300	
		皮革	12,600	
	A-2	熱硬化性樹脂	14,700	
		熱可塑性樹脂	7,100	
		アルミニウム、セルロイド	9,100	
		皮革	12,400	
		熱硬化性樹脂	14,400	
		熱可塑性樹脂	4,950	
義足用	B-1	アルミニウム、セルロイド	23,100	

	熱硬化性樹脂	37,900	
	熱可塑性樹脂	15,900	
B-2	木 製	51,600	<u>エアクッションソケットは、16,300円増し</u>
	アルミニウム、セルロイド	15,400	<u>こと。</u>
	皮 革	20,200	<u>二重式ソケットは、内ソケットの使用材料</u>
	熱硬化性樹脂	29,400	<u>の価格を加算すること</u>
	熱可塑性樹脂	17,300	<u>ができること。</u>
			<u>主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,900円増しとすること。</u>
B-3	アルミニウム、セルロイド	15,700	<u>エアクッションソケットは、16,300円増し</u>
	皮 革	26,000	<u>こと。</u>
	熱硬化性樹脂	43,500	<u>二重式ソケットは、内ソケットの使用材料</u>
	熱可塑性樹脂	19,700	<u>の価格を加算すること</u>
			<u>ができること。</u>
			<u>主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、17,600円増しとすること。</u>
B-4	アルミニウム、セルロイド	12,300	<u>エアクッションソケットは、14,800円増し</u>
	皮 革	18,300	<u>こと。</u>
	熱硬化性樹脂	26,600	<u>二重式ソケットは、内ソケットの使用材料</u>

	熱可塑性樹脂	13,900	の価格を加算すること ができる。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、6,950円増しとすること。
B-5	アルミニウム、セルロイド 皮革 熱硬化性樹脂 熱可塑性樹脂	12,800 18,600 25,300 11,000	エアクッションソケットは、13,600円 増しとすること。 主たる積層材にカーボンストッキネットを用い樹脂注型を行う場合は、9,700円増しとすること。

イ ソフトインサートの交換

名 称	採 型 区 分	使用材料	上限価格 円	備 考
義手用	A-1	皮 革	13,000	
		軟性発泡樹脂	17,400	
		皮革・軟性発泡樹脂	21,400	
	A-2	皮 革	11,700	
		軟性発泡樹脂	16,700	
		皮革・軟性発泡樹脂	18,600	
	A-3	皮 革	11,700	

イ ソフトインサートの交換

名 称	採 型 区 分	使用材料	価 格 円		備 考
			ソケット 交換に付 隨する場 合	単独の場 合	
義手用	A-1	皮 革	4,700	12,300	
		軟性発泡樹脂	4,800	16,500	
		皮革・軟性発泡樹脂	8,100	20,300	
A-2		皮 革	4,150	11,100	
		軟性発泡樹脂	4,650	15,800	
		皮革・軟性発泡樹脂	7,750	17,600	
	A-3	皮 革	4,050	10,100	

		軟性発泡樹脂	16,500			軟性発泡樹脂	4,650	14,600
		皮革・軟性発泡樹脂	18,500			皮革・軟性発泡樹脂	7,500	16,700
	A-4	皮革	10,700		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
		軟性発泡樹脂	15,400			(新設)	(新設)	(新設)
		皮革・軟性発泡樹脂	17,600			(新設)	(新設)	(新設)
義足用	B-1	皮革	15,600		B-1	皮革	7,000	14,800
		軟性発泡樹脂	22,700			軟性発泡樹脂	5,300	21,500
		皮革・軟性発泡樹脂	26,500			皮革・軟性発泡樹脂	10,600	25,100
	B-2	皮革	14,100		B-2	皮革	5,400	13,400
		軟性発泡樹脂	22,700			軟性発泡樹脂	4,950	21,500
		皮革・軟性発泡樹脂	26,100			皮革・軟性発泡樹脂	7,000	24,700
		皮革・フェルト	17,700			皮革・フェルト	9,700	16,800
		シリコーン	46,500			シリコーン	44,000	44,000
	B-3	皮革	12,800		B-3	皮革	6,050	12,100
		軟性発泡樹脂	22,000			軟性発泡樹脂	5,100	20,800
		皮革・軟性発泡樹脂	26,400			皮革・軟性発泡樹脂	9,650	25,000
		皮革・フェルト	18,800			皮革・フェルト	10,700	17,800
		シリコーン	50,100			シリコーン	47,400	47,400
	B-4	皮革	11,700		B-4	皮革	4,450	11,100
		軟性発泡樹脂	17,500			軟性発泡樹脂	4,750	16,600
		皮革・軟性発泡樹脂	19,100			皮革・軟性発泡樹脂	7,200	18,100
		皮革・フェルト	16,200			皮革・フェルト	8,350	15,400
		シリコーン	40,000			シリコーン	37,900	37,900
	B-5	皮革	10,700		B-5	皮革	4,700	10,200
		軟性発泡樹脂	17,900			軟性発泡樹脂	7,600	17,000
		皮革・軟性発泡樹脂	19,200			皮革・軟性発泡樹脂	8,250	18,200

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト等のスponジ材であること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

1 の(2)のエの(ウ)の支持部に準じ、支持部の上限価格をもって修理価格の上限額とすること。必要に応じて完成用部品を加えることができるること。

(削る)

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品並びに断端袋の交換

区分	交 換 部 品	作業上 限 価 格 円	備 考
	一式交換 (削る)	4,950	義手用ハーネスの修理価格は、交換部品

樹脂

(注)

- 1 軟性発泡樹脂とは、P E ライト及びスponジであること。
- 2 (略)

ウ 支持部の交換

(新設)

名 称	価 格 円	備 考
肩 義 手 用	14,500	
上腕 義 手 用	11,500	
前腕 義 手 用	11,400	
股 義 足 用	17,300	
大腿 義 足 用	17,300	
下腿 義 足 用	11,400	

(注)

- 1 肩 義 手 で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、9,400円増しとすること。
- 2 股 義 足 で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股 繼手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、11,100円増しとすること。

エ 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換

区分	交 換 部 品	基本価格 円	備 考
	一式交換 美錠締革交換	4,700 1,800	(新設)

義 手 用 ハ ー ネ ス	(削る) <u>上腕カフ (三頭筋パッド)</u> 交換 その他の交換	(削る) ごとに1の(2)のエの 3,500 (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 1,900 とすること。ただし、1の(2)のエの (エ)に掲げられていないものの修理は、 作業上限価格をもつて修理価格の上限額 とすること。	義 手 用 ハ ー ネ ス	美錠留革交換 <u>上腕カフ (三頭筋パッド)</u> (新設)	1,900 3,350 (新設)
	一式交換 肩吊り帶交換 (削る)	4,950 義足懸垂用部品の修 4,800 理価格は、交換部品	義 足 懸 垂 用 部 品	一式交換 肩吊り帶交換 <u>義足用股吊帶交換</u> 位置革交換 腰バンド交換 横吊帶交換 美錠締革交換 美錠留革交換 金具部品交換 (新設) (新設)	4,700 4,550 1,950 3,200 3,650 3,850 2,600 2,300 3,000 (新設) (新設)
	(削る) 腰バンド交換 横吊帶交換 (削る) (削る) (削る) 義足用股吊帶交換 (1本) その他の交換	(削る) ごとに1の(2)のエの (エ)に掲げる額を加 算したものを上限額 3,850 とすること。ただし、1の(2)のエの 4,050 (エ)に掲げられていないものの修理は、 (削る) 作業上限価格をもつて修理価格の上限額 2,050 2,900 とすること。		価格は、1本当たり のものであること。 価格は、1か所当たり のものであること。	
断 端 袋	上腕用 前腕用 大腿用 下腿用	3,350 年間の上限額である 3,550 ため、特性、数量に 5,600 かかわらず、当該額 5,900 の範囲で一括支給することができるこ と。		(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
	(削る)			(注)	
				1 義手用ハーネス及び義足懸垂用部品の交換の価格は、基	

本価格に、使用部品ごとに1の(2)のエの(イ)に掲げる額を加算したものとすること。ただし、1の(2)のエの(イ)に掲げられていないものの修理は、基本価格をもって修理価格とすること。

2 金具部品交換の基本価格は、美錠等金具部品の価格を含むものであること。

オ 外装の交換

名 称	<u>上限価格</u> 円	備 考
肩 義 手 用	12,100	
上腕義手用	9,600	
肘 義 手 用	9,050	
前腕義手用	8,550	
股 義 足 用	30,400	
大腿義足用	24,400	
膝 義 足 用	21,700	
下腿義足用	19,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,150円増しとすること。

(3) 装具 (オーダーメイド)

修 理 項 目	<u>上限価格</u> 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに 1の(3)のエに掲げ る価格に、1,350 円を加算した額を もって修理価格と すること。	
イ (略)	(略)	

オ 外装の交換

名 称	<u>価 格</u> 円	備 考
肩 義 手 用	11,500	
上腕義手用	9,100	
(新設)	(新設)	
前腕義手用	8,100	
股 義 足 用	28,800	
大腿義足用	23,100	
膝 義 足 用	20,600	
下腿義足用	18,200	

(注)

フットカバー又はリアルソックスを必要とする場合は、1の(2)のオの完成用部品の価格を1,100円増しとすること。

(3) 装具

修 理 項 目	<u>価 格</u> 円	備 考
ア 繼手及び支持部の交換	修理項目ごとに 1の(3)のエに掲げ る価格に、1,300 円を加算した額を もって修理価格と すること。	
イ (略)	(略)	

ウ ベルトの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 940円、50mm幅の ものは <u>1,300円</u> と すること。ただし、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。		ウ マジックバンドの交換	修理箇所ごとに 25mm幅のものは 890円、50mm幅の ものは <u>1,250円</u> と すること。ただし、裏付きの場合 には、当該価格を 2倍した額を修理 価格とすること。	
エ 溶接	修理箇所ごとに アライメントの調整を必要とするもののは <u>10,700円</u> 、必要としないものは <u>2,200円</u> とすること。		エ 溶接	修理箇所ごとに アライメントの調整を必要とするもののは <u>10,100円</u> 、必要としないものは <u>2,100円</u> とすること。	
オ その他の交換・修理			オ その他の交換・修理		
(ア) 修理部位	下肢 装具 足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	<u>6,150</u> (略)	(ア) 修理部位	下肢 装具 足底裏革交換 又は足底ゴム 交換	<u>5,800</u> (略)
	靴型 装具 本底交換	<u>8,700</u> (略)		靴型 装具 本底交換	<u>8,200</u> (略)
	靴型 装具 足底挿板交換	<u>7,550</u> (略)		靴型 装具 足底挿板交換	<u>7,100</u> (略)
	半張交換	<u>3,650</u> 踵以外 (若しくは足 長のおおむね遠位2 ／3の範囲) の本底 の交換であること。		半張交換	<u>3,450</u> (新設)
	踵交換	<u>1,800</u> 踵 (若しくは足長の おおむね近位1／3 の範囲) の本底の交 換であること。		踵交換	<u>1,700</u> (新設)

	積上交換	<u>1,350</u>	本底より上部におよぶ底の交換の場合に加算できること。
	底張かけ交換	<u>2,200</u>	M P 部から遠位の範囲の底の交換であること。
	ファスナー交換	<u>3,350</u>	
	細革交換	<u>760</u>	細革全体の交換の場合に限り加算出来ること。 グッディヤーの場合は、1,450円増しとすること。
体幹 装具	支柱交換 (硬性)	<u>3,250</u>	
	支柱交換 (軟性)	<u>1,400</u>	
(イ) (ア)以外の部位	(略)		

(注)

1～4 (略)

(4) 装具 (レディメイド)

3の(3)の装具 (オーダーメイド) に準じて修理すること。

(5) 姿勢保持装置

修 理 項 目	上 限 価 格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(5)のエの(ア)に掲げる価格に、1,350円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整

	積上交換	<u>1,300</u>	(新設)
	底張かけ交換	<u>2,100</u>	(新設)
	ファスナー交換	<u>3,150</u>	
	細革交換	<u>720</u>	革底の場合は、1,400円増しとすること。
体幹 装具	硬性コルセツ ト筋金交換	<u>3,100</u>	
	軟性コルセツ ト筋金交換	<u>1,350</u>	
(イ) (ア)以外の部位	(略)		

(注)

1～4 (略)

(新設)

(新設)

(4) 座位保持装置

修 理 項 目	価 格	
	円	
ア 支持部の交換	1の(4)のエの(ア)に掲げる価格に、1,300円を加算した額をもって修理価格とすること。	
イ 支持部の調整	寸法調整	形状調整

頭部	3,000	4,100
上腕部	1,800	2,750
前腕・手部		
体幹部	3,500	9,450
骨盤・大腿部		
下腿部	1,800	2,750
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度 調整用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(イ)</u> に掲げる価格に、 <u>1,350円</u> を加算し た額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	<u>1の(5)のエの(ウ)</u> に掲げる基本価 格に、 <u>1,350円</u> を加算した額をもつ て修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場 合は、当該機能のみに係る部分につ いては、車椅子の修理基準に準ずる こと。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(エ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)のエの(カ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
キ ベルトの交換	25mm 幅のものは <u>960円</u> 、50mm 幅 のものは <u>1,300円</u> とし、裏付きを必 要とする場合及びバックルを使用する 場合には、当該価格を2倍した額 とすること。	
頭部	2,800	3,850
上腕部	1,700	2,600
前腕・手部		
体幹部	3,300	8,850
骨盤・大腿部		
下腿部	1,700	2,600
足部		
ウ 支持部の連結、連結角度 調整用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(イ)</u> に掲げる価格に、 <u>1,300円</u> を加算し た額をもって修理価格とすること。	
エ 構造フレームの交換	<u>1の(4)のエの(ウ)</u> に掲げる基本価 格に、 <u>1,300円</u> を加算した額をもつ て修理価格とすること。 車椅子としての機能を付加した場 合は、当該機能のみに係る部分につ いては、車椅子の修理基準に準ずる こと。	
オ 付属品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(エ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
カ 調節機構の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)のエの(カ)</u> に掲げる価格をもって修理価格とす ること。	
キ マジックバンドの交換	25mm 幅のものは <u>900円</u> 、50mm 幅 のものは <u>1,250円</u> とし、裏付きを必 要とする場合には、当該価格を2倍 した額とすること。	

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(5)</u> のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
------------	---

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(5)のウに掲げる上限価格の範囲内で加算することができる。

(6) 車椅子

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	24,100	
	サイドガード（スカートガード） 交換（片側）	7,400	
	溶接（修理箇所ごと）	10,700	
	6輪構造部品交換	37,700	
	幅止め交換（1本）	5,400	
シート	座布交換（スリング式）	12,300	板張り式の
	座布交換（張り調整式）	21,000	場合は1の
	奥行き調整部品交換（片側）	9,250	(6)のエの (ウ)の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。
	背布交換（スリング式）	12,300	背布交換の
	背布交換（張り調整式）	21,000	うち、ワイ
	バックサポートパイプ交換（片側）	4,150	ドフレー ム、バック
	バックサポートパイプ取付部品交換（片側）	4,000	サポート延 長（頭頸部）

ク 完成用部品の交換	修理項目ごとに <u>1の(4)</u> のオに掲げる価格をもって修理価格とすること。
------------	---

(注)

採寸又は採型を必要とする修理については、1の(4)のウに掲げる価格を加算することができる。

(新設)

	<u>背座間角度調整部品交換（片側）</u>	8,800	まで) の場
	<u>背折れ機構部品交換（片側）</u>	8,000	合は 110 %
バ ッ ク サ ポ ー ト			の範囲内の 額とするこ と。バック サポートパ イプ交換の うち、ワイ ドフレーム の場合は 7,000 円、 バックサ ポート延長 (頭頸部ま で) の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。
	<u>フット・レッグサポートベルト交換</u>	2,900	フット・ レッグサ
フ ッ ト ・ レ ッ グ	<u>フット・レッグサポートパッド交換（片側）</u>	5,500	ポートベル ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000 円増
	<u>着脱式フット・レッグサポート交換（片側）</u>	6,250	

サ ポ ー ト	挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	8,550	しとするこ と。	
	開閉挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	11,100		
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	7,350		
フ ッ ト サ ポ ー ト	フットサポート交換 (片側)	4,100	前後調整、	
	フットサポート交換 (二重折込式、片側)	6,250	角度調整及 び左右調整	
	フットサポート交換 (中折れ式)	8,750	の各構造を 有する場合 は各 1,600 円 増しと し、片側を 1 単位とす ること。	
ア ーム サ ポ ー ト (片側)	アームサポート交換 (固定式)	5,000	高さ調整の	
	アームサポート交換 (跳ね上げ式)	6,750	構造を有す る場合は	
	アームサポート交換 (着脱式)	6,550	3,600 円、 角度調整の 構造を有す る場合は	

			3,900円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。	
ヘッドサ ポート	ヘッドサポートパイプ交換 ヘッドサポートパイプ取付部品交 換	4,150 4,000	ヘッドサ ポートとし て独立した ものに限る (バックサ ポート一体 型は含まな い)。	
ブレーキ (片側)	ブレーキ交換 介助用ブレーキ交換 フットブレーキ交換	9,900 8,700 8,650		

駆動輪・主輪(片側)	駆動輪・主輪一式交換	18,600	駆動輪・主輪一式と
	駆動輪・主輪ホイール交換	10,000	は、リム、
	駆動輪・主輪ホイール交換(片手駆動式)	15,000	スポーク、
	片手駆動部品交換	9,000	タイヤ、
	車軸位置調整部品交換	8,750	チューブ、
	タイヤ交換	4,600	タイヤバルブ、ハブ及び
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	ハブ軸を
	チューブ交換	4,000	含むもので
			あること。

キ ヤ ス タ (片 側)	キャスター交換	8,700	キャスターは と。
	キャスター取付部品交換	7,600	キャスター輪 及びフォー クから構成 されるもの であるこ と。 衝撃吸収タ イプの場合 は 7,500 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。
(片 側) ハ ン ド リ ム	ハンドリム交換 (プラスチック)	5,250	ノブ付きの
	ハンドリム交換 (ステンレス)	12,700	場合 は
	ハンドリム交換 (アルミ)	11,200	4,850 円 増 しとし、片 側を 1 単位 とするこ と。 片手駆動式 の場合 は 3,300 円 増 しとするこ と。
	付属品交換	修理項目ご とに 1 の(6) のエの(ウ)	クッショ ン、背クッ ション及び ヘッドサポ

付 属 品	に掲げる価格をもって修理価格とすること。	一ト交換 (オーダー メイドに限る。) の場合は、1,350円を加算することができる。
そ の 他	リヤ・シャフト交換	7,100
	レバー交換	1,750
	ワイヤ交換	3,000
	メカロック交換	10,800
	ガスダンパー交換	16,300
	グリップ交換	500

(注)

部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかるわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

(7) 電動車椅子

ア 標準形

名称	種類	上限価格 円	備考
フレーム	フレーム交換	40,800	(新設)
	フレーム部品交換	9,450	
	シートフレーム交換	16,000	
	シートフレーム部品交換	6,800	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングシートフレーム交換	86,500	

(新設)

	電動リフトemainフレーム交換	108,100		
	サイドガード（スカートガード）	5,300		
	交換（片側）			
	溶接（修理箇所ごと）	10,700		
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1	
	ジョイスティック ばね圧変更部品	8,500	個当たりの	
	交換		ものである	
	操作制御部交換	25,900	こと。	
	操作制御部部品交換	6,150		
	電動リフト・電動ティルト・電動	32,500		
	リクライニング制御部一式交換			
	電動リフト・電動ティルト・電動	5,400		
	リクライニング制御部部品交換			
	電動リフト・電動ティルト・電動	16,200		
スイッチ	リクライニング自動停止制御部一式交換			
	電動リフト・電動ティルト・電動	5,400		
バッテリ	リクライニング自動停止制御部部品交換			
	延長スイッチ交換	1,050	価格は、1 個当たりの ものである こと。	
充電器	バッテリ交換（シールド）	37,700	価格は、1	
	バッテリ交換（リチウムイオン電池）	100,000	個当たりの ものである こと。	
充電器	内蔵充電器交換	50,700		
	外部充電器交換	21,300		
	充電器部品交換	12,500		

シ ト	<u>座布交換 (スリング式)</u>	<u>12,300</u>	板張り式の	
	<u>座布交換 (張り調整式)</u>	<u>21,000</u>	場合は 1 の	
	<u>座奥行き調整部品交換 (片側)</u>	<u>9,250</u>	(6) の 工 の (ウ) の付属 品に掲げる 座板の価格 をもって修 理価格とす ること。	
バ ツ ク サ ボ ー ト	<u>背布交換 (スリング式)</u>	<u>12,300</u>	背布交換の	
	<u>背布交換 (張り調整式)</u>	<u>21,000</u>	うち、ワイ	
	<u>バックサポートパイプ交換 (片 側)</u>	<u>9,350</u>	ド フ レ ーム、バック サポート延 長 (頭頸部 まで) の場	
	<u>バックサポートパイプ取付部品交 換 (片側)</u>	<u>4,000</u>	合は 110 % の範囲内の 額とするこ と。	
	<u>背座間角度調整部品交換 (片側)</u>	<u>8,800</u>	バックサ ポートパイ プ交換のう ち、ワイド フレームの 場合 は	
	<u>背折れ機構部品交換 (片側)</u>	<u>8,000</u>	7,000 円、 バックサ ポート延長 (頭頸部ま	

			で) の場合 は 5,000 円、高さ調 整の構造を 有する場合 は 6,600 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。	
フット・レッグサポート	フット・レッグサポートベルト交換	2,900	フット・ レッグサ	ト交換のう ち、全面張 りの場合は 4,000 円 増 しとするこ と。
	フット・レッグサポートパッド交換 (片側)	5,500	ポートベル	
	着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	6,250	トのう ち、全面張 りの場合は	
	挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	8,550	4,000 円 増 しとするこ と。	
	開閉挙上式フット・レッグサポート交換 (片側)	11,100		
	開閉着脱式フット・レッグサポート交換 (片側)	7,350		
	フット・レッグサポートフレーム交換 (片側)	5,700		
	フットサポート交換	12,300	フットサ	
	フットサポート交換 (二重折込式)	14,450	ポートのう ち、前後調 整、角度調 整及び左右 調整の各構 造を有する	

フットサポート (片側)		場合は各 1,600円増 しとし、片 側を1単位 とするこ と。 強度を高め るために、 金属製の フットサ ポートを使 用する場合 は15,000円 増しとする こと。	
アームサポート (片側)	アームサポート交換 (固定式) アームサポート交換 (跳ね上げ 式) アームサポート交換 (着脱式)	5,000 6,750 6,550	高さ調整の 構造を有す る場合 は 3,600円、 角度調整の 構造を有す る場合 は 7,650円、 アームサ ポート幅 広、アーム サポート延 長の各構造 を有する場 合はそれぞ

			れ 3,900 円 増しとし、 片側を 1 単 位とするこ と。 アームサ ポート交換 のうち、肘 当て部分の みを交換す る場合は固 定式の価格 をもって修 理価格とす ること。	
ブ レ ー キ	電動又は電磁ブレーキ交換 (標準 形)	18,500		
駆 動 輪 ・ 主 輪 (片 側)	駆動輪・主輪一式交換	16,000	駆動輪・主 輪一式と	
	タイヤ交換	6,450	は、タイ ヤ、ホイー	
	ノーパンクタイヤ交換	10,500	ル 及び チューブを 含むもので	
	ホイール交換	5,550	あること。 タイヤ交換 はチューブ 交換を含ま ないもので	
	チューブ交換	4,000	あること。	

前輪 (片側)	タイヤ交換	5,400	
	ノーパンクタイヤ交換	9,900	
	ホイール交換	4,550	
	チューブ交換	4,000	
	フォーク交換	12,700	
電装系 部品	コントローラ交換	89,800	価格は、1
	コントローラ部品交換	10,100	個当たりの
	電動リフトコントローラ交換	43,200	ものである
	電動リフトコントローラ部品交換	10,800	こと。
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ交換	100,700	
	電動ティルト・電動リクライニングコントローラ部品交換	10,800	
	ハーネス及びリレー交換	9,550	
	ハーネス及びリレーハーネス交換	3,600	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングハーネス交換	16,200	
	モータ交換	30,300	
	モータ部品交換	7,650	
	電動ティルト・電動リクライニングモータ交換	18,100	
	電動リフトモータ交換	64,900	
	電動リフト・電動ティルト・電動リクライニングモータ部品交換	8,600	
	ギヤボックス交換	48,000	
	電動ティルト・電動リクライニング装置交換	56,800	
	電動ティルト・電動リクライニング装置部品交換	23,400	
	前輪パワーステアリング部品交換	54,300	

付 属 品	付属品交換	修理項目ご とに1の(7)、背クッシ のエの(ウ)ヨン及びヘ に掲げる価 格をもってト交換(オ 修理価格と すること。	クッショ ン及びヘ ドサポー ト交換(オ ーダーメイ ドに限る。)の場合は 、1,350円 を加算する ことができ ること。
	転倒防止装置 リヤ・シャフト交換 電動リフトシャフト交換 電動ティルト・電動リクライニングシャフト交換 電動リフトチェーン交換 電動リフトチェーンアジャスタ交換 オイル又はグリス交換 クラッチ交換 レバー交換 ワイヤ交換 メカロック交換 ガスダンパー交換 グリップ交換	6,400 7,100 54,100 61,800 54,100 27,000 2,850 9,150 1,750 3,000 10,800 16,300 500	価格は、1 個(回)当 たりのもの であるこ と。
そ の 他	(注)	部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサ ポート、フットサポート及びアームサポート等について、成	

長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。

イ 簡易形

名称	種類	上限価格 円	備考
操作ボックス	感度調整式ジョイスティック交換	15,900	価格は、1個当たりのものであること。
	ジョイスティック ばね圧変更部品交換	8,500	
	操作制御部交換	25,900	
	操作制御部部品交換	6,150	
スイッチ	スイッチゴム交換	300	価格は、1個当たりのものであること。
	延長スイッチ交換	1,050	
バッテリ	バッテリ交換 (リチウムイオン電池)	100,000	価格は、1個当たりのものであること。
	バッテリ交換 (ニッケル水素電池)	62,000	
	外部充電器交換	28,800	価格は、1個当たりのものであること。
ブレーキ	電動又は電磁ブレーキ交換	13,300	
	介助用ブレーキ交換	17,400	
	電動ユニット交換	100,400	電動ユニット交換のう
	ホイール交換	13,600	

駆動輪・主輪 (片側)	ホイール部品交換	4,150	ち、バッテ
	駆動装置部品交換	24,900	リホルダー
	タイヤ交換	4,600	付きの場合
	ノーパンクタイヤ交換	9,100	は10,000
	チューブ交換	4,000	円、アシス
ハンドリム (片側)	ト式の構造を有する場合は18,000円増しとすること。ホイール交換のうち、アシスト式の構造を有する場合は7,300円増しとすること。		
	ハンドリム交換(切替式)	5,400	滑り止めハンドリムの場合
電装系部品	ハンドリム交換(アシスト式)	12,000	7,350円増しとすること。
	ハーネス及びリレー交換	9,550	価格は、1
	ハーネス及びリレー部品交換	3,600	個当たりのものであること。

その 他	リヤ・シャフト交換	7,100	価格は、1
	オイル又はグリス交換	2,850	個(回) 当
	クラッチ交換	9,150	たりのもの であるこ と。

(注)

- 1 部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、成長に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり5,000円を加算した額をもって修理価格とすること。
- 2 上記のほか3の(6)に掲げる価格を加算することができること。

(8) その他

種目	型式	修 理 部 位	上限価格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	870	
眼 鏡		枠交換	8,300	矯正用レンズ、遮
		矯正用レンズ(6D未満)交換	4,900	光矯正用レンズに
		矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	乱視矯正を含む場
		矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	合は、片眼又は両
		遮光矯正用レンズ交換	11,500	眼にかかわらず、
		遮光用レンズ交換	11,500	4,350円増しとす
				ること。

(5) その他

種目	型式	修 理 部 位	価 格 円	備 考
視覚 障害 者安 全つ え		マグネット付き石突交換	760	
眼 鏡		枠交換	8,000	矯正用レンズ、遮
		矯正用レンズ(6D未満)交換	5,100	光矯正用レンズに
		矯正用レンズ(6D以上10D未満)交換	6,450	乱視矯正を含む場
		矯正用レンズ(10D以上)交換	8,400	合は、片眼又は両
		遮光矯正用レンズ交換	11,100	眼にかかわらず、
		遮光用レンズ交換	11,100	4,200円増しとす
				ること。

補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>	補 聴 器	耳あな型シェル交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
	耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>27,900</u>		耳あな型シェル交換 (オーダーメイド)	<u>26,400</u>
	耳あな型スイッチ交換	<u>3,300</u>		耳あな型スイッチ交換	<u>3,150</u>
	耳あな型テレホンコイ ル交換 (レディメイ ド)	<u>8,850</u>		耳あな型テレホンコイ ル交換 (レディメイ ド)	<u>8,400</u>
	耳あな型テレホンコイ ル交換 (オーダーメイ ド)	<u>13,400</u>		耳あな型テレホンコイ ル交換 (オーダーメイ ド)	<u>12,700</u>
	耳あな型極板交換	<u>1,100</u>		耳あな型極板交換	<u>1,050</u>
	耳あな型ボリューム交 換 (レディメイド)	<u>8,850</u>		耳あな型ボリューム交 換 (レディメイド)	<u>8,400</u>
	耳あな型ボリューム交 換 (オーダーメイド)	<u>12,200</u>		耳あな型ボリューム交 換 (オーダーメイド)	<u>11,600</u>
	耳あな型マイクロホン 交換 (レディメイド)	<u>14,200</u>		耳あな型マイクロホン 交換 (レディメイド)	<u>13,500</u>
	耳あな型マイクロホン 交換 (オーダーメイ ド)	<u>16,800</u>		耳あな型マイクロホン 交換 (オーダーメイ ド)	<u>15,950</u>
	耳あな型レシーバー交 換 (レディメイド)	<u>15,000</u>		耳あな型レシーバー交 換 (レディメイド)	<u>14,200</u>
	耳あな型レシーバー交 換 (オーダーメイド)	<u>21,100</u>		耳あな型レシーバー交 換 (オーダーメイド)	<u>20,000</u>
	耳あな型抵抗交換 (レ ディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型抵抗交換 (レ ディメイド)	<u>2,100</u>
	耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>		耳あな型抵抗交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
	耳あな型コンデンサ交 換 (レディメイド)	<u>2,200</u>		耳あな型コンデンサ交 換 (レディメイド)	<u>2,100</u>

耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>9,400</u>	耳あな型コンデンサ交換 (オーダーメイド)	<u>8,900</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,100</u>	耳あな型電池ホルダー交換 (レディメイド)	<u>1,050</u>
耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,600</u>	耳あな型電池ホルダー交換 (オーダーメイド)	<u>1,550</u>
耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,650</u>	耳あな型トリマー交換 (レディメイド)	<u>6,300</u>
耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>10,000</u>	耳あな型トリマー交換 (オーダーメイド)	<u>9,500</u>
耳あな型サスペンション交換	<u>940</u>	耳あな型サスペンション交換	<u>890</u>
耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>33,500</u>	耳あな型アンプ組立交換 (レディメイド)	<u>31,700</u>
耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>44,600</u>	耳あな型アンプ組立交換 (オーダーメイド)	<u>42,200</u>
耳かけ型ケース組立交換	<u>3,950</u>	耳かけ型ケース組立交換	<u>3,750</u>
耳かけ型スイッチ交換	<u>4,750</u>	耳かけ型スイッチ交換	<u>4,500</u>
耳かけ型テレホンコイユル交換	<u>2,650</u>	耳かけ型テレホンコイユル交換	<u>2,550</u>
耳かけ型極板交換	<u>1,550</u>	耳かけ型極板交換	<u>1,470</u>
耳かけ型ボリューム交換	<u>6,800</u>	耳かけ型ボリューム交換	<u>6,450</u>
耳かけ型マイクロホン交換	<u>12,400</u>	耳かけ型マイクロホン交換	<u>11,810</u>
耳かけ型レシーバー交換	<u>12,800</u>	耳かけ型レシーバー交換	<u>12,120</u>
耳かけ型トリマー交換	<u>2,000</u>	耳かけ型トリマー交換	<u>1,900</u>
耳かけ型フック交換	<u>650</u>	耳かけ型フック交換	<u>620</u>

	耳かけ型電池ホルダー 交換	<u>1,050</u>		耳かけ型電池ホルダー 交換	<u>1,000</u>
	耳かけ型耳栓組立交換	<u>630</u>		耳かけ型耳栓組立交換	<u>600</u>
	耳かけ型サスペンション交換	<u>670</u>		耳かけ型サスペンション交換	<u>640</u>
	耳かけ型アンプ組立交換	<u>31,600</u>		耳かけ型アンプ組立交換	<u>29,880</u>
	重度難聴用ポケット型 スイッチ交換	<u>3,300</u>		重度難聴用ポケット型 スイッチ交換	<u>3,150</u>
	重度難聴用ポケット型 テレホンコイル交換	<u>1,400</u>		重度難聴用ポケット型 テレホンコイル交換	<u>1,350</u>
	重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	<u>8,750</u>		重度難聴用ポケット型 マイクロホン交換	<u>8,300</u>
	重度難聴用イヤホン交換	<u>5,800</u>		重度難聴用イヤホン交換	<u>5,490</u>
	重度難聴用耳かけ型レ シーバー交換	<u>15,800</u>		重度難聴用耳かけ型レ シーバー交換	<u>15,000</u>
	重度難聴用コード交換	<u>1,900</u>		重度難聴用コード交換	<u>1,800</u>
	重度難聴用耳かけ型ア ンプ組立交換	<u>42,700</u>		重度難聴用耳かけ型ア ンプ組立交換	<u>40,400</u>
	眼鏡型ケース組立交換	<u>9,900</u>		眼鏡型ケース組立交換	<u>9,400</u>
	眼鏡型スイッチ交換	<u>3,650</u>		眼鏡型スイッチ交換	<u>3,450</u>
	眼鏡型テレホンコイル 交換	<u>3,450</u>		眼鏡型テレホンコイル 交換	<u>3,300</u>
	眼鏡型極板交換	<u>1,450</u>		眼鏡型極板交換	<u>1,400</u>
	眼鏡型ボリューム交換	<u>4,800</u>		眼鏡型ボリューム交換	<u>3,900</u>
	眼鏡型マイクロホン交 換	<u>14,700</u>		眼鏡型マイクロホン交 換	<u>13,900</u>
	眼鏡型骨導子交換	<u>17,300</u>		眼鏡型骨導子交換	<u>16,400</u>
	眼鏡型アンプ組立交換	<u>24,400</u>		眼鏡型アンプ組立交換	<u>23,100</u>
	眼鏡型アンプ組立交換	<u>37,200</u>		眼鏡型アンプ組立交換	<u>35,200</u>

(送信用)		(送信用)	
眼鏡型アンプ組立交換	57,800	眼鏡型アンプ組立交換	54,700
(受信用)		(受信用)	
眼鏡型ブランク（空つ る）交換	4,600	眼鏡型ブランク（空つ る）交換	4,350
眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	3,250	眼鏡型テンプル（補助 つる）交換	3,100
眼鏡型フロント（前 枠）交換	10,000	眼鏡型フロント（前 枠）交換	9,500
眼鏡型平面レンズ交換	3,800	眼鏡型平面レンズ交換	3,600
ポケット型ケース組立 交換	5,700	ポケット型ケース組立 交換	5,400
ポケット型クリップ交 換	1,250	ポケット型クリップ交 換	1,200
ポケット型スイッチ交 換	3,700	ポケット型スイッチ交 換	3,500
ポケット型テレホンコ イル交換	1,400	ポケット型テレホンコ イル交換	1,350
ポケット型極板交換	1,400	ポケット型極板交換	1,350
ポケット型ボリューム 交換	4,800	ポケット型ボリューム 交換	4,580
ポケット型マイクロホ ン交換	5,700	ポケット型マイクロホ ン交換	5,400
骨導式ポケット型レ シーバー交換	11,100	骨導式ポケット型レ シーバー交換	10,500
骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	3,300	骨導式ポケット型ヘッ ドバンド交換	3,150
ダンパー入り耳かけ型 フック交換	1,000	ダンパー入り耳かけ型 フック交換	960
受信機交換	97,300	受信機交換	92,000
受信機基板交換	29,200	受信機基板交換	27,600

	受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,250</u>		受信機部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,000</u>		
	ワイヤレスマイク交換	<u>135,400</u>		ワイヤレスマイ克交換	<u>128,000</u>		
	ワイヤレスマイク基板交換	<u>40,600</u>		ワイヤレスマイク基板交換	<u>38,400</u>		
	ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	<u>3,700</u>		ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換	<u>3,500</u>		
	ワイヤレスマイクマイクロホン交換	<u>12,600</u>		ワイヤレスマイクマイクロホン交換	<u>12,000</u>		
	ワイヤレスマイクディスプレイ交換	<u>12,600</u>		ワイヤレスマイクディスプレイ交換	<u>12,000</u>		
	ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,250</u>		ワイヤレスマイク部品（ケース、充電池、アンテナ、スイッチ、コネクタ）交換	<u>5,000</u>		
	イヤモールド交換	<u>9,500</u>		イヤモールド交換	<u>9,000</u>		
	コンセント交換	<u>870</u>		コンセント交換	<u>830</u>		
	I C回路交換	<u>4,800</u>		I C回路交換	<u>4,550</u>		
	イヤホン交換	<u>3,350</u>		イヤホン交換	<u>3,170</u>		
	コード交換	<u>710</u>		コード交換	<u>680</u>		
	トランジスター又はダイオード交換	<u>2,150</u>		トランジスター又はダイオード交換	<u>2,050</u>		
	抵抗交換	<u>2,150</u>		抵抗交換	<u>2,050</u>		
	コンデンサ交換	<u>2,150</u>		コンデンサ交換	<u>2,050</u>		
	トランス交換	<u>2,000</u>		トランス交換	<u>1,900</u>		
	オーディオシュー交換	<u>5,250</u>		オーディオシュー交換	<u>5,000</u>		
人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	部品の交換を伴う修理は認められないこと。	人工内耳	人工内耳用音声信号処理装置修理	30,000	(新設)

(削る)	(削る)	(削る)		椅子	クッション交換	4,090	三重構造とする場合、1,300円増しすること。
	(削る)	(削る)			クッション (ポリエス テル繊維、ウレタン	10,000	
	(削る)	(削る)			フォーム等の多層構造 のもの及び立体編物構 造のもの) 交換		
	(削る)	(削る)			クッション (ゲルとウ レタンフォームの組合 せのもの) 交換	19,080	
	(削る)	(削る)			クッション (バルブを 開閉するだけで空気量 を調整するもの) 交換	30,000	
	(削る)	(削る)			クッション (特殊な空 気室構造のもの) 交換	45,000	
	(削る)	(削る)	(削る)		フローテーションパッ ド交換	30,000	
	(削る)	(削る)			背クッション交換	10,000	
	(削る)	(削る)			特殊形状クッション (骨盤・大腿部サポー ト) 交換	25,750	
	(削る)	(削る)			クッションカバー (防 水加工を施したもの) 交換	7,460	
	(削る)	(削る)			クッション滑り止め部 品交換	1,920	
	(削る)	(削る)			バックサポート交換	8,860	
	(削る)	(削る)	(削る)		延長バックサポート交 換	10,190	枕は含めないと。
	(削る)	(削る)			枕 (オーダー) 交換	10,330	
	(削る)	(削る)			枕 (レディメイド) 交 換	5,830	

		(削る)	(削る)			換		
		(削る)	(削る)			<u>バックサポートパイプ</u>	3,830	
		(削る)	(削る)			<u>交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>バックサポートパイプ</u>	3,700	
		(削る)	(削る)			<u>取付部品交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>張り調整式バックサ</u>	15,080	
		(削る)	(削る)			<u>ポート交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>高さ調整式バックサ</u>	12,080	
		(削る)	(削る)			<u>ポート交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>背折れ機構部品交換</u>	7,180	
		(削る)	(削る)			<u>背座間角度調整部品交</u>	8,100	
		(削る)	(削る)			<u>換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>アームサポート（肘当</u>	4,620	
		(削る)	(削る)			<u>て部分）交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>アームサポート（フ</u>	4,600	
		(削る)	(削る)			<u>レーム）交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>高さ角度調整式アーム</u>	9,010	
		(削る)	(削る)			<u>サポート交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>高さ調整式アームサ</u>	3,310	
		(削る)	(削る)			<u>ポート（段階調整式）</u>		
		(削る)	(削る)			<u>交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>角度調整式アームサ</u>	7,050	
		(削る)	(削る)			<u>ポート交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>跳ね上げ式アームサ</u>	6,060	
		(削る)	(削る)			<u>ポート交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>脱着式アームサポート</u>	6,200	
		(削る)	(削る)			<u>交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>アームサポート拡幅部</u>	3,610	
		(削る)	(削る)			<u>品交換</u>		
		(削る)	(削る)			<u>アームサポート延長部</u>	3,610	
		(削る)	(削る)			<u>品交換</u>		

	(削る)	(削る)		レッグサポート交換	2,700	
	(削る)	(削る)		脱着式レッグサポート 交換	5,780	
	(削る)	(削る)		挙上式レッグサポート (パッド形状) 交換	7,900	
	(削る)	(削る)		開閉挙上式レッグサ ポート (パッド形状) 交換	10,290	
	(削る)	(削る)		開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790	
	(削る)	(削る)	(削る)	フットサポート交換	3,780	前後調整の構造を 有する場合は 4,160円増し、角 度調整、左右調整 の各構造を有する 場合は各1,500円 増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換	27,080	枕は含めること。
	(削る)	(削る)		座布交換	8,750	
	(削る)	(削る)		座張り調整部品交換	10,000	
	(削る)	(削る)		座奥行き調整 (スライ ド式) 部品交換	16,970	
	(削る)	(削る)		座板交換	6,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降ハンドルユ ニット交換	15,800	
	(削る)	(削る)		座席昇降チェーン交換	8,400	
	(削る)	(削る)		座席昇降メカユニット 交換	22,100	
	(削る)	(削る)		フレーム (サイドベー ス) 交換	10,700	

	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 交換	8,500
	(削る)	(削る)		フレーム (サイド拡張) 取付部品交換	3,200
	(削る)	(削る)		フレーム (折りたたみ) 交換	22,180
	(削る)	(削る)		ブレーキ交換	9,100
	(削る)	(削る)		キャリパーブレーキ交換	8,000
	(削る)	(削る)		フットブレーキ (介助者用) 交換	7,970
	(削る)	(削る)		延長用ブレーキアーム交換	1,630
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430 1回当たりとする こと。
	(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器—夜光反射板) 交換	670
	(削る)	(削る)		ハンドリム交換	5,240
	(削る)	(削る)		滑り止めハンドリム交換	8,740
	(削る)	(削る)	(削る)	ノブ付きハンドリム交換	4,470 購入後に後付けする場合は、4,350 円増しとするこ と。
	(削る)	(削る)		キャスター (大) 交換	8,000
	(削る)	(削る)		キャスター (小) 交換	5,800
	(削る)	(削る)		屋外用キャスター (エ アー式等) 交換	7,500
	(削る)	(削る)		リーム交換	5,500
	(削る)	(削る)		車軸位置調整部品交換	16,120
	(削る)	(削る)		大車輪脱着ハブ交換	5,000

	(削る)	(削る)			<u>サイドガード交換</u>	6,820	
	(削る)	(削る)			<u>タイヤ交換</u>	4,270	
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>ノーパンクタイヤ交換</u>	4,190	購入後に後付けする場合は、1,740円増しとすること。
	(削る)	(削る)			<u>チューブ交換</u>	2,450	
	(削る)	(削る)			<u>シートベルト交換</u>	4,300	
	(削る)	(削る)			<u>テーブル交換</u>	10,900	
	(削る)	(削る)			<u>スポークカバー交換</u>	4,100	
	(削る)	(削る)	(削る)		<u>塗装</u>	17,900	1回当たりとすること。総塗り替えの場合に限りること。
	(削る)	(削る)			<u>ハブ取付部品交換</u>	6,100	
	(削る)	(削る)			<u>キャスター取付部品交換</u>	7,000	
	(削る)	(削る)			<u>ハブ用スプリング交換</u>	16,000	
	(削る)	(削る)			<u>ステッキホルダー(杖たて)交換</u>	3,000	
	(削る)	(削る)			<u>泥よけ交換</u>	6,050	
	(削る)	(削る)			<u>転倒防止装置交換</u>	3,750	
	(削る)	(削る)			<u>転倒防止装置(キャスター付き折りたたみ式)交換</u>	8,670	
	(削る)	(削る)			<u>携帯用会話補助装置搭載台交換</u>	30,000	
	(削る)	(削る)			<u>酸素ボンベ固定装置交換</u>	13,000	
	(削る)	(削る)			<u>人工呼吸器搭載台交換</u>	25,000	
	(削る)	(削る)			<u>栄養パック取り付け用</u>	10,190	

		(削る)	(削る)		ガートル架交換		
		(削る)	(削る)		点滴ポール交換	10,430	
		(削る)	(削る)		シリンダー用レバー交換	2,500	
		(削る)	(削る)		メカロック交換	10,000	
		(削る)	(削る)		ティルト用ガスダンパー交換	15,000	
		(削る)	(削る)		ワイヤー交換	1,800	
		(削る)	(削る)		ガスダンパー交換	15,000	
		(削る)	(削る)	(削る)	幅止め交換	4,290	購入後に後付けする場合は、750円増しとすること。
		(削る)	(削る)		高さ調整式手押しハンドル交換	7,840	
		(削る)	(削る)		車載時固定用フック交換	3,000	
		(削る)	(削る)		日よけ（雨よけ）部品交換	12,000	
		(削る)	(削る)		6輪構造部品交換	34,720	
		(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、座奥行き及び張り調整、フットプレーート前後調整、車軸位置調整及び脱着ハブ、その他成長対応に必要な構造を有すること。
		(削る)	(削る)		痰吸引器搭載台交換	25,000	
		(削る)	(削る)		コントローラー交換	84,300	

(削る)	(削る)	(削る)	電動車椅子	コントローラー部品交換	9,500
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー交換	40,600
	(削る)	(削る)		電動リフトコントローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントローラー交換	94,500
	(削る)	(削る)		電動ティルトコントローラー部品交換	10,200
	(削る)	(削る)		操作制御部交換	24,300
	(削る)	(削る)		操作制御部部品交換	5,800
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動リフト操作制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部交換	30,500
	(削る)	(削る)		電動ティルト制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動リフト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部交換	15,200
	(削る)	(削る)		電動ティルト自動停止制御部部品交換	5,100
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー交換	9,000
	(削る)	(削る)		ハーネス及びリレー部	3,400

	(削る)	(削る)			品交換	
	(削る)	(削る)			電動リフトハーネス交換	<u>15,200</u>
	(削る)	(削る)			電動ティルトハーネス交換	<u>15,200</u>
	(削る)	(削る)			モーター交換	<u>28,500</u>
	(削る)	(削る)			モーター部品交換	<u>7,200</u>
	(削る)	(削る)			電動リクライニング	<u>17,000</u>
	(削る)	(削る)			モーター交換	
	(削る)	(削る)			電動リフトモーター交換	<u>60,900</u>
	(削る)	(削る)			電動リフトモーター部品交換	<u>8,100</u>
	(削る)	(削る)			電動ティルトモーター交換	<u>17,000</u>
	(削る)	(削る)			電動ティルトモーター部品交換	<u>8,100</u>
	(削る)	(削る)			ギヤーボックス交換	<u>45,100</u>
	(削る)	(削る)			ギヤーボックス部品交換	<u>9,700</u>
	(削る)	(削る)			電動リクライニング装置交換	<u>53,300</u>
	(削る)	(削る)			電動リクライニング装置部品交換	<u>22,200</u>
	(削る)	(削る)			電動ティルト装置交換	<u>53,300</u>
	(削る)	(削る)			電動ティルト装置部品交換	<u>22,200</u>
	(削る)	(削る)			電動又は電磁式ブレーキ(簡易型用を除く。)交換	<u>17,400</u>
	(削る)	(削る)			電動又は電磁式ブレー	<u>12,500</u>

					<u>キ (簡易型用に限 る。) 交換</u>	
(削る)	(削る)				<u>手動ブレーキ交換</u>	12,200
(削る)	(削る)				<u>手動ブレーキ部品交換</u>	7,200
(削る)	(削る)				<u>クラッチ交換</u>	8,600
(削る)	(削る)				<u>フレーム交換</u>	38,300
(削る)	(削る)				<u>フレーム部品交換</u>	8,900
(削る)	(削る)				<u>シートフレーム交換</u>	15,100
(削る)	(削る)				<u>シートフレーム部品交 換</u>	6,400
(削る)	(削る)				<u>電動リフトシートフ レーム交換</u>	81,200
(削る)	(削る)				<u>電動リフトメインフ レーム交換</u>	101,500
(削る)	(削る)				<u>電動ティルトシートフ レーム交換</u>	81,200
(削る)	(削る)				<u>バックサポートパイプ 交換</u>	8,800
(削る)	(削る)	(削る)			<u>延長バックサポート交 換</u>	9,300
(削る)	(削る)	(削る)			<u>枕 (オーダー) 交換</u>	10,330
(削る)	(削る)				<u>張り調整式バックサ ポート交換</u>	15,080
(削る)	(削る)	(削る)			<u>ヘッドサポートベース (マルチタイプ) 交換</u>	16,950
(削る)	(削る)				<u>高さ調整式アームサ ポート交換</u>	3,310
(削る)	(削る)				<u>跳ね上げ式アームサ ポート交換</u>	6,280
(削る)	(削る)				<u>アームサポート拡幅部</u>	3,610

	(削る)	(削る)			品交換	
	(削る)	(削る)			アームサポート延長部	3,610
	(削る)	(削る)			品交換	
	(削る)	(削る)			アームサポートパイプ	4,150
	(削る)	(削る)			交換	
	(削る)	(削る)			アームサポートクッ	3,450
	(削る)	(削る)			ション交換	
	(削る)	(削る)			サイドガード交換	5,000
	(削る)	(削る)			バックサポート交換	6,900
	(削る)	(削る)			シート交換	9,290
	(削る)	(削る)	(削る)		フットサポート交換	11,500
	(削る)	(削る)				前後調整、角度調 整、左右調整の各 構造を有する場合 は、各1,500円増 しとすること。
	(削る)	(削る)			フットサポート部品交 換	5,200
	(削る)	(削る)			開閉・脱着式レッグサ ポート交換	6,790
	(削る)	(削る)			キャスター交換	9,600
	(削る)	(削る)			キャスター部品交換	3,900
	(削る)	(削る)			フロントホイール交換	4,300
	(削る)	(削る)			リヤホイール交換	5,200
	(削る)	(削る)			タイヤ交換	8,100
	(削る)	(削る)	(削る)		ノーパンクタイヤ（前 輪）交換	5,000
	(削る)	(削る)	(削る)			購入後に後付けす る場合は、12,400 円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)		ノーパンクタイヤ（後 輪）交換	5,000
	(削る)	(削る)	(削る)			購入後に後付けす る場合は、13,300 円増しとすること。

(削る)	(削る)	(削る)		リヤシャフト交換	6,700	と。
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトシャフト交換	50,800	
(削る)	(削る)	(削る)		電動ティルトシャフト交換	58,000	
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトチェーン交換	50,800	
(削る)	(削る)	(削る)		電動リフトチェーンアジャスター交換	25,400	
(削る)	(削る)	(削る)		簡易型電動装置交換	157,500	アシスト式は、 55,000円増しとす ること。ACサー ボモーター式を必 要とする場合は 20,000円増しとす ること。
(削る)	(削る)	(削る)		簡易型ホイール交換	27,700	アシスト式は、 6,000円増しとす ること。
(削る)	(削る)	(削る)		簡易型ホイール部品交換	3,930	
(削る)	(削る)	(削る)		簡易型右側駆動装置交換	114,850	アシスト式は、 21,900円増しとす ること。ACサー ボモーター式を必 要とする場合は 10,000円増しとす ること。
(削る)	(削る)	(削る)		簡易型左側駆動装置交換	84,850	アシスト式は、 39,900円増しとす

(削る)	(削る)			簡易型駆動装置部品交換	23,400	
(削る)	(削る)	(削る)		バッテリー交換	25,800	密閉型は、3,000円増しとすること。
(削る)	(削る)			バッテリー（マイコン内蔵型ニッカド電池）交換	31,000	
(削る)	(削る)			バッテリー（マイコン内蔵型ニッケル水素電池）交換	54,000	
(削る)	(削る)			バッテリー（リチウムイオン電池）交換	124,400	
(削る)	(削る)			バッテリー部品交換	2,300	
(削る)	(削る)			内蔵充電器交換	47,600	
(削る)	(削る)	(削る)		外部充電器交換	20,000	簡易型は、5,000円増しとすること。
(削る)	(削る)			充電器部品交換	11,800	
(削る)	(削る)			オイル又はグリス交換	2,700	
(削る)	(削る)			ステッキホルダー（杖たて）交換	3,000	
(削る)	(削る)			転倒防止装置交換	3,750	
(削る)	(削る)			転倒防止装置（キャスター付き折りたたみ式）交換	7,740	

	(削る)	(削る)			<u>クライマーセット (段差乗り越え補助装置) 交換</u>	<u>18,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>フロントサブホイール (溝脱輪防止装置) 交換</u>	<u>11,200</u>
	(削る)	(削る)			<u>携帯用会話補助装置搭載台交換</u>	<u>30,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>酸素ボンベ固定装置交換</u>	<u>13,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>人工呼吸器搭載台交換</u>	<u>25,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>栄養パック取り付け用ガートル架交換</u>	<u>10,910</u>
	(削る)	(削る)			<u>点滴ポール交換</u>	<u>10,430</u>
	(削る)	(削る)			<u>背座間角度調整部品交換</u>	<u>8,100</u>
	(削る)	(削る)			<u>座奥行き調整 (スライド式) 部品交換</u>	<u>12,080</u>
	(削る)	(削る)			<u>電動スイングチンコン</u>	<u>213,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>トロール一式交換</u> <u>(以下パート)</u>	
	(削る)	(削る)			<u>パワースイングチン</u>	<u>68,250</u>
	(削る)	(削る)			<u>アーム交換</u>	
	(削る)	(削る)			<u>チン操作ボックス交換</u>	<u>15,250</u>
	(削る)	(削る)			<u>セレクター交換</u>	<u>88,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>液晶モニター交換</u>	<u>52,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>頭部スイッチ・取付金具交換</u>	<u>20,000</u>
	(削る)	(削る)			<u>手動スイングチンコン</u>	<u>35,000</u>
					<u>トロール一式交換</u>	

	(削る)	(削る)	(削る)	(以下パート)	
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>手動スイングチン</u>	<u>19,750</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>アーム交換</u>	
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>チン操作ボックス交換</u>	<u>15,250</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>手動スイングアーム交換</u>	<u>10,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (非常停止スイッチ ボックス) 交換</u>	<u>20,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (4方向スイッチボック ス) 交換</u>	<u>30,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (4方向スイッチボー ド) 交換</u>	<u>30,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (8方向スイッチボッ クス) 交換</u>	<u>50,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (8方向スイッチボー ド) 交換</u>	<u>50,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (小型ジョイスティッ クボックス) 交換</u>	<u>40,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (フォースセンサ) 交 換</u>	<u>88,000</u>
	(削る)	(削る)	(削る)	<u>多様入力コントローラ (足用ボックス) 交換</u>	<u>40,000</u>

	(削る)	(削る)		簡易 1 入力一式交換	90,000	
	(削る)	(削る)		延長式スイッチ交換	1,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状	3,350	購入後に後付けする場合は、1,650円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	(小ノブ、球ノブ、こけしノブ) 交換		
	(削る)	(削る)	(削る)	レバーノブ各種形状 (U ノブ、十字ノブ、ペンノブ、太長ノブ、T字ノブ、極小ノブ) 交換	3,860	購入後に後付けする場合は、2,980円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	感度調整式ジョイスティック交換	10,000	購入後に後付けする場合は、5,000円増しとすること。
	(削る)	(削る)	(削る)	ジョイスティックのバネ圧変更部品交換	7,500	購入後に変更する場合は、500円増しすること。
	(削る)	(削る)		前輪パワーステアリング部品交換	51,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	車載時固定用フック交換	3,000	1ヶ所当たりとすること。
	(削る)	(削る)		日よけ (雨よけ) 部品交換	12,000	
	(削る)	(削る)	(削る)	リフレクタ (反射器—夜光材) 交換	430	1回当たりとすること。
	(削る)	(削る)		リフレクタ (反射器—夜光反射材) 交換	670	
	(削る)	(削る)		シートベルト交換	4,300	
	(削る)	(削る)		テーブル交換	10,900	
	(削る)	(削る)	(削る)	成長対応型部品交換	56,020	バックサポート高さ及び張り調整、

	(削る)	(削る)				座奥行き及び張り 調整、フットブ レート前後調整、 その他成長対応に 必要な構造を有す ること。
	(削る)	(削る)			手動リクライニング装 置交換 痰吸引器搭載台交換	35,000 25,000
歩 行 器	キャスター (大) 交換 キャスター (小) 交換 腰掛交換 肘当交換 ブレーキ交換 グリップ交換 塗装	8,200 4,100 5,350 7,950 15,700 2,050 9,400	(略)	歩 行 器	キャスター (大) 交換 キャスター (小) 交換 腰掛交換 肘当交換 ブレーキ交換 グリップ交換 塗装	7,400 3,700 4,850 7,200 14,200 1,850 8,500 (略)
歩 行 補 助 つ え	脇当交換 凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,650 1,150		歩 行 補 助 つ え	脇当交換 凍結路面用滑り止め (非ゴム系) 交換	1,450 1,000
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理 固定台 (アーム式又は テーブル置き式) 交換 固定台 (自立スタンド 式) 交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置 (ス	53,400 32,000 62,000 32,000 21,300 35,800 10,600		重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置	本体修理 固定台 (アーム式又は テーブル置き式) 交換 固定台 (自立スタンド 式) 交換 入力装置固定具交換 呼び鈴交換 呼び鈴分岐装置交換 接点式入力装置 (ス	50,000 30,000 50,820 30,000 20,000 33,600 10,000

	イッチ) 交換 帶電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>42,700</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチセンサ <u>コントローラ</u> であるこ と。別途必要なタッチ式入力装置 は <u>10,600円</u> 、ピンタッチ式先端部は <u>13,000円</u> 増しとす ること。		イッチ) 交換 帶電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>40,000</u>	触れる操作で信号 入力が可能なタッチセンサ <u>コントローラ</u> であるこ と。別途必要なタッチ式入力装置 は <u>10,000円</u> 、ピンタッチ式先端部は <u>6,300円</u> 増しとす ること。
	筋電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>85,400</u>			筋電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>80,000</u>	
	光電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>53,400</u>			光電式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>50,000</u>	
	呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>37,300</u>			呼気式 (吸気式) 入力 装置 (スイッチ) 交換	<u>35,000</u>	
	圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>42,700</u>			圧電素子式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>40,000</u>	
	空気圧式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>42,700</u>	(略)		空気圧式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>40,000</u>	(略)
	視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>220,000</u>			視線検出式入力装置 (スイッチ) 交換	<u>180,000</u>	
	遠隔制御装置交換	<u>36,000</u>			遠隔制御装置交換	<u>21,000</u>	
(注) 1・2 (略)				(注) 1・2 (略)			